

令和5年度

宮 城 県 歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

宮 城 県 基 金 運 用 状 況 審 査 意 見 書

宮城県監査委員

宮 監 委 第 5 1 号
令和 6 年 9 月 10 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員 佐々木 喜 藏
宮城県監査委員 佐々木 功 悦
宮城県監査委員 成 田 由加里
宮城県監査委員 吉 田 計

令和 5 年度宮城県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された令和 5 年度宮城県一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに令和 5 年度宮城県基金運用状況について、別添のとおり意見書を提出します。

目 次

宮城県歳入歳出決算審査意見書

1	審査の対象	1
2	審査の方法	1
3	審査の結果及び意見	2
	(1) 審査の結果	2
	(2) 意見	8
4	決算の概要	19
5	決算参考資料	23
	(1) 一般会計	
	イ 款別歳入額	23
	ロ 県税税目別課税収入状況	24
	ハ 県税以外の収入未済状況	25
	ニ 款別歳出額	28
	ホ 前年度からの繰越額一覧表	29
	ヘ 翌年度への繰越額一覧表	30
	ト 四半期別資金の状況調	32
	(2) 特別会計	
	イ 会計別歳入額	34
	ロ 会計別歳出額	35
	ハ 収入未済状況	36
	ニ 前年度からの繰越額一覧表	37
	ホ 翌年度への繰越額一覧表	37
	ヘ 四半期別資金の状況調	38
	(3) 財産等	
	イ 公有財産	40
	ロ 重要物	42
	ハ 債務保証及び損失補償	42
	ニ 債権	42
	ホ 基金	46
	ヘ 県債	49

宮城県基金運用状況審査意見書

1	審査の対象	5 1
2	審査の方法	5 1
3	運用の状況	5 2
(1)	土地基金	5 2
(2)	企業立地資金貸付基金	5 3
(3)	美術品等取得基金	5 4
(4)	高等学校等育英奨学資金貸付基金	5 5
4	審査の結果及び意見	5 6

<参考>前年度意見に対する執行部の対応状況

	前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況	5 7
	前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況	9 0

宮城県歳入歳出決算審査意見書

宮城県歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

令和6年7月16日審査に付された令和5年度宮城県歳入歳出決算は、次のとおりである。

- (1) 宮城県一般会計決算
- (2) 宮城県公債費特別会計決算
- (3) 宮城県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算
- (4) 宮城県国民健康保険特別会計決算
- (5) 宮城県中小企業高度化資金特別会計決算
- (6) 宮城県農業改良資金特別会計決算
- (7) 宮城県沿岸漁業改善資金特別会計決算
- (8) 宮城県林業・木材産業改善資金特別会計決算
- (9) 宮城県県有林特別会計決算
- (10) 宮城県土地取得特別会計決算
- (11) 宮城県港湾整備事業特別会計決算

2 審査の方法

一般会計及び各特別会計の全般について、決算の計数は正確であるか、予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われているか、収入、支出、契約及び財産管理等の財務の執行に関する事務については、関係法令等に基づき適正に処理されているかの視点をもって、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、別に実施した定期監査及び例月出納検査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

県警察については、これらに加え、捜査員から聴取調査を実施した。

3 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

令和5年度宮城県歳入歳出決算について審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数並びに収入、支出、契約及び財産管理等の財務に関する事務の執行については、関係法令等に従い、おおむね適正に処理されているものと認められた。

以下において、留意改善すべき事項として、既の実施した定期監査等（令和5年9月から令和6年8月まで実施）も含めて認められた不適切な事務処理の内容を示す。

イ 決算計数関係

(イ) 是正・改善を要する事項が認められたので、計数の正確性を期し的確に対応されたい。

- a 国庫補助金について、調定遅延があったもの【施設整備課】
- b 電柱敷地使用料について、調定遺漏があったもの【施設整備課】

ロ 収入関係事務

(イ) 県税の収入未済額は、26億6,934万6,698円と前年度を1億3,029万185円（+5.1%）上回っており、収入未済を解消する努力は見られるが、依然として多額の収入未済額が認められることから、引き続き適切な徴収対策を継続する必要がある。

- a 県税収入未済額【税務課、地方税徴収対策室】

現年度分	1,078,160,899円	(942,460,608円)	
過年度分	1,591,185,799円	(1,596,595,905円)	
合計	2,669,346,698円	(2,539,056,513円)	*（ ）内の数字は、令和4年度決算額を表す。以下同じ。

(ロ) 県税以外の収入未済額（繰越事業に係る国庫支出金等の未収入特定財源等を除く。）は、特別納付金、生活保護扶助費返還金、児童扶養手当給付費返還金など一般会計及び特別会計の合計で19億4,046万7,520円と前年度を1億9,233万884円（△9.0%）下回った。これは、生活保護扶助費返還金などの収入未済額が増加した一方で、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済

額が減少したほか、一般会計で2億2,371万3,832円を不納欠損処分したことなどによるものである。県税以外の収入についても、収入未済の縮減に向け、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

a 特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）に係る収入未済額

【廃棄物対策課、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室】

現年度分	33,378,511円	(29,457,772円)
過年度分	973,522,231円	(1,000,280,654円)
合計	1,006,900,742円	(1,029,738,426円)

b 生活保護扶助費返還金に係る収入未済額【各保健福祉事務所（地域事務所を除く。）】

現年度分	22,640,720円	(28,375,656円)
過年度分	154,430,800円	(144,414,031円)
合計	177,071,520円	(172,789,687円)

c 補助金等精算返還金（宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金）に係る収入未済額【子育て社会推進課】

現年度分	0円	(10,016,967円)
過年度分	10,016,967円	(0円)
合計	10,016,967円	(10,016,967円)

d 児童扶養手当給付費返還金に係る収入未済額【子ども・家庭支援課】

現年度分	1,113,860円	(3,528,530円)
過年度分	18,010,220円	(15,936,500円)
合計	19,124,080円	(19,465,030円)

e 県営住宅使用料に係る収入未済額【住宅課】

現年度分	12,300,630 円	(12,430,710 円)
過年度分	20,768,348 円	(22,487,855 円)
合 計	33,068,978 円	(34,918,565 円)

f その他の収入未済額

現年度分	59,710,300 円	(204,388,741 円)
過年度分	634,574,933 円	(661,480,988 円)
合 計	694,285,233 円	(865,869,729 円)

(ハ) 国庫補助事業などにおいて、不適切な事務処理による県費の持ち出しが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 国への実績報告のとりまとめについて、実績額を誤って報告したため、国庫補助事業の対象外となり、県費の持ち出しが生じたもの【総合政策課】
【地域振興課】
- b 国への実績報告について、実績額を誤って報告したため、国庫補助金の一部が受けられなくなり、県費の持ち出しが生じたもの【特別支援教育課】
- c 受託事業について、令和4年度繰越工事に係る受託徴収金が令和5年度の歳入とならず、県費の持ち出しが生じたもの【防災砂防課】

(ニ) 調定遺漏、調定遅延及び過徴収が認められたので、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 国庫補助金について、調定遅延があったもの【施設整備課】
- b 電柱敷地使用料について、調定遺漏及び調定遅延があったもの【仙台保健福祉事務所】【北部児童相談所】【施設整備課】
- c 教育財産に係る雑入（光熱水費）について、調定遅延があったもの【美術館】
- d 職員宿舍規則の規定の解釈を誤り、宿舍貸付料について不適正な調定を行い、過徴収となったもの【職員厚生課】

(ホ) 現金の管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

- a 現金で領収した診療費を、職員が自己の机の引き出しに不適切に保管し、収納事務及び領収書発行の遅延を招いたもの【子ども総合センター】

ハ 支出関係事務

(イ) 需用費などにおいて、過少払い、二重払い、支払遅延など不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

- a 複写サービス料金について、請求書の内容を確認しないまま、契約内容と異なる金額を支出していたもの【南三陸高等学校】
- b 報償費などについて、二重払いが認められたもの【農業大学校】【仙台地方ダム総合事務所】【加美農業高等学校】
- c 需用費などについて、支払遅延が認められたもの【大河原地方振興事務所】【農政総務課、農業政策室】【農業大学校】【林業振興課】
【仙台三桜高等学校】【支援学校岩沼高等学園】
- d 支給定日に支払うべき給料及び諸手当について、支払遅延が認められたもの【文化財課】【泉高等学校】

(ロ) 諸手当において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

- a 扶養手当等について、扶養手当の支給要件喪失後の手当支給により、過年度に遡及して返納が生じたもの。また、過支給額の一部が時効により徴収できなかったもの【警察本部】

(ハ) 補助金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

- a 高齢者保健福祉関係事業費ほか1事業の概算払いについて、当該年度中に精算行為を行っていなかったもの【気仙沼保健福祉事務所】
- b 令和5年度外来協力医療機関設備整備事業費補助金について、本来受けるべき医療機関に交付せず、別の医療機関に交付し、未払いと過払いが生じたもの【疾病・感染症対策課、新型コロナ調整室、新型コロナワクチン接種推進室】
- c 給食費食材価格高騰対策費補助金について、交付決定額を超える額で補助金額を確定し、交付していたもの【保健体育安全課】

ニ 契約関係事務

(イ) 委託契約及び工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

- a 委託契約について、予定価格を超えた額で契約締結していたものが認められたもの【農業・園芸総合研究所】 【石巻商業高等学校】
【光明支援学校】
- b 予定価格調書を作成しなければならない委託契約について、予定価格調書を作成しなかったもの【環境政策課、再生可能エネルギー室】
- c 工事請負契約について、事業の執行管理が不適切であり、一時的に過払いが認められたもの【仙台地方振興事務所】

ホ その他の事務

(イ) 事務事業の執行において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

- a 「親権停止の審判の取消し審判」が確定したときは、戸籍法の規定により、申立人である児童相談所長は、確定した日から10日以内に市町村へ届出をする必要があるが、その認識がなく、届出が約9か月遅れとなったことから、正当な理由なく法定の期間内に届出をしなかったとして、過料が科されたもの【中央児童相談所】

(ロ) 給与及び旅費の集約事務において、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 令和5年8月に稼働した総務事務センターにおいて、給与の集約事務におけるシステムエラー及び入力ミスにより多数の不備が発生した。また、旅費の集約事務においては、新たな事務手続きが追加されたこともあり、旅費の支払いに遅れが生じた。稼働に当たっては体制の整備、システムエラーの随時改修等是正に尽力したものの不備が多発した。【総務事務管理課】

(ハ) 自動車税種別割の課税において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 平成31年度税制改正を受け、令和元年10月から新たな税額が適用されるよう令和元年6月定例会で宮城県県税条例を改正したが、令和6年1月に、当該条例の一部の規定に不備があることが判明した。

これにより、令和元年10月以降、過大な額で課税していたことが判明したことから、納税者に対し、過大課税分を還付するとともに、不備を是正するための条例改正を行ったもの。【税務課、地方税徴収対策室】

(二) 歳入歳出外現金において、払出遅延及び納付遅延による督促手数料の発生など不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

- a 工事請負契約について、契約保証金の払出遅延が認められたもの【北部土木事務所】
- b 個人住民税について、納付期限に遅延し、督促手数料が発生したもの【中央児童相談所】 【農業・園芸総合研究所】
- c 弁護士報酬の所得税について、納付期限に遅延し、不納付加算税が発生したもの【福利課】

(ホ) 事務事業の執行管理において、公印の紛失が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

- a 公印が厳正に管理されていなかったため、紛失したもの【河川課】

(へ) 私費会計において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

- a 複数の私費会計において、金融機関届出印が押印された金額未記入の出金伝票を作成したほか、学校徴収金取扱マニュアルに基づいた事務処理の不徹底等により、私的流用があったもの【白石工業高等学校】
- b 県立学校における私費会計において、これまでの取組にも関わらず、職員による私的流用が後を絶たないことから、その根絶に向けて抜本的な対策を講じるよう求めた。【高校教育課、高校財務・就学支援室】
- c 生徒閲覧用の新聞購読料について、県費で支払うべきところを団体費で支払ったもの【宮城野高等学校】
- d 複写機の支払いについて、予算の内示を受けていたが、内示がないと誤認し、一部を団体費で支払ったもの【角田高等学校】

(2) 意見

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の社会・経済活動の回復に向けて、物価高騰対策を始め、総合的な経済対策を臨機に講じつつ、3年目を迎えた「新・宮城の将来ビジョン」（令和3年度～令和12年度）に基づき、人口減少対策やDXの推進など各種事業に取り組んだ。

これらの実施状況について、付託された令和5年度歳入歳出決算に係る審査の結果を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

イ 健全な財政運営と適切な財務の執行

(イ) 決算状況

全国的な消費の持ち直しによる地方消費税の増収等により税収は過去最高の3,138億8,101万6,940円に上り、一般会計の実質収支は17億3,377万5,501円の黒字となったが、高齢化の進展に伴う社会保障費の増大や、公共施設の老朽化、物価高騰等の影響により、本県の財政状況の先行きは依然として不透明である。令和6年度当初予算においても、財政調整基金の取崩しを余儀なくされるなど厳しい財政状況に変わりはなく、加えて、人手不足、金融引締めに伴う景気の下振れなど様々なリスクも懸念される。これらの動向を注視し、人口減少局面における地域経済の持続性確保、激甚化・頻発化する自然災害への備え、公共施設の適正な維持管理等を念頭に、新・宮城の将来ビジョン推進事業を始め、県勢発展に向けた効果的な取組が着実に推進されるよう、引き続き堅実な財政運営に努められたい。

なお、決算は県政の執行状況を県民に具体的に示すものでもあり、県民の利便性に配慮し、データの二次利用の観点も含め、ホームページによる情報提供の一層の充実に努められたい。

(ロ) 健全化判断比率等の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率の審査に係る意見及び結果については、「宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書」で述べたとおりである。

令和5年度は、歳入確保と歳出抑制の両面から財源不足の縮減に取り組んだ結果、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも前年

度より改善し、臨時財政対策債を除く県債残高は「みやぎ財政運営戦略（第3期）」（令和3年度～令和6年度）における指標である標準財政規模の2倍を超えないレベルを維持している。引き続き、将来世代の過度な負担が生じないように、投資と負担のバランスを図り、財政基盤の更なる健全化に努めるとともに、「みやぎ財政運営戦略（第3期）」の実績を検証し、県民に対する更に分かりやすい情報提供に努めながら、「新・宮城の将来ビジョン実施計画（中期）」を支える次期財政運営戦略の策定に取り組まれない。

なお、令和5年度は臨時財政対策債の発行額が前年度比約78億円の減となったが、引き続き、地方の財源不足の解消に当たっては、地方交付税に係る国税法定率の引上げなど地方財政の健全化に資する持続可能な制度を確立するよう国に求めるとともに、県債残高の約36%を占める臨時財政対策債については、基準財政需要額への算入額と実際の元利償還額との間に乖離が生じないように引き続き適切に管理されたい。

（ハ）収入未済の縮減

県税の収入未済額について、滞納繰越分は前年度に続き縮減したが、現年分の県民税（個人県民税・法人県民税）及び事業税（個人事業税・法人事業税）で1億7,436万1,442円増加するなど、全体で前年度比1億3,029万185円（5.1%）増の26億6,934万6,698円となり3年ぶりに増加に転じた。主な要因は、国税における修正又は更正に伴う新たな課税によるものとしている。

県税においては、「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」（令和4年度～令和6年度）に基づき、収入未済額全体の約75%を占める個人県民税を重点税目として、各県税事務所に市町村滞納整理連携・協働チームを設置し、研修の実施、共同催告、職員併任制度を活用した連携・協働による滞納整理などその縮減に取り組んでいるが、同計画では、令和6年度末での収入未済額の目標を23.5億円（うち個人県民税17.0億円）以下と定めていることから、現年度分の徴収率の向上に努めながら、確実に目標を達成されたい。

県税以外の収入未済額では、宮城県収入未済額縮減推進会議が定めた「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」（令和4年3月改定）に基づき、令和4年度から令和6年度までの3年間に3億円を縮減することを目標として、内部統制多所属間双方向検証「マルチアングルゼミナール」も活用し、優良事例の情報共有等に努めている。昨年度、竹の内産業廃棄物最終処分場での行政代執行に係る特別納付金において、債務者が保有する5,500万円余の預金を差押え、回収したことは大きな成果であるが、各所属中心の対応では

限界もあり、徴収可能な債権の効率的回収ができる組織体制や規程¹の整備について引き続き検討されたい。

なお、滞納処分の停止を行った後の資力調査を確実に励行するとともに、不納欠損処理に当たっては、市町村が徴収する個人県民税も含めて県民に対する説明責任を果たすよう留意されたい。また、債務者に対する財産調査について、近年、預貯金から投資への資金の移動が加速しており、電子マネーや仮想通貨等の非現金資産の普及も考慮した財産の的確な捕捉、徴収の在り方についても更に研究されたい。

（二）歳入歳出外現金の適正管理

歳入歳出外現金は、法令の規定に基づき県が保管する公金であり、その出納及び保管は、歳計現金の出納及び保管の例により行わなければならないとされているが、特別徴収に係る個人住民税や契約保証金等について、払出先の誤りや、払出遅延が発生している。

「歳入歳出外現金の管理状況」に関する令和4年度行政監査での監査委員意見及び公表された措置状況等を踏まえ、出納局が提供するチェックシートを活用するなど内部統制を強化するとともに、関係機関相互の的確な情報連携とチェック体制を確保し、再発防止に努められたい。

（ホ）3E（経済性・効率性・有効性）を重視した行財政運営と県民への説明責任

「みやぎ環境税」や「みやぎ発展税」など一定の政策目的のための超過課税や法定外税については、目的に照らし、充当事業の有効性について十分に検証の上、客観的な指標を示しながら、情報提供の内容や時期をできるだけ統一する等、更に県民に分かりやすく公表、説明されたい。

令和5年度には、公共事業等債などにおいて地球温暖化等をはじめとする環境問題に加え様々な社会課題の解決に資するプロジェクトを対象とするESG債（サステナビリティボンド）を東北地方の地方自治体で初めて発行したほか、2050年カーボンニュートラルの

¹ 16都道府県を含む4割超の自治体で債権管理に関する条例を制定済み（R6.8.14一般財団法人地方自治研究機構ホームページより）。長崎県では令和2年度に債権管理室を新設。また、「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」（R4.3.28宮城県収入未済額縮減推進会議）において、「他の自治体における債権管理の一元化の動向など推進会議事務局において情報収集に努める。」とされている。

実現に貢献するプロジェクトへのガバメントクラウドファンディングの導入検討も進められている。こうした動きは、本県が推進する政策への認知度向上や気運の醸成などの効用を併せ持つ新たな歳入確保策として有意義であり、今後、理解や共感の広がりや安定的な資金調達につながるよう、充当事業の内容と実績について、3Eに即した情報発信と分かりやすい説明に努められたい。

令和6年度は「新・宮城の将来ビジョン実施計画（前期）」（令和3年度～令和6年度）の最終年であり、向こう3年間の中期実施計画の策定年でもあることから、「宮城県行財政運営・改革方針（第1期）」（令和3年度～令和6年度）や「みやぎ財政運営戦略（第3期）」など「新・宮城の将来ビジョン」を支える計画を含め、3Eの視点から目標指標の達成状況とその要因を検証し、施策の効果（アウトカム）を県民に分かりやすく説明されたい。また、次期計画の策定においては、県民への約束となる目標指標の項目や水準について、アウトカムが明確になるよう必要に応じて見直されたい。

（へ）精度の高い予算管理と事務執行管理

国庫補助事業に係る実績報告において実績額を誤り、国費相当分の歳入欠損が生じたため一般財源により補填した事案が複数発生しているほか、繰越工事に係る受託事業収入の納期限設定を誤り、繰り越された年度の歳入とならず一般財源により立て替えた事案や、事務引継や所属内での確認に不備があり、同一案件について重複して申請し、国庫補助金を二重に受け取った事案など、内部統制の不備による不適切な事務処理が発生している。特に、県費の持ち出しにより、県財政に損失を及ぼすミスが繰り返されていることは重大であり、徹底した再発防止策を講じられたい。

東日本大震災及びその後の災害からの復旧・復興においては、軽易な手続きでの繰越しにより、年度内に完了しない各種事業が切れ目なく実施されてきたが、震災後の入庁者が4割に達する中、会計年度独立の原則に対する例外的な措置である繰越制度の趣旨や要件について、改めて組織的に共有し事業の適正な進捗管理に努められたい。また、国に対して、引き続き、年度当初から円滑に事業を実施できるよう計画的な予算措置を求められたい。

（ト）補助金の適正執行

補助金交付手続については、平成29年度の包括外部監査結果を踏まえて、「補助金交付手続の改善方針」（令和4年3月1日付け経号外）を定め、併せて「（参考様式）補助金交付事務に係る確認用チェックリスト」を作成したところであるが、大量に処理する

中で交付先を誤り未払い及び過払いが発生した事案や、交付決定額を超えて額を確定し交付した事案のほか、実績報告書の提出期限が守られていない事案も引き続き複数発生している。

上記「チェックリスト」の有効活用などにより内部統制の体制整備を図り、補助金事務の適正な執行に努められたい。

(チ) 財産の適正管理

令和3年度行政監査において、供用備品の適正な管理を徹底するよう指摘²したにも関わらず、未だ財務規則に基づく照合確認や、供用の状況の記録・管理³が適正に行われておらず、現物と物品管理システムの登録データとの間に齟齬のある所属が散見されることは誠に遺憾である。

物品管理者にあつては、物品は公金が形を変えたものであり、その亡失、損傷などがあつた場合には、職員個人の賠償責任も問われ得るものであることを十分に認識し、指定管理者が管理するものを含め、全ての供用備品について毎年度計画的に照合確認を行い、現物の状態や使用・貸付の状況などを正確に記録されたい。加えて、不用な備品を保管し続けることは、それ自体が無駄であるほか、例えば、売却機会の損失や古いパソコンからの情報流出、使用期限を過ぎたAEDの使用のようなリスクを伴うものであることを念頭に置き、備品の現状に即して、適時に遊休物品の登録や処分等の手続を執られたい。

県では、令和4年度から、備品管理に係るマルチアングルゼミナールを開催し、優れた実践例や有意義な意見の展開、普及を図っているが、引き続き、好事例の展開を推進するとともに、各所属における備品の管理の状況を定期的にモニタリングした上、課題や現場の実情に応じた指導、支援に取り組まれたい。

(リ) 公社等外郭団体の経営改善と自立的運営

公社等外郭団体について、県では、「宮城県公社等外郭団体自立推進計画」（令和4年度～令和6年度）に基づき、「経営改革」から「自立推進」に取組の主軸を移し、公社等の一層の自立に向けた支援に注力することとしている。

² 令和3年度行政監査結果報告書「指摘1 確実な備品管理」(p.17)及び「指摘2 正しい備品管理台帳の整備」(p.18)

³ 財務規則第144条（供用備品の照合確認及び備品照合検査結果報告票による報告）及び同規則第176条（備品の供用状況の記録管理等）

令和5年度は、前年度に続き47団体が公社等外郭団体として指定され、そのうち改善支援団体は、前年度より1団体少ない5団体である。引き続き、公社等外郭団体の経営状況に応じて、「宮城県公社等外郭団体自立推進計画」に基づく経費削減や自主財源の確保、人材育成などの経営改善を推進し、その設立目的に沿ってより県政に貢献できるよう必要な支援に取り組みたい。あわせて、財政的援助団体等監査において長期滞留債権や立替金の精算遅延が認められた団体に対しては、当該団体による適切な債権管理と未収金の縮減促進に向け、引き続き助言、指導に努められたい。

(ヌ) 地方公会計制度の活用

統一的な基準による地方公会計に基づく財務書類等及びその補助簿としての固定資産台帳の活用について、これまで県では、図書館を例に他県施設と比較することで、施設の運営状況を測るツールとしての活用可能性を検討したほか、減価償却等の考えにより、施設使用料を試算し、料金改定の一助とするなどの取組を行ってきた。引き続き、他自治体でのセグメント分析事例も参考に、震災からの復旧・復興事業や国土強靱化事業で整備した資産のストックマネジメントの基礎資料としての利用など、更なる利活用について推進されたい。

□ 内部統制の定着と組織体制の強化

(イ) 内部統制の取組状況と課題

令和5年度の内部統制実施状況に対しては、「宮城県内部統制評価報告書審査意見書」において、評価手続及び評価結果は相当であるとした上で、再発している重大な不備への対応を求めるとともに内部統制の基本的要素に即して意見を述べたところである。

令和7年4月に予定される内部統制行動計画の改定では、現制度の効果検証を行い、内部統制は県庁組織及び職員のガバナンス力の向上に資するものとの視点に立ち、より効率的に機能する制度となるよう検討されたい。

(ロ) 人財の確保・育成と組織体制の強化

職員採用試験（大学卒業程度）の最終倍率は、令和4年度4.5倍、令和5年度4.3倍、令和6年度3.2倍と年々低下し、また、20代及び30代の若手職員の自己都合等退職者は、令和元年度の37人から令和5年度は66人と増加している。これらの状況は、持続可能

で良質な行政サービスの提供体制を確保する上で憂慮すべき事態であり、県組織全体で危機感を共有し、総合的な対策を講ずる必要がある。

本県における事業件数が震災前を上回る水準にある中、職員数は減少傾向にあり、育児・介護や健康上の理由から勤務時間等に配慮を要する職員は増えている。事務事業の統廃合やアウトソーシング、オンライン化、調査・会議等の内容・回数の見直しなど、現行の取組を加速化するとともに、目標を明示し共有した上で、生成AIやノーコードツール等、新しい技術も活用しながら県行政の生産性の向上を推進し、職員の働きやすさの向上により、更に成果の上がる県組織となるよう努められたい。

生産年齢人口の減少と労働市場の流動化が加速する社会情勢において、官民間問わず働き手の職業観は、仕事のやりがいや組織への貢献の実感、自己成長等が重視される方向に変化している⁴。職員一人一人がやりがいと成長の実感を得られる、選ばれる県庁を実現するため、宮城県職員として必要な基礎力を明示し、職員のスキルアップやキャリア形成を支援する人財育成はもとより、多様な人財確保や働き方を受け入れる職場環境の整備にも戦略的に取り組まれたい。

(ハ) 働き方改革の推進

新型コロナウイルス感染症対応業務の縮減や各種生産性向上施策の推進等により、令和5年の年次有給休暇取得実績は、1人当たり14.2日と、前年より1.9日増加した。また、令和5年度における職員1人当たりの月平均時間外勤務時間も、前年度より2.1時間少ない17.0時間となり2年連続で減少しているが、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする第4期宮城県特定事業主行動計画の目標数値（12.5時間以下）との間には4.5時間の乖離がある。

時間外勤務の縮減と計画的な休暇の取得は、心身の健康維持と公私にわたる充実、仕事における属人性の軽減、時間の有効活用を意識した働き方へのシフト等を促し、公務におけるパフォーマンスの伸展に資するものであるから、引き続き、職員の担当事務を随時見直し負担を平準化するなど、休暇の取得と定時退庁を行いやすい環境づくりを推進されたい。

男性職員の育児休業取得実績は、令和5年度85.7%（令和4年度65.4%、令和3年度52.3%）と伸びている。引き続き、取得が浸透する職場環境の整備に努められたい。令和5年度に導入された部・課を超えた短期業務支援は、一時的な繁忙状況を機動的に調整し、

⁴ 総務省「人材育成・確保基本方針策定指針に係る報告書」（R5.9ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会）p.3

支援対象所属の負担軽減のほか、業務改善の提案も併せて行う意欲的な事業であり、育児休業など活用範囲の拡大について検討されたい。

本県では、時差勤務、フレックスタイム、在宅勤務など、ライフステージに関わらず職員が勤務を継続し、能力を発揮できるようバックアップする各種制度が運用され、リモートデスクトップサービス⁵やクラウドPBX⁶による利便性の改善が図られているものの、その利用実績は一部の職員にとどまっているほか、新型コロナウイルス感染症の5類移行を機に減少に転じている制度も見られる。各種制度の活用状況を分析し、更に促進されたい。

なお、働き方改革については、DXの推進と併せて「新・宮城の将来ビジョン」の実行のための基盤となるものであり、その全体像や重点事項、数値目標、達成状況、投資効果等を一元的に管理し、県庁全体で共有し県民に対して分かりやすく明示する枠組の構築を検討されたい。

(二) 職員の健康管理

職員が能力を最大限に発揮するためには、心身の健康が何より重要である。令和5年度に、知事部局及び各種委員(会)事務局において精神疾患により7日間以上の病気休暇を取得した者は、前年度より16人多い137人で、平成22年度の67人に対して2.04倍と大きく増加しており、病気休暇者の3分の2以上は病気休暇の取得日数が50日以上となっている。また、教育委員会における精神疾患での7日間以上の病気休暇者は前年度より7人少ない69人で平成22年度の約1.3倍、うち約半数が取得日数91日以上である。

メンタルヘルス対策は、職員の働きがいや組織・仕事への主体的な貢献意欲などの確保においても重要であり、長時間勤務者に対する医師による面接指導や主務課の健康管理スタッフによる保健指導の実施、ストレスチェックの集団分析結果による職場環境改善に向けた助言など、更なる運用改善に取り組まされたい⁷。

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなど、職場におけるハラスメントは、執務環境を著しく悪化させ、職員の能力発揮

⁵ テレワーク用端末（自宅のパソコン等）から職員用パソコンのデスクトップ環境にアクセスし、遠隔操作して業務を行うツール

⁶ 私用のスマートフォンを業務用として使用できる電話回線サービス

⁷ 「地方公共団体における時間外勤務の上限規制及び健康確保措置を実効的に運用するための取組の更なる推進について」（R5.12.25 総務省自治行政局公務員部公務員課長・安全厚生推進室長連名通知）参照

を阻害して公務能率を低下させるだけでなく、被害を受けた職員の心身に重大な損害を及ぼす可能性があり、決して許されない。

研修や会議を通じて、各種ハラスメントに該当する事例や、そうした行為をしないための留意事項及び職務に必要な指示・指導や助言も含めて自分の考えを適切に伝える技術等について、職員に繰り返し情報提供するとともに、心理的安全性が高く、良好なコミュニケーションにより人間関係が確保された職場づくりを推進されたい。あわせて、公益通報制度も含む職員の各種相談制度が、実質的に機能しているか、その実効性を適宜確認されたい。

(ホ) DXの推進

DXの推進による生産性、効率性の向上が、県組織にとって必須かつ急務であることは言うまでもなく、その点の施策も含む「みやぎ情報化推進ポリシー」（令和3年度～令和6年度）の推進状況について、3Eの視点からも目標指標の達成状況とその要因を分析し、アウトカムを県民に分かりやすく説明されたい。また、次期計画の策定に当たっては、アウトカムが明確になるよう必要に応じて目標指標の項目又は水準を見直し、その達成に向けて効果的な施策を示されたい。

デジタル身分証アプリは、各種ミニアプリの活用により、これからの県民生活の質を大きく向上させる可能性を持ったツールであるため、県民への丁寧な説明に努めながら効果的な活用を図られたい。

キャッシュレス決済や電子申請は、県民・事業者の利便性と行政運営の効率性を両立させる有意義な取組であり、市町村における導入促進に向けた支援も含め、みやぎデジタルファースト宣言の趣旨に即して積極的に推進されたい。

電磁的記録の標準的な管理については、「所属内における電磁的記録管理マニュアル」（令和4年2月28日付け県情文号外）により定められているが、その運用状況について主務課による計画的なモニタリングが行われていない。運用状況を把握の上、マニュアルと実態との間に乖離がある場合、原因を確認し、実務に即しつつ、公正で効率的な電磁的記録の管理が行われるよう取り組まれたい。あわせて、複写や削除が容易である、検索性が高い、保管スペースを必要としないなどの電磁的記録の特性を踏まえながら、単なるデジタル化にとどまらず、保存された記録やデータが県の財産として有効に活用され、業務改善や組織改革及び効果的な施策立案にもつながるよう、管理の在り方を検討されたい。

(ヘ) 共生社会の形成と推進

本県では、県民、企業、NPOや関係団体等の多様な主体が参加し、県民の誰もが心の潤いと豊かさを実感できる地域社会を共に創る「協働共創社会の実現」を目指しており、男女共同参画に関しては、「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」（令和3年度～令和7年度）に基づき、市町村、事業者、関係団体とともに施策を総合的に推進している。

知事部局における女性職員の割合は年々上昇し、令和6年度は31.7%（1,520人）で、令和5年度の30.8%（1,479人）を0.9ポイント上回ったが、管理職員に占める女性の割合は、令和6年度は9.6%（58人）で、令和5年度の10.1%（61人）をわずかに下回り、2年連続の減少となった。会計年度任用職員のうち女性の割合は、フルタイム60.0%、短時間53.8%で、概ね横ばいで推移している。また、附属機関における女性委員の割合は、令和6年4月1日現在34.0%（578人）で前年と同じである。女性が能力を発揮するための組織環境は整備されつつあるが、管理職員や附属機関の委員における女性の登用拡大など、一層の進展に努められたい。

さらに、公募型企画提案（プロポーザル）方式の選定委員に女性が全く含まれない事例が散見されるが、男性のみの視点で政策形成や判断が行われることはリスク要因となり得ることを認識し、意思形成過程への女性の参画を推進されたい。

人口減少局面にあって、更に女性が働きやすい環境づくりを進めることが急務であることは言うまでもない。女性の年代別の正規雇用率は20代後半をピークに下降線をたどり「L字カーブ」と呼ばれるが、県では、出産や育児等の事情により離職した女性を対象とする就職支援窓口を開設し、令和5年度に延べ46人（うち正規雇用8人）の就職が決定した。一般に、非正規雇用の労働条件は、正規雇用と比較して不利な場合が多く、景気後退や災害発生の際に解雇や雇い止めの対象となるリスクも大きい。「富県躍進」の実現に向け、より多くの女性が正規雇用での就労を実現するよう更なる環境整備に努められたい。

（ト）感染症及び大規模災害等危機対応

東日本大震災からの復興については、第2期復興・創生期間のうち3年が経過し、ハード面はほぼ完了したが、完了に至っていない一部の防潮堤工事について引き続き事業推進に努めるとともに、広域防災拠点整備事業については、公共事業再評価結果を踏まえて適切な進捗管理の下、早期の効果発現に努められたい。また、心のケアや地域コミュニティの再生などのソフト面では、中長期的な取組が必要となっている。沿岸部を中心として被災者の心のケアの拠点の一つであったみやぎ心のケアセンターの業務は、令和7年度末までに、順次、市町、保健所、精神保健福祉センターによる地域精神保健福祉活動へ移行する予定である。住民に寄り添った円滑な移行の実現に向けて、市町等との緊密な連携を図られたい。

激甚化・頻発化する自然災害のほか、特定家畜伝染病や新興感染症など、県に求められる危機対応力は、ますます多様化、高度化している。例えば、県警察では、過去の災害の教訓を踏まえ、日頃から他県警察との合同訓練その他の各種訓練を実践し、災害警備派遣での被災者の捜索・救助等に貢献した。また、警察以外では、令和6年能登半島地震の対口支援に従事した派遣職員の業務日報等を庁内で閲覧可能とすることにより現場での体験の共有を図っている。このように、大震災や豪雨災害、新型コロナウイルス感染症等に対処した経験から得られた知見を実用的な形で県組織内で共有、継承し、危機管理体制の充実・強化に向け、不断の取組を着実に実践されたい。また、引き続き、危機管理に関する計画やマニュアル等の策定過程への女性の参画に配慮するほか、防災・減災や復興の対応に女性の視点や高齢者、障害者などのニーズが反映されるよう努められたい。

(チ) 学校徴収金における不適正な会計処理の根絶

令和4年度に続き、県立学校における学校徴収金の私的流用により職員が懲戒免職となる事案が再発した。学校徴収金の事務は公費に準じて職務として取り扱われているが、教職員による百万円を超える私的流用が、平成20年度から令和5年度までに6回も発覚したことは極めて遺憾であり、異常な事態と言わざるを得ない。

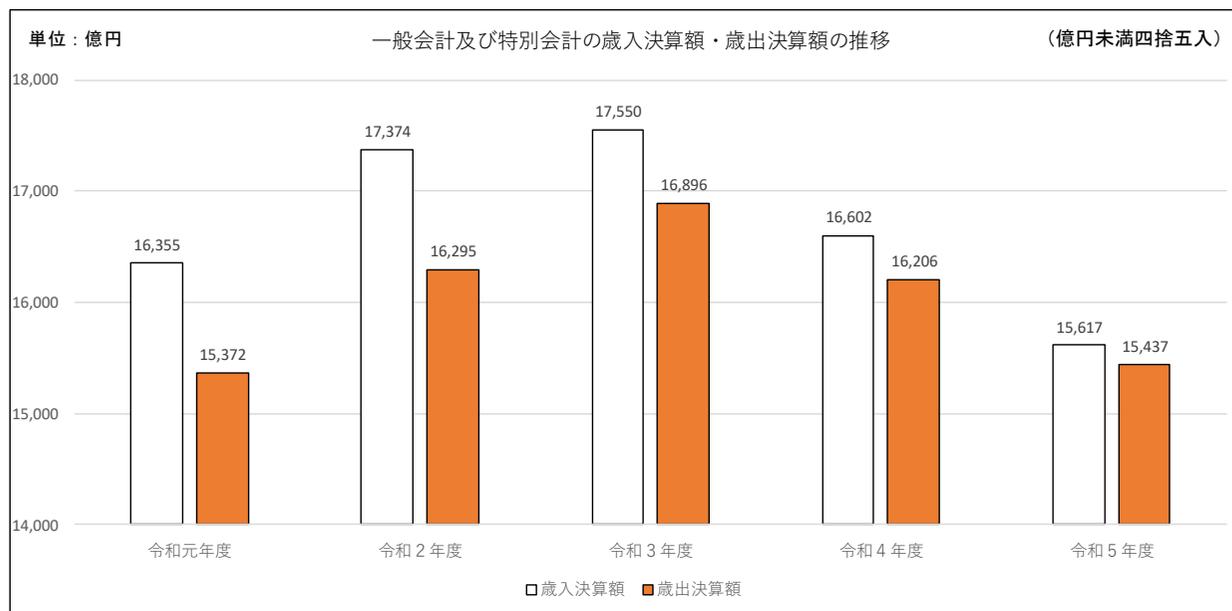
今まで何度も対策を講じてきた中で再発していることを重大視し、改めて、その背景には、行為者における誠実性と倫理観の欠如はもとより、組織内部のチェック体制が十分に機能せず、「学校徴収金取扱マニュアル」が定めるルールからの逸脱を防止・把握する実質的な措置が講じられていないなど組織マネジメント上の課題があったと認識し、校長を始めとする管理監督職員は、不正発生の3要素（動機・機会・正当化）に即して、不正な会計処理を可能又は容易にする機会が生じないよう学校におけるガバナンスを確立し、職員を孤立させず、いつでも相談又は通報できる体制を確保、周知するなど、組織として職員を不正から守る職責を果たされたい。

4 決算の概要

令和5年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆5,616億9,271万406円で、前年度の1兆6,602億2,801万239円と比較し985億3,529万9,833円（△5.9%）減少している。

歳出決算額は1兆5,436億7,849万2,101円で、前年度の1兆6,205億6,259万7,339円と比較し768億8,410万5,238円（△4.7%）減少している。歳入歳出差引額（形式収支額）は180億1,421万8,305円の黒字となり、前年度の396億6,541万2,900円の黒字と比較し216億5,119万4,595円（△54.6%）減少している。

この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源127億1,128万8,926円を控除した実質収支額は53億292万9,379円で、このうち一般会計の実質収支額は17億3,377万5,501円となり、前年度の一般会計の実質収支額133億9,778万5,488円と比較し116億640万9,987円（△87.1%）減少している。



一般会計の歳入決算額は1兆998億6,458万7,920円で、前年度に比べ1,073億316万5,712円（△8.9%）減少している。これは、国庫支出金が960億4,942万2,442円、繰越金が250億7,793万4,032円、繰入金が149億9,009万6,944円、県債が13億6,826万2,333円減少した一方、諸収入が225億3,331万9,210円、地方交付税が64億7,651万6,000円、寄附金が13億6,865万5,382円増加したことなどによるものである。

歳出決算額は1兆855億3,479万8,193円で、前年度に比べ868億4,534万3,695円（△7.4%）減少している。これは、衛生費が663億4,069万2,041円、災害復旧費が79億1,490万998円、教育費が65億7,015万749円、土木費が61億8,251万3,894円減少したことなどによるものである。

特別会計の歳入決算額は4,618億2,812万2,486円で、前年度に比べ87億6,786万5,879円（+1.9%）増加し、歳出決算額は4,581億4,369万3,908円で、前年度に比べ99億6,123万8,457円（+2.2%）増加している。これは、母子父子寡婦福祉資金特別会計、中小企業高度化資金特別会計などにおいて歳入及び歳出決算額が減少した一方、国民健康保険特別会計、港湾整備事業特別会計、公債費特別会計などにおいて歳入及び歳出決算額が増加したことなどによるものである。

一時借入金は一一般会計では1,800億円、特別会計では国民健康保険特別会計150億円、港湾整備事業特別会計5億円の借入限度額を設定しているが、いずれの会計においても借入れはなかった。

令和5年度末における県債現在高は1兆6,625億3,488万7,835円で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、災害復旧事業債、公共事業等債、緊急防災・減災事業債及び特別会計の港湾整備事業債については増加しており、その他の県債は減少又は横ばいとなっているが、全体としては前年度に比べ270億1,488万6,747円（△1.6%）減少している。

また、財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は 2,196 億 3,216 万 4,251 円となり、前年度よりも 69 億 2,298 万 3,826 円 (+3.3%) 増加している。

財政指標では、地方自治体の財政力を示す財政力指数は 0.58832 (前年度 0.59081) と前年度より微減となったほか、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率は 96.7% (前年度 96.4%) と依然として高率を示しており、財政構造の硬直化が常態化している。

一般会計及び特別会計歳入歳出決算額対前年度比較調

(単位:円、%)

区 分	歳入歳出予算現額 (A)	歳 入			歳 出			歳入歳出差引額 (B) - (C)	
		決 算 額 (B)	予算現額との比較 (B) - (A)	(B)/(A)	決 算 額 (C)	予算現額との比較 (A) - (C)	(C)/(A)		
一 般 会 計	令和5年度(イ)	1,200,942,054,405	1,099,864,587,920	△101,077,466,485	91.6	1,085,534,798,193	115,407,256,212	90.4	14,329,789,727
	令和4年度(ロ)	1,338,445,548,920	1,207,167,753,632	△131,277,795,288	90.2	1,172,380,141,888	166,065,407,032	87.6	34,787,611,744
	比較増減(△) (イ)-(ロ) (ハ)	△137,503,494,515	△107,303,165,712	—	—	△86,845,343,695	—	—	△20,457,822,017
	(ハ) / (ロ)	△ 10.3%	△ 8.9%	—	—	△ 7.4%	—	—	△ 58.8%
特 別 会 計	令和5年度(ニ)	463,353,616,380	461,828,122,486	△1,525,493,894	99.7	458,143,693,908	5,209,922,472	98.9	3,684,428,578
	令和4年度(ホ)	454,028,254,040	453,060,256,607	△967,997,433	99.8	448,182,455,451	5,845,798,589	98.7	4,877,801,156
	比較増減(△) (ニ)-(ホ) (ヘ)	9,325,362,340	8,767,865,879	—	—	9,961,238,457	—	—	△1,193,372,578
	(ヘ) / (ホ)	2.1%	1.9%	—	—	2.2%	—	—	△ 24.5%
計	令和5年度(ト)	1,664,295,670,785	1,561,692,710,406	△102,602,960,379	93.8	1,543,678,492,101	120,617,178,684	92.8	18,014,218,305
	令和4年度(チ)	1,792,473,802,960	1,660,228,010,239	△132,245,792,721	92.6	1,620,562,597,339	171,911,205,621	90.4	39,665,412,900
	比較増減(△) (ト)-(チ) (リ)	△128,178,132,175	△98,535,299,833	—	—	△76,884,105,238	—	—	△21,651,194,595
	(リ) / (チ)	△ 7.2%	△ 5.9%	—	—	△ 4.7%	—	—	△ 54.6%

(注) 歳入決算額には過誤納額を含んでいる。

財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率の年度別推移(平成30～令和5年度)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
財 政 力 指 数	0.62902	0.63114	0.62649	0.59731	0.59081	0.58832
経 常 収 支 比 率	96.8%	97.9%	96.3%	89.0%	96.4%	96.7%
実 質 公 債 費 比 率	13.6%	12.9%	12.0%	11.2%	10.6%	10.3%

5 決 算 参 考 資 料

(1) 一 般 会 計

イ 款 別 歳 入 額

科 目	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	左 の 構 成 比		収 入 済 額 (C)	左 の 構 成 比		収 入 率 C/B		Cの前年 度比 R5/R4	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(C)/(A)
			当 年 度	前 年 度		当 年 度	前 年 度	当 年 度	前 年 度				
1 県 税	313,559,000,000	316,772,086,787	27.6	24.8	313,881,016,940	28.5	25.9	99.1	99.1	100.2	223,748,749	2,669,346,698	100.1
2 地方消費税清算金	114,603,000,000	114,611,692,639	10.0	9.1	114,611,692,639	10.4	9.6	100.0	100.0	99.3	0	0	100.0
3 地方譲与税	45,973,000,000	46,003,589,000	4.0	3.6	46,003,589,000	4.2	3.8	100.0	100.0	100.4	0	0	100.1
4 地方特例交付金	1,351,021,000	1,351,021,000	0.1	0.1	1,351,021,000	0.1	0.1	100.0	100.0	95.8	0	0	100.0
5 地方交付税	164,099,893,000	164,099,893,000	14.3	12.4	164,099,893,000	14.9	13.1	100.0	100.0	104.1	0	0	100.0
6 交通安全対策特別交付金	332,001,000	332,001,000	0.0	0.0	332,001,000	0.0	0.0	100.0	100.0	87.6	0	0	100.0
7 分担金及び負担金	(86,887,000) 4,325,085,000	4,620,951,878	0.4	0.4	4,188,227,409	0.4	0.3	90.6	90.7	101.2	3,040,558	429,697,411	96.8
8 使用料及び手数料	11,985,249,000	12,158,717,290	1.1	1.0	12,112,344,552	1.1	1.1	99.6	99.6	93.3	690,400	45,682,338	101.1
9 国庫支出金	(61,405,115,784) 193,295,286,784	186,316,357,713	16.2	23.6	144,707,742,095	13.2	19.9	77.7	80.0	60.1	0	41,608,615,618	74.9
10 財産収入	2,343,648,000	2,354,792,874	0.2	0.1	2,354,792,874	0.2	0.1	100.0	100.0	140.5	0	0	100.5
11 寄附金	3,363,237,000	3,341,603,398	0.1	0.1	3,341,603,398	0.3	0.2	100.0	100.0	169.4	0	0	99.4
12 繰入金	(193,907,800) 52,122,072,800	45,121,609,039	3.9	4.7	45,121,609,039	4.1	5.0	100.0	100.0	75.1	0	0	86.6
13 繰越金	(21,389,826,256) 34,787,611,256	34,787,611,744	3.0	4.7	34,787,611,744	3.2	5.0	100.0	100.0	58.1	0	0	100.0
14 諸収入	(6,108,788,565) 139,300,334,565	139,710,193,288	12.2	9.2	135,963,228,230	12.4	9.4	97.3	96.3	119.9	219,982,874	3,526,989,584	97.6
15 県債	(34,112,400,000) 119,501,615,000	77,008,215,000	6.7	6.1	77,008,215,000	7.0	6.5	100.0	100.0	98.3	0	0	64.4
計	(123,296,925,405) 1,200,942,054,405	1,148,590,335,650	100.0	100.0	1,099,864,587,920	100.0	100.0	95.8	94.7	91.1	447,462,581	48,280,331,649	91.6
前 年 度	(246,067,631,754) 1,481,831,077,754	1,427,486,516,409	—	—	1,333,286,212,539	—	—	—	—	—	235,179,170	67,495,857,275	90.0
比較増減(△)	(△ 122,770,706,349) △ 280,889,023,349	△ 278,896,180,759	—	—	△ 233,421,624,619	—	—	—	—	—	212,283,411	△ 19,215,525,626	—

(注1) ()内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額2,046,500円(県税2,025,600円、分担金及び負担金13,500円、諸収入7,400円)を含んでいる。

(注3) 県税の収入未済額には徴収猶予額15,090,182円を含んでいる。

□ 県税税目別課税収入状況

区 分	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	(B)/(A)	収 入 済 額 (C)	(C)の前 年 度 比	(C)/(A)	(C)/(B)	不 納 欠 損 額 (D)	(D)/(B)	収 入 未 済 額 (E)	(E)/(B)
	円	円	%	円	%	%	%	円	%	円	%
1 県 民 税	73,778,000,000	76,103,240,007	103.2	(399,000) 73,882,047,108	102.1	100.1	97.1	175,557,217	0.2	2,046,034,682	2.7
個 人	60,846,000,000	63,070,514,640	103.7	60,900,560,785	101.6	100.1	96.6	169,585,016	0.3	2,000,368,839	3.2
法 人	8,279,000,000	8,355,690,209	100.9	(399,000) 8,304,451,165	90.5	100.3	99.4	5,972,201	0.1	45,665,843	0.5
利 子 割	122,000,000	131,675,841	107.9	131,675,841	90.4	107.9	100.0	0	—	0	—
配 当 割	2,100,000,000	2,106,493,928	100.3	2,106,493,928	120.2	100.3	100.0	0	—	0	—
株 式 等 譲 渡 所 得 割	2,431,000,000	2,438,865,389	100.3	2,438,865,389	178.1	100.3	100.0	0	—	0	—
2 事 業 税	88,216,000,000	88,747,064,827	100.6	(67,200) 88,334,268,684	98.1	100.1	99.5	31,422,965	0.0	381,440,378	0.4
個 人	3,322,000,000	3,502,179,401	105.4	(1,800) 3,346,725,683	99.4	100.7	95.6	10,088,575	0.3	145,366,943	4.2
法 人	84,894,000,000	85,244,885,426	100.4	(65,400) 84,987,543,001	98.1	100.1	99.7	21,334,390	0.0	236,073,435	0.3
3 地 方 消 費 税	81,064,000,000	81,079,394,498	100.0	81,079,394,498	101.3	100.0	100.0	0	—	0	—
4 不 動 産 取 得 税	7,685,000,000	7,793,216,342	101.4	(1,249,900) 7,723,441,755	104.2	100.5	99.1	1,402,494	0.0	69,621,993	0.9
5 県 た ば こ 税	3,009,000,000	3,018,704,529	100.3	3,018,704,529	100.7	100.3	100.0	0	—	0	—
6 ゴ ル フ 場 利 用 税	695,000,000	701,116,079	100.9	699,813,004	99.4	100.7	99.8	0	—	1,303,075	0.2
7 軽 油 引 取 税	23,253,000,000	23,262,637,208	100.0	23,262,255,860	96.8	100.0	100.0	0	—	381,348	—
8 自 動 車 税	34,931,000,000	35,137,254,892	100.6	(309,500) 34,951,633,097	100.0	100.1	99.5	15,366,073	0.0	170,565,222	0.5
9 鉱 区 税	2,000,000	2,498,400	124.9	2,498,400	100.0	124.9	100.0	0	—	0	—
10 狩 猟 税	9,000,000	9,556,700	106.2	9,556,700	93.6	106.2	100.0	0	—	0	—
11 核 燃 料 税	370,000,000	370,375,800	100.1	370,375,800	204.6	100.1	100.0	0	—	0	—
12 産 業 廃 棄 物 税	438,000,000	437,906,405	100.0	437,906,405	91.7	100.0	100.0	0	—	0	—
13 旧 法 に よ る 税	109,000,000	109,121,100	100.1	109,121,100	307.6	100.1	100.0	0	—	0	—
計	313,559,000,000	316,772,086,787	101.0	(2,025,600) 313,881,016,940	100.2	100.1	99.1	223,748,749	0.1	2,669,346,698	0.8
前 年 度	312,937,000,000	315,957,675,292	101.0	(1,300,712) 313,224,773,924	101.1	100.1	99.1	195,145,567	0.1	2,539,056,513	0.8
比 較 増 減 (△)	622,000,000	814,411,495	—	(724,888) 656,243,016	—	—	—	28,603,182	—	130,290,185	—

(注) ()内は、過誤納額を示し、内書きである。

ハ 県税以外の収入未済状況

科 目	金 額	摘 要
分担金及び負担金	23,821,121 円	
負担金	23,821,121	
民生費負担金	23,821,121	
児童福祉費	23,821,121	さわらび学園費 111,000 円 児童保護費 16,281,511 扶養保険費 6,718,910 啓佑学園費 709,700
使用料及び手数料	45,682,338	
使用料	45,682,338	
民生使用料	4,923,093	
社会福祉費	1,745,994	船形の郷 72,078 第二啓佑学園 1,673,916
児童福祉費	3,177,099	子ども総合センター 3,470 拓桃医療療育センター 1,472,644 啓佑学園 1,700,985
商工使用料	519,680	
観光費	519,680	公園地 519,680
土木使用料	40,091,065	
河川海岸費	915,570	河川海岸敷 915,570
港湾費	3,312,427	港湾施設 3,312,427
住宅費	35,863,068	県営住宅 33,068,978 特定公共賃貸住宅 396,000 県営住宅駐車場 2,398,090
教育使用料	148,500	
高等学校費	148,500	全日制高等学校授業料 148,500

科 目	金 額	摘 要
諸収入	1,804,083,037 円	
延滞金、加算金及び過料等	65,486,445	
延滞金	9,929,106	
延滞金	9,929,106	9,929,106 円
加算金	51,175,595	
加算金	51,175,595	51,175,595
過料等	4,381,744	
過料等	4,381,744	放置違反金 4,381,744
貸付金元利収入	272,851,524	
民生費貸付金元利収入	534,858	
社会福祉費	534,858	介護福祉士等修学資金貸付金元金 534,858
衛生費貸付金元利収入	1,309,589	
医薬費	1,309,589	医学生修学資金等貸付金元金 140,000 医学生修学資金等貸付金利子 1,169,589
農林水産業費貸付金元利収入	270,124,077	
林業費	270,124,077	県産材産地体制整備資金貸付金元金 270,124,077
教育費貸付金元利収入	883,000	
高等学校費	883,000	定時制通信制課程修学資金貸付金元金 883,000
雑入	1,465,745,068	
弁償金	364,580	
弁償金	364,580	民間借上げ住宅に係る損害費用等 364,580
違約金及び延納利息	14,765,483	
違約金	2,235,978	建設事業不履行違約金 516,092 その他 1,719,886
延納利息	12,529,505	損害賠償金 8,184,476 返還金 4,345,029

科 目	金 額	摘 要
雑入	1,450,615,005 円	
返還金	198,850,461	補助金等精算返還金 23,325,501 円 返還金 141,372,461 児童扶養手当給付費返還金 19,124,080 過誤払返納金 15,028,419
雑入	1,251,764,544	特別納付金 1,014,372,242 損害賠償金 24,447,352 生活保護扶助費返還金 177,071,520 扶養保険扶助費 430,000 補助金返還加算金 35,443,430
合 計	1,873,586,496	

(注) 収入未済額(分担金及び負担金429,697,411円、使用料及び手数料45,682,338円、国庫支出金41,608,615,618円、諸収入3,526,989,584円)のうち、繰越事業に係る未収入特定財源等(分担金及び負担金405,876,290円、国庫支出金41,608,615,618円、諸収入1,722,906,547円)は除いている。

二 款 別 歳 出 額

科 目	予 算 現 額 (A)	支 出 済 額 (B)	支 出 済 額			翌 年 度 繰 越 額			不 用 額 (C)	(B)/(A)	(C)/(A)
			構 成 比		年度対比 R5/R4	繰越明許費	事故繰越し	計			
			当年度	前年度							
	円	円	%	%	%	円	円	円	円	%	%
1 議 会 費	1,670,633,000	1,654,975,828	0.2	0.1	99.3	0	0	0	15,657,172	99.1	0.9
2 総 務 費	(1,934,033,014) 89,029,541,014	83,332,874,042	7.7	7.6	93.9	4,058,475,093	0	4,058,475,093	1,638,191,879	93.6	1.8
3 民 生 費	(3,038,257,023) 153,782,468,623	146,811,367,883	13.5	12.5	100.9	4,569,548,825	164,251,000	4,733,799,825	2,237,300,915	95.5	1.5
4 衛 生 費	(1,435,073,000) 47,011,041,000	42,811,091,281	3.9	9.3	39.2	1,800,644,183	53,676,000	1,854,320,183	2,345,629,536	91.1	5.0
5 労 働 費	(7,761,000) 2,966,932,000	2,786,568,412	0.3	0.2	98.0	36,660,000	0	36,660,000	143,703,588	93.9	4.8
6 農 林 水 産 業 費	(23,542,060,421) 77,402,702,421	53,241,051,425	4.9	5.0	90.8	18,635,937,652	1,853,771,700	20,489,709,352	3,671,941,644	68.8	4.7
7 商 工 費	(19,955,138,919) 163,763,366,919	153,374,882,998	14.1	12.6	103.8	3,291,165,676	3,070,162,735	6,361,328,411	4,027,155,510	93.7	2.5
8 土 木 費	(50,377,219,682) 135,025,450,682	87,869,119,414	8.1	8.0	93.4	39,253,357,033	5,513,723,232	44,767,080,265	2,389,251,003	65.1	1.8
9 警 察 費	(701,149,181) 56,242,459,482	53,596,495,049	4.9	4.5	101.2	1,723,455,000	0	1,723,455,000	922,509,433	95.3	1.6
10 教 育 費	(8,765,556,022) 185,338,617,396	176,727,711,072	16.3	15.6	96.4	4,576,527,435	646,816,675	5,223,344,110	3,387,562,214	95.4	1.8
11 災 害 復 旧 費	(13,540,677,143) 19,534,156,143	14,198,937,308	1.3	1.9	64.2	961,067,709	1,446,173,554	2,407,241,263	2,927,977,572	72.7	15.0
12 公 債 費	113,698,299,000	113,695,087,859	10.5	9.7	100.2	0	0	0	3,211,141	100.0	0.0
13 諸 支 出 金	155,476,100,000	155,434,635,622	14.3	13.0	102.1	0	0	0	41,464,378	100.0	0.0
14 予 備 費	286,725	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	286,725	0.0	100.0
計	(123,296,925,405) 1,200,942,054,405	1,085,534,798,193	100.0	100.0	92.6	78,906,838,606	12,748,574,896	91,655,413,502	23,751,842,710	90.4	2.0
前 年 度	(155,361,883,920) 1,338,445,548,920	1,172,380,141,888	—	—	—	106,229,657,227	17,067,268,178	123,296,925,405	42,768,481,627	87.6	3.2
比 較 増 減 (△)	(△32,064,958,515) △ 137,503,494,515	△ 86,845,343,695	—	—	—	△ 27,322,818,621	△ 4,318,693,282	△ 31,641,511,903	△ 19,016,638,917	—	—

(注) ()内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

ホ 前年度からの繰越額一覧表

(単位:円)

科 目	繰 越 額	決 算 額	不 用 額
款			
1 議 会 費	0	0	0
2 総 務 費	1,934,033,014	1,523,531,882	410,501,132
3 民 生 費	3,038,257,023	2,770,122,041	268,134,982
4 衛 生 費	1,435,073,000	1,078,806,933	356,266,067
5 労 働 費	7,761,000	0	7,761,000
6 農 林 水 産 業 費	23,542,060,421	21,577,745,137	1,964,315,284
7 商 工 費	19,955,138,919	16,594,352,501	3,360,786,418
8 土 木 費	50,377,219,682	48,963,812,253	1,413,407,429
9 警 察 費	701,149,181	528,318,751	172,830,430
10 教 育 費	8,765,556,022	7,477,352,674	1,288,203,348
11 災 害 復 旧 費	13,540,677,143	10,708,710,004	2,831,967,139
12 公 債 費	0	0	0
13 諸 支 出 金	0	0	0
14 予 備 費	0	0	0
合 計	123,296,925,405	111,222,752,176	12,074,173,229

(注1) 繰越額は、前年度からの事故繰越しを含んでいる。

(注2) 決算額は、翌年度への事故繰越しを含んでいる。

へ 翌年度への繰越額一覧表

(単位:円)

科 目		翌年度繰越額		
款	項	繰越明許費	事故繰越し	計
1 議会費	1 議会費	0	0	0
2 総務費	1 総務管理費	1,214,704,318	0	1,214,704,318
	2 企画費	25,635,000	0	25,635,000
	6 防災費	1,107,483,775	0	1,107,483,775
	10 生活環境費	1,710,652,000	0	1,710,652,000
	計	4,058,475,093	0	4,058,475,093
3 民生費	1 社会福祉費	4,552,759,700	164,251,000	4,717,010,700
	2 児童福祉費	16,789,125	0	16,789,125
	計	4,569,548,825	164,251,000	4,733,799,825
4 衛生費	1 公衆衛生費	580,341,000	0	580,341,000
	2 環境衛生費	435,156,000	0	435,156,000
	3 公害対策費	308,047,183	53,676,000	361,723,183
	5 医薬費	477,100,000	0	477,100,000
	計	1,800,644,183	53,676,000	1,854,320,183
5 労働費	2 職業訓練費	36,660,000	0	36,660,000
6 農林水産業費	1 農業費	151,496,500	0	151,496,500
	2 畜産業費	1,102,153,000	0	1,102,153,000
	3 農地費	9,631,996,881	131,149,000	9,763,145,881
	4 林業費	2,452,130,208	1,035,571,700	3,487,701,908
	5 水産業費	5,298,161,063	687,051,000	5,985,212,063
	計	18,635,937,652	1,853,771,700	20,489,709,352
7 商工費	1 商業費	615,336,000	0	615,336,000
	2 工鉱業費	2,493,929,676	3,070,162,735	5,564,092,411
	4 観光費	181,900,000	0	181,900,000
	計	3,291,165,676	3,070,162,735	6,361,328,411

(単位:円)

科 目		翌 年 度 繰 越 額		
款	項	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	1,741,596,665	366,233,000	2,107,829,665
	2 道 路 橋 り よ う 費	16,290,551,212	3,255,511,891	19,546,063,103
	3 河 川 海 岸 費	18,913,917,430	1,891,978,341	20,805,895,771
	4 港 湾 費	381,400,504	0	381,400,504
	5 都 市 計 画 費	1,272,537,400	0	1,272,537,400
	6 住 宅 費	653,353,822	0	653,353,822
	計	39,253,357,033	5,513,723,232	44,767,080,265
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	1,095,918,000	0	1,095,918,000
	2 警 察 活 動 費	627,537,000	0	627,537,000
	計	1,723,455,000	0	1,723,455,000
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	228,664,000	0	228,664,000
	4 高 等 学 校 費	2,400,915,324	171,735,120	2,572,650,444
	6 大 学 費	4,537,000	8,533,000	13,070,000
	7 特 別 支 援 学 校 費	660,150,950	173,533,555	833,684,505
	8 私 立 学 校 費	1,193,103	0	1,193,103
	9 社 会 教 育 費	119,075,000	78,700,000	197,775,000
	10 保 健 体 育 費	1,161,992,058	214,315,000	1,376,307,058
	計	4,576,527,435	646,816,675	5,223,344,110
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	537,517,822	627,879,754	1,165,397,576
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	419,012,487	818,293,800	1,237,306,287
	3 東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 費	4,537,400	0	4,537,400
	計	961,067,709	1,446,173,554	2,407,241,263
合 計		78,906,838,606	12,748,574,896	91,655,413,502

ト 四半期別資金の状況調

(歳入)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
県 税	313,559,000,000	収入額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
地方消費税清算金	114,603,000,000	収入額	101,271,058,880	32.3	60,462,720,156	19.3	80,472,691,286	25.6	59,131,798,347	18.8	12,540,722,671	4.0
			累計	101,271,058,880	32.3	161,733,779,036	51.5	242,206,470,322	77.2	301,338,268,669	96.0	313,878,991,340
地方譲与税	45,973,000,000	収入額	12,755,100,000	11.1	12,903,146,000	11.3	7,081,312,000	6.2	81,872,134,639	71.4	0	-
			累計	12,755,100,000	11.1	25,658,246,000	22.4	32,739,558,000	28.6	114,611,692,639	100.0	114,611,692,639
地方特例交付金	1,351,021,000	収入額	3,691,152,000	8.0	9,627,681,000	20.9	14,538,647,000	31.6	18,146,109,000	39.4	0	-
			累計	3,691,152,000	8.0	13,318,833,000	29.0	27,857,480,000	60.6	46,003,589,000	100.0	46,003,589,000
地方交付税	164,099,893,000	収入額	663,913,000	49.1	687,108,000	50.9	0	-	0	-	0	-
			累計	663,913,000	49.1	1,351,021,000	100.0	1,351,021,000	100.0	1,351,021,000	100.0	1,351,021,000
交通安全対策特別交付金	332,001,000	収入額	76,519,434,000	46.6	38,569,038,000	23.5	44,671,855,000	27.2	4,339,566,000	2.6	0	-
			累計	76,519,434,000	46.6	115,088,472,000	70.1	159,760,327,000	97.4	164,099,893,000	100.0	164,099,893,000
分担金及び負担金	4,238,198,000	収入額	0	-	173,379,000	52.2	0	-	158,622,000	47.8	0	-
			累計	0	-	173,379,000	52.2	173,379,000	52.2	332,001,000	100.0	332,001,000
使用料及び手数料	11,985,249,000	収入額	188,163,769	4.5	141,058,571	3.4	118,864,780	2.8	1,246,732,224	29.8	2,493,394,565	59.5
			累計	188,163,769	4.5	329,222,340	7.9	448,087,120	10.7	1,694,819,344	40.5	4,188,213,909
国庫支出金	131,890,171,000	収入額	2,810,794,946	23.2	2,242,413,151	18.5	3,772,945,537	31.1	2,713,598,960	22.4	572,591,958	4.7
			累計	2,810,794,946	23.2	5,053,208,097	41.7	8,826,153,634	72.9	11,539,752,594	95.3	12,112,344,552
財産収入	2,343,648,000	収入額	21,487,576,168	14.8	19,116,372,332	13.2	14,830,949,197	10.2	66,799,305,859	46.2	22,473,538,539	15.5
			累計	21,487,576,168	14.8	40,603,948,500	28.1	55,434,897,697	38.3	122,234,203,556	84.5	144,707,742,095
寄附金	3,363,237,000	収入額	477,637,154	20.3	218,515,423	9.3	272,323,623	11.6	1,347,734,595	57.2	38,582,079	1.6
			累計	477,637,154	20.3	696,152,577	29.6	968,476,200	41.1	2,316,210,795	98.4	2,354,792,874
繰入金	51,928,165,000	収入額	64,215,073	1.9	142,297,405	4.3	248,807,750	7.4	2,809,048,731	84.1	77,234,439	2.3
			累計	64,215,073	1.9	206,512,478	6.2	455,320,228	13.6	3,264,368,959	97.7	3,341,603,398
繰越金	13,397,785,000	収入額	328,556,540	0.7	3,019,472	0.0	0	-	40,703,664,944	90.2	4,086,368,083	9.1
			累計	328,556,540	0.7	331,576,012	0.7	331,576,012	0.7	41,035,240,956	90.9	45,121,609,039
諸収入	133,191,546,000	収入額	35,081,883,744	100.8	△ 294,272,000	△ 0.8	0	-	0	-	0	-
			累計	35,081,883,744	100.8	34,787,611,744	100.0	34,787,611,744	100.0	34,787,611,744	100.0	34,787,611,744
県債	85,389,215,000	収入額	12,870,812,279	9.5	△ 5,916,020,491	△ 4.4	10,690,848,392	7.9	112,430,302,444	82.7	5,887,278,206	4.3
			累計	12,870,812,279	9.5	6,954,791,788	5.1	17,645,640,180	13.0	130,075,942,624	95.7	135,963,220,830
歳入合計	1,077,645,129,000	収入額	0	-	0	-	52,500,000,000	68.2	5,027,300,000	6.5	19,480,915,000	25.3
			累計	0	-	0	-	52,500,000,000	68.2	57,527,300,000	74.7	77,008,215,000
歳入合計	1,077,645,129,000	収入額	268,210,297,553	24.4	138,076,456,019	12.6	229,199,244,565	20.8	396,725,917,743	36.1	67,650,625,540	6.2
			累計	268,210,297,553	24.4	406,286,753,572	36.9	635,485,998,137	57.8	1,032,211,915,880	93.8	1,099,862,541,420

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
	円		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
議会費	1,670,633,000	支出額	565,403,609	34.2	262,955,370	15.9	557,274,310	33.7	257,292,211	15.5	12,050,328	0.7
		累計	565,403,609	34.2	828,358,979	50.1	1,385,633,289	83.7	1,642,925,500	99.3	1,654,975,828	100.0
総務費	89,029,541,014	支出額	8,100,438,028	9.7	9,756,796,512	11.7	21,389,174,625	25.7	32,102,670,834	38.5	11,983,794,043	14.4
		累計	8,100,438,028	9.7	17,857,234,540	21.4	39,246,409,165	47.1	71,349,079,999	85.6	83,332,874,042	100.0
民生費	153,782,468,623	支出額	34,610,280,682	23.6	20,238,434,006	13.8	26,378,799,826	18.0	57,509,541,838	39.2	8,074,311,531	5.5
		累計	34,610,280,682	23.6	54,848,714,688	37.4	81,227,514,514	55.3	138,737,056,352	94.5	146,811,367,883	100.0
衛生費	47,011,041,000	支出額	8,337,781,040	19.5	8,608,563,099	20.1	8,692,420,532	20.3	10,050,435,805	23.5	7,121,890,805	16.6
		累計	8,337,781,040	19.5	16,946,344,139	39.6	25,638,764,671	59.9	35,689,200,476	83.4	42,811,091,281	100.0
労働費	2,966,932,000	支出額	707,932,282	25.4	493,473,224	17.7	740,596,309	26.6	546,681,684	19.6	297,884,913	10.7
		累計	707,932,282	25.4	1,201,405,506	43.1	1,942,001,815	69.7	2,488,683,499	89.3	2,786,568,412	100.0
農林水産業費	77,402,702,421	支出額	6,345,803,726	11.9	9,972,274,578	18.7	11,784,140,145	22.1	17,448,190,954	32.8	7,690,642,022	14.4
		累計	6,345,803,726	11.9	16,318,078,304	30.6	28,102,218,449	52.8	45,550,409,403	85.6	53,241,051,425	100.0
商工費	163,763,366,919	支出額	87,243,378,321	56.9	11,224,317,547	7.3	9,173,991,277	6.0	44,142,973,304	28.8	1,590,222,549	1.0
		累計	87,243,378,321	56.9	98,467,695,868	64.2	107,641,687,145	70.2	151,784,660,449	99.0	153,374,882,998	100.0
土木費	135,025,450,682	支出額	9,509,477,225	10.8	9,516,099,059	10.8	14,113,155,008	16.1	23,629,221,460	26.9	31,101,166,662	35.4
		累計	9,509,477,225	10.8	19,025,576,284	21.7	33,138,731,292	37.7	56,767,952,752	64.6	87,869,119,414	100.0
警察費	56,242,459,482	支出額	12,831,432,971	23.9	9,803,499,763	18.3	15,229,367,022	28.4	11,821,393,196	22.1	3,910,802,097	7.3
		累計	12,831,432,971	23.9	22,634,932,734	42.2	37,864,299,756	70.6	49,685,692,952	92.7	53,596,495,049	100.0
教育費	185,338,617,396	支出額	40,247,762,524	22.8	33,890,736,598	19.2	52,699,408,339	29.8	39,276,494,307	22.2	10,613,309,304	6.0
		累計	40,247,762,524	22.8	74,138,499,122	42.0	126,837,907,461	71.8	166,114,401,768	94.0	176,727,711,072	100.0
災害復旧費	19,534,156,143	支出額	2,241,505,006	15.8	1,233,537,678	8.7	1,252,041,175	8.8	7,217,600,830	50.8	2,254,252,619	15.9
		累計	2,241,505,006	15.8	3,475,042,684	24.5	4,727,083,859	33.3	11,944,684,689	84.1	14,198,937,308	100.0
公債費	113,698,299,000	支出額	6,812,762,357	6.0	34,721,851,855	30.5	32,735,220,938	28.8	23,211,341,676	20.4	16,213,911,033	14.3
		累計	6,812,762,357	6.0	41,534,614,212	36.5	74,269,835,150	65.3	97,481,176,826	85.7	113,695,087,859	100.0
諸支出金	155,476,100,000	支出額	18,999,622,000	12.2	27,370,815,625	17.6	16,404,216,727	10.6	92,659,981,270	59.6	0	-
		累計	18,999,622,000	12.2	46,370,437,625	29.8	62,774,654,352	40.4	155,434,635,622	100.0	155,434,635,622	100.0
予備費	286,725	支出額	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
		累計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
歳出合計	1,200,942,054,405	支出額	236,553,579,771	21.8	177,093,354,914	16.3	211,149,806,233	19.5	359,873,819,369	33.2	100,864,237,906	9.3
		累計	236,553,579,771	21.8	413,646,934,685	38.1	624,796,740,918	57.6	984,670,560,287	90.7	1,085,534,798,193	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(2) 特別会計

イ 会計別歳入額

会計名	予算現額	調定額	収入済額	収入済額の年度対比 R5/R4	不納欠損額	収入未済額
	円	円	円	%	円	円
公債費	241,121,678,000	241,120,268,454	241,120,268,454	102.1	0	0
母子父子寡婦福祉資金	68,878,000	118,583,449	72,438,710	58.9	0	46,144,739
国民健康保険	209,659,121,000	207,510,788,363	207,510,788,363	101.8	0	0
中小企業高度化資金	3,302,677,000	4,213,775,739	4,207,951,699	92.7	0	5,824,040
農業改良資金	27,236,000	141,347,069	122,506,810	86.3	12,578,454	6,261,805
沿岸漁業改善資金	50,841,000	604,723,075	604,723,075	102.1	0	0
林業・木材産業改善資金	227,588,000	394,554,457	388,434,457	101.7	0	6,120,000
県有林	(66,500,000)					
	598,441,000	537,547,317	509,971,317	102.5	0	27,576,000
土地取得	2,106,000	2,203,848	2,203,848	373.0	0	0
港湾整備事業	(1,662,537,380)					
	8,295,050,380	7,291,366,193	7,288,835,753	109.1	0	2,530,440
歳入合計	(1,729,037,380)					
	463,353,616,380	461,935,157,964	461,828,122,486	101.9	12,578,454	94,457,024
前年度	(1,291,537,040)					
	454,028,254,040	453,151,685,628	453,060,256,607	—	0	91,429,021
比較増減(△)	(437,500,340)					
	9,325,362,340	8,783,472,336	8,767,865,879	—	12,578,454	3,028,003

(注) ()内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

口 会 計 別 歳 出 額

会 計 名	予 算 現 額	支 出 済 額	支出済額 の年度対比 R5/R4	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額
				繰越明許費	事故繰越し	計	
	円	円	%	円	円	円	円
公 債 費	241,121,678,000	241,120,268,454	102.1	0	0	0	1,409,546
母子父子寡婦福祉資金	68,878,000	56,282,327	53.5	0	0	0	12,595,673
国 民 健 康 保 険	209,659,121,000	205,971,515,966	102.3	0	0	0	3,687,605,034
中小企業高度化資金	3,302,677,000	3,147,258,929	90.6	0	0	0	155,418,071
農 業 改 良 資 金	27,236,000	26,887,318	102.9	0	0	0	348,682
沿岸漁業改善資金	50,841,000	80,235	86.8	0	0	0	50,760,765
林業・木材産業改善資金	227,588,000	176,403,930	208,836.2	0	0	0	51,184,070
県 有 林	(66,500,000) 598,441,000	478,854,009	118.3	55,154,000	0	55,154,000	64,432,991
土 地 取 得	2,106,000	2,106,000	738.9	0	0	0	0
港 湾 整 備 事 業	(1,662,537,380) 8,295,050,380	7,164,036,740	109.8	853,286,000	20,310,700	873,596,700	257,416,940
歳 出 合 計	(1,729,037,380) 463,353,616,380	458,143,693,908	102.2	908,440,000	20,310,700	928,750,700	4,281,171,772
前 年 度	(1,291,537,040) 454,028,254,040	448,182,455,451	—	1,568,336,040	160,701,340	1,729,037,380	4,116,761,209
比 較 増 減 (△)	(437,500,340) 9,325,362,340	9,961,238,457	—	△659,896,040	△ 140,390,640	△800,286,680	164,410,563

(注) ()内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

ハ 収入未済状況

会計名	金額	摘要
母子父子寡婦福祉資金	46,144,739	母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入 母子父子寡婦福祉資金違約金 過年度過払金等返還金
中小企業高度化資金	5,824,040	設備導入資金 高度化資金
農業改良資金	6,261,805	改良資金貸付金 違約金
林業・木材産業改善資金	6,120,000	改善資金貸付金
港湾整備事業	2,530,440	港湾施設使用料
計	66,881,024	

(注) 県有林特別会計における収入未済額(国庫支出金27,576,000円)は、繰越事業に係る未収入特定財源につき、除いている。

二 前年度からの繰越額一覧表

会計名	科目(款)	繰越額	決算額	不用額
		円	円	円
県 有 林	1 農 林 水 産 業 費	66,500,000	46,495,900	20,004,100
港 湾 整 備 事 業	2 土 木 費	1,662,537,380	1,653,767,380	8,770,000
計		1,729,037,380	1,700,263,280	28,774,100

ホ 翌年度への繰越額一覧表

会計名	科目		翌年度繰越額		
	款	項	繰越明許費	事故繰越し	計
			円	円	円
県 有 林	1 農 林 水 産 業 費	1 林 業 費	55,154,000	0	55,154,000
港 湾 整 備 事 業	2 土 木 費	1 港 湾 費	853,286,000	20,310,700	873,596,700
計			908,440,000	20,310,700	928,750,700

へ 四半期別資金の状況調

(歳入)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
	円		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
公債費	241,121,678,000	収入額	41,803,744,452	17.3	59,091,399,375	24.5	47,688,813,980	19.8	73,177,808,579	30.3	19,358,502,068	8.0
		累計	41,803,744,452	17.3	100,895,143,827	41.8	148,583,957,807	61.6	221,761,766,386	92.0	241,120,268,454	100.0
母子父子寡婦福祉資金	68,878,000	収入額	26,952,410	37.2	11,473,326	15.8	11,183,499	15.4	14,772,802	20.4	8,056,673	11.1
		累計	26,952,410	37.2	38,425,736	53.0	49,609,235	68.5	64,382,037	88.9	72,438,710	100.0
国民健康保険	209,659,121,000	収入額	51,835,230,382	25.0	55,213,791,203	26.6	41,469,763,611	20.0	43,667,356,379	21.0	15,324,646,788	7.4
		累計	51,835,230,382	25.0	107,049,021,585	51.6	148,518,785,196	71.6	192,186,141,575	92.6	207,510,788,363	100.0
中小企業高度化資金	3,302,677,000	収入額	1,146,927,293	27.3	230,314,263	5.5	683,377,602	16.2	2,147,268,527	51.0	64,014	0.0
		累計	1,146,927,293	27.3	1,377,241,556	32.7	2,060,619,158	49.0	4,207,887,685	100.0	4,207,951,699	100.0
農業改良資金	27,236,000	収入額	121,385,170	99.1	78,429	0.1	1,385,184	1.1	61,000	0.0	△402,973	△0.3
		累計	121,385,170	99.1	121,463,599	99.1	122,848,783	100.3	122,909,783	100.3	122,506,810	100.0
沿岸漁業改善資金	50,841,000	収入額	605,521,811	100.1	90,000	0.0	160,000	0.0	90,000	0.0	△1,138,736	△0.2
		累計	605,521,811	100.1	605,611,811	100.1	605,771,811	100.2	605,861,811	100.2	604,723,075	100.0
林業・木材産業改善資金	227,588,000	収入額	388,387,567	100.0	10,000	0.0	20,000	0.0	15,000	0.0	1,890	0.0
		累計	388,387,567	100.0	388,397,567	100.0	388,417,567	100.0	388,432,567	100.0	388,434,457	100.0
県有林	598,441,000	収入額	120,431,342	23.6	9,193,424	1.8	149,950,958	29.4	126,662,949	24.8	103,732,644	20.3
		累計	120,431,342	23.6	129,624,766	25.4	279,575,724	54.8	406,238,673	79.7	509,971,317	100.0
土地取得	2,106,000	収入額	305,792	13.9	0	-	0	-	0	-	1,898,056	86.1
		累計	305,792	13.9	305,792	13.9	305,792	13.9	305,792	13.9	2,203,848	100.0
港湾整備事業	8,295,050,380	収入額	405,289,912	5.6	324,303,374	4.4	376,684,596	5.2	4,576,473,117	62.8	1,606,084,754	22.0
		累計	405,289,912	5.6	729,593,286	10.0	1,106,277,882	15.2	5,682,750,999	78.0	7,288,835,753	100.0
歳入合計	463,353,616,380	収入額	96,454,176,131	20.9	114,880,653,394	24.9	90,381,339,430	19.6	123,710,508,353	26.8	36,401,445,178	7.9
		累計	96,454,176,131	20.9	211,334,829,525	45.8	301,716,168,955	65.3	425,426,677,308	92.1	461,828,122,486	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
	円		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
公債費	241,121,678,000	支出額	54,852,283,741	22.7	82,786,655,007	34.3	44,078,028,027	18.3	58,738,197,381	24.4	665,104,298	0.3
		累計	54,852,283,741	22.7	137,638,938,748	57.1	181,716,966,775	75.4	240,455,164,156	99.7	241,120,268,454	100.0
母子父子寡婦福祉資金	68,878,000	支出額	11,121,291	19.8	22,950,071	40.8	14,055,570	25.0	5,120,733	9.1	3,034,662	5.4
		累計	11,121,291	19.8	34,071,362	60.5	48,126,932	85.5	53,247,665	94.6	56,282,327	100.0
国民健康保険	209,659,121,000	支出額	34,868,320,740	16.9	49,341,957,670	24.0	49,652,828,811	24.1	51,798,865,657	25.1	20,309,543,088	9.9
		累計	34,868,320,740	16.9	84,210,278,410	40.9	133,863,107,221	65.0	185,661,972,878	90.1	205,971,515,966	100.0
中小企業高度化資金	3,302,677,000	支出額	43,120,368	1.4	167,902,234	5.3	811,799,089	25.8	92,124,441	2.9	2,032,312,797	64.6
		累計	43,120,368	1.4	211,022,602	6.7	1,022,821,691	32.5	1,114,946,132	35.4	3,147,258,929	100.0
農業改良資金	27,236,000	支出額	26,754,540	99.5	54,346	0.2	1,300	0.0	54,484	0.2	22,648	0.1
		累計	26,754,540	99.5	26,808,886	99.7	26,810,186	99.7	26,864,670	99.9	26,887,318	100.0
沿岸漁業改善資金	50,841,000	支出額	0	-	0	-	10,330	12.9	0	-	69,905	87.1
		累計	0	-	0	-	10,330	12.9	10,330	12.9	80,235	100.0
林業・木材産業改善資金	227,588,000	支出額	0	-	15,033,200	8.5	0	-	68,780	0.0	161,301,950	91.4
		累計	0	-	15,033,200	8.5	15,033,200	8.5	15,101,980	8.6	176,403,930	100.0
県有林	598,441,000	支出額	24,072,967	5.0	38,125,590	8.0	267,847,534	55.9	39,081,162	8.2	109,726,756	22.9
		累計	24,072,967	5.0	62,198,557	13.0	330,046,091	68.9	369,127,253	77.1	478,854,009	100.0
土地取得	2,106,000	支出額	0	-	0	0.0	0	-	2,106,000	100.0	0	-
		累計	0	-	0	0.0	0	-	2,106,000	100.0	2,106,000	100.0
港湾整備事業	8,295,050,380	支出額	36,383,081	0.5	491,166,278	6.9	1,281,704,244	17.9	1,409,183,287	19.7	3,945,599,850	55.1
		累計	36,383,081	0.5	527,549,359	7.4	1,809,253,603	25.3	3,218,436,890	44.9	7,164,036,740	100.0
歳出合計	463,353,616,380	支出額	89,862,056,728	19.6	132,863,844,396	29.0	96,106,274,905	21.0	112,084,801,925	24.5	27,226,715,954	5.9
		累計	89,862,056,728	19.6	222,725,901,124	48.6	318,832,176,029	69.6	430,916,977,954	94.1	458,143,693,908	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(3) 財産等

イ 公有財産

区分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
土地	行政財産	81,281,709.69 m ²	51,083.00 m ²	81,332,792.69 m ²
	うち山林	61,473,827.27 m ²	0.03 m ²	61,473,827.30 m ²
	普通財産	3,225,663.11 m ²	△ 15,147.00 m ²	3,210,516.11 m ²
	土地取得特別会計財産	52,446.47 m ²	0.00 m ²	52,446.47 m ²
	計	84,559,819.27 m ²	35,936.00 m ²	84,595,755.27 m ²
立木 (推定蓄積量)	所有林	1,431,395.17 m ³	△ 28.99 m ³	1,431,366.18 m ³
	分収林	1,768,164.38 m ³	△ 34,397.56 m ³	1,733,766.82 m ³
	計	3,199,559.55 m ³	△ 34,426.55 m ³	3,165,133.00 m ³
建物 (延面積)	行政財産	2,697,851.74 m ²	16,104.73 m ²	2,713,956.47 m ²
	普通財産	93,326.41 m ²	△ 65.37 m ²	93,261.04 m ²
	計	2,791,178.15 m ²	16,039.36 m ²	2,807,217.51 m ²
動産	船舶	4 隻	0 隻	4 隻
		1,024.00 総トン	0.00 総トン	1,024.00 総トン
	航空機	0 機	0 機	0 機
物権	地上権	63,469,423.97 m ²	△ 1,235,283.00 m ²	62,234,140.97 m ²
	計	63,469,423.97 m ²	△ 1,235,283.00 m ²	62,234,140.97 m ²
無体財産権	特許権	29 件	0 件	29 件
	実用新案権	0 件	0 件	0 件
	育成者権	13 件	2 件	15 件
	著作権	8 件	0 件	8 件
	商標権	27 件	△ 1 件	26 件
	計	77 件	1 件	78 件

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
有 価 証 券	株 券	8,065,938 千円	8,085 千円	8,074,023 千円
	計	8,065,938 千円	8,085 千円	8,074,023 千円
出 資 に よ る 利 権	出 資 証 券	3,258,997 千円	△ 2,507 千円	3,256,490 千円
	出 資 に よ る 権 利	56,925,329 千円	△ 85,492 千円	56,839,837 千円
	計	60,184,326 千円	△ 87,999 千円	60,096,327 千円

□ 重要物品

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
機 械 器 具 等	3,772 個	37 個	3,809 個
船 舶	41 隻	0 隻	41 隻
車 両	1,425 台	△ 31 台	1,394 台
合 計	5,238	6	5,244

ハ 債務保証及び損失補償

区 分	決算年度末現在高	事 業 名
債 務 保 証	12,336,860,017 千円	地方債共同発行連帯債務保証 他
損 失 補 償	5,610,000 千円	みやぎ産業振興機構みやぎ中小企業チャレンジ応援基金事業損失補償 他

ニ 債 権

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
貸 付 金 等	122,648,352,283 円	△ 3,605,203,326 円	119,043,148,957 円

(貸付金等の内訳)

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
借上宿舎敷金	240,000	0	240,000
借上駐車場敷金	0	56,000	56,000
一般公共施設整備事業貸付金	365,673,084	△ 54,969,295	310,703,789
公営企業安定化資金貸付金	157,870,000	△ 30,310,000	127,560,000
災害援護資金貸付金	8,159,701,222	△ 1,349,691,566	6,810,009,656
東京事務所借上宿舎敷金	680,000	155,000	835,000
地方独立行政法人宮城県立こども病院貸付金	1,999,275,000	489,557,336	2,488,832,336
地方独立行政法人宮城県立病院機構貸付金	5,452,403,533	△ 177,302,346	5,275,101,187
地方独立行政法人宮城県立こども病院法人移行前地方債償還債務負担金	4,043,657,030	△ 403,875,620	3,639,781,410
地方独立行政法人宮城県立病院機構法人移行前地方債償還債務負担金	716,238,824	△ 102,766,802	613,472,022
看護学生修学資金貸付金	128,785,926	26,833,699	155,619,625
医学生修学資金等貸付金	646,800,000	△ 45,600,000	601,200,000
母子父子寡婦福祉資金貸付金	266,378,037	△ 4,130,360	262,247,677
東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金	77,486,095,289	△ 1,998,647,798	75,487,447,491
令和元年台風第19号等に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金	1,249,040,000	△ 13,000,000	1,236,040,000
工場立地基盤整備事業貸付金	278,000,000	35,640,000	313,640,000
松の平三丁目地区造成事業貸付金	2,485,800,000	0	2,485,800,000
大阪事務所名古屋産業立地センター敷金	2,600,436	0	2,600,436
機械類貸与資金貸付金	50,790,000	△ 25,396,000	25,394,000
自動車関連産業支援機械類貸与貸付金	6,000,000	△ 3,000,000	3,000,000
中小企業支援センター経営基盤強化支援貸付金	100,000,000	0	100,000,000
宮城・仙台富県チャレンジ応援基金貸付金	4,290,000,000	0	4,290,000,000
中小企業高度化資金貸付金	1,738,937,000	672,138,000	2,411,075,000

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
小規模企業者等設備貸与資金貸付金 (新設備貸与)	1,153,776,000	24,558,000	1,178,334,000
農業改良資金貸付金 (就農支援資金)	7,613,500	△ 5,084,500	2,529,000
沿岸漁業改善資金貸付金	12,620,000	△ 12,430,000	190,000
宮城県東京アンテナショップ敷金	111,600,000	0	111,600,000
宮城県農業公社退職手当等資金貸付金	41,454,813	△ 13,098,000	28,356,813
新規参入者定着支援資金貸付金	246,000	△ 123,000	123,000
林業・木材産業改善資金貸付金	19,080,000	8,400,000	27,480,000
林業公社貸付金	1,001,567,305	△ 11,000,000	990,567,305
フェリー埠頭災害復旧費貸付金	134,913,284	△ 16,630,074	118,283,210
仙台空港アクセス鉄道整備資金貸付金	6,659,000,000	△ 247,000,000	6,412,000,000
仙台空港旅客ターミナルビル災害復旧資金貸付金	2,351,997,000	△ 261,333,000	2,090,664,000
中坪・荷揚場地区整備事業に係る貸付金	1,290,890,000	0	1,290,890,000
昭和48年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	90,677,000	△ 90,677,000	0
昭和49年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	74,740,000	0	74,740,000
昭和51年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	41,238,000	0	41,238,000
平成27年(ノ)第298号損害賠償請求調停事件求償金	150,000	0	150,000
高等学校の定時制及び通信制課程修学資金貸付金	30,912,000	3,360,000	34,272,000
塩釜警察署署長宿舍敷金	87,000	0	87,000
岩沼警察署署長宿舍敷金	207,000	0	207,000
岩沼警察署駐車場敷金	0	70,000	70,000
石巻警察署署長宿舍敷金	213,000	0	213,000
気仙沼警察署署長宿舍敷金	58,000	0	58,000
河北警察署署長宿舍敷金	56,000	0	56,000
古川警察署署長宿舍敷金	130,000	0	130,000
遠田警察署署長宿舍敷金	106,000	0	106,000

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
築 館 警 察 署 署 長 宿 舎 敷 金	55,000	0	55,000
加 美 警 察 署 署 長 宿 舎 敷 金	0	94,000	94,000
合 計	122,648,352,283	△ 3,605,203,326	119,043,148,957

木 基 金

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
財 政 調 整 基 金	現 金	16,924,913,034	1,746,490,095	18,671,403,129
県 債 管 理 基 金	計	195,784,267,391	5,176,493,731	200,960,761,122
	有 価 証 券	42,500,000,000	6,500,000,000	49,000,000,000
	現 金	153,284,267,391	△ 1,323,506,269	151,960,761,122
地 域 整 備 推 進 基 金	計	47,243,805,976	△ 4,959,048,031	42,284,757,945
	有 価 証 券	1,233,714,161	2,068,272,301	3,301,986,462
	現 金	46,010,091,815	△ 7,027,320,332	38,982,771,483
東 日 本 大 震 災 復 興 基 金	計	12,194,021,502	△ 650,607,278	11,543,414,224
	有 価 証 券	318,431,941	582,985,004	901,416,945
	現 金	11,875,589,561	△ 1,233,592,282	10,641,997,279
東 日 本 大 震 災 復 興 交 付 金 基 金	現 金	0	0	0
退 職 手 当 基 金	現 金	0	4,675,000,000	4,675,000,000
土 地 基 金	計	10,512,001,451	2,106,000	10,514,107,451
	有 価 証 券	274,508,047	546,531,069	821,039,116
	現 金	10,237,493,404	△ 544,425,069	9,693,068,335
	土 地	0.00m ²	0.00m ²	0.00m ²
		(0)	(0)	(0)
県 庁 舎 等 整 備 基 金	計	16,721,363,992	1,998,974,101	18,720,338,093
	有 価 証 券	436,657,947	1,025,199,840	1,461,857,787
	現 金	16,284,706,045	973,774,261	17,258,480,306
災 害 救 助 基 金	計	1,719,626,089	△ 286,529,164	1,433,096,925
	有 価 証 券	44,905,929	67,003,582	111,909,511
	現 金	1,674,720,160	△ 353,532,746	1,321,187,414
発 電 用 施 設 周 辺 地 域 振 興 基 金	現 金	0	0	0
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 地 方 創 生 臨 時 基 金	計	555,336,953	△ 44,054,355	511,282,598
	有 価 証 券	14,501,944	25,423,747	39,925,691
	現 金	540,835,009	△ 69,478,102	471,356,907
次 世 代 育 成 ・ 応 援 基 金	計	1,885,082,985	△ 98,260,422	1,786,822,563
	有 価 証 券	49,226,634	90,305,059	139,531,693
	現 金	1,835,856,351	△ 188,565,481	1,647,290,870
企 業 版 ふ る さ と 納 税 基 金	計	1,156,200,000	2,137,085,024	3,293,285,024
	有 価 証 券	30,192,747	226,977,520	257,170,267
	現 金	1,126,007,253	1,910,107,504	3,036,114,757
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	計	7,057,162,532	△ 54,185,399	7,002,977,133
	有 価 証 券	184,289,158	362,568,308	546,857,466
	現 金	6,872,873,374	△ 416,753,707	6,456,119,667
地 域 環 境 保 全 基 金	計	2,204,944,228	△ 322,898,553	1,882,045,675
	有 価 証 券	57,579,418	89,388,180	146,967,598
	現 金	2,147,364,810	△ 412,286,733	1,735,078,077
環 境 創 造 基 金	計	758,033,679	△ 99,538,440	658,495,239
	有 価 証 券	19,795,121	31,626,300	51,421,421
	現 金	738,238,558	△ 131,164,740	607,073,818

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
宮 城 み ど り の 基 金	計	15,977,568	315,124	16,292,692
	有 価 証 券	417,234	855,050	1,272,284
	現 金	15,560,334	△ 539,926	15,020,408
産 業 廃 棄 物 税 基 金	現 金	651,747,742	109,054,911	760,802,653
地 域 環 境 保 全 特 別 基 金	現 金	0	0	0
文 化 振 興 基 金	計	8,667,885,928	△ 735,007,441	7,932,878,487
	有 価 証 券	226,351,228	393,121,568	619,472,796
	現 金	8,441,534,700	△ 1,128,129,009	7,313,405,691
社 会 福 祉 基 金	計	3,105,793,598	773,792,736	3,879,586,334
	有 価 証 券	81,103,997	221,850,119	302,954,116
	現 金	3,024,689,601	551,942,617	3,576,632,218
地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金	計	5,062,029,532	△ 953,557,197	4,108,472,335
	有 価 証 券	132,188,703	188,638,957	320,827,660
	現 金	4,929,840,829	△ 1,142,196,154	3,787,644,675
介 護 保 険 財 政 安 定 化 基 金	計	1,449,902,158	261,794	1,450,163,952
	有 価 証 券	37,862,419	75,379,844	113,242,263
	現 金	1,412,039,739	△ 75,118,050	1,336,921,689
子 育 て 支 援 対 策 臨 時 特 例 基 金	現 金	1,596,229,596	57,276,787	1,653,506,383
後 期 高 齢 者 医 療 財 政 安 定 化 基 金	計	2,140,315,468	386,457	2,140,701,925
	有 価 証 券	55,891,717	111,274,162	167,165,879
	現 金	2,084,423,751	△ 110,887,705	1,973,536,046
国 民 健 康 保 険 財 政 安 定 化 基 金	計	2,280,399,106	2,547,222,017	4,827,621,123
	有 価 証 券	59,549,830	317,435,644	376,985,474
	現 金	2,220,849,276	2,229,786,373	4,450,635,649
富 県 宮 城 推 進 基 金	計	17,536,030,658	278,856,194	17,814,886,852
	有 価 証 券	457,931,969	933,219,779	1,391,151,748
	現 金	17,078,098,689	△ 654,363,585	16,423,735,104
企 業 立 地 資 金 貸 付 基 金	計	257,915,613	3,700	257,919,313
	現 金	143,443,963	11,807,500	155,251,463
	貸 付 金	114,471,650	△ 11,803,800	102,667,850
産 業 用 地 整 備 促 進 基 金	現 金	219,445,362	10,495,014	229,940,376
緊 急 雇 用 創 出 事 業 臨 時 特 例 基 金	現 金	16,087,036,020	△ 221,596,964	15,865,439,056
中 山 間 地 域 等 農 村 活 性 化 基 金	計	661,912,853	△ 5,446,000	656,466,853
	有 価 証 券	523,683,091	6,951,935	530,635,026
	現 金	138,229,762	△ 12,397,935	125,831,827
農 林 水 産 業 担 い 手 対 策 基 金	計	789,080,429	909,441,358	1,698,521,787
	有 価 証 券	20,605,869	112,030,480	132,636,349
	現 金	768,474,560	797,410,878	1,565,885,438
農 地 中 間 管 理 事 業 等 推 進 基 金	現 金	209,395,169	14,255,409	223,650,578
森 林 整 備 地 域 活 動 支 援 基 金	計	26,602,184	4,802	26,606,986
	有 価 証 券	694,683	1,383,037	2,077,720
	現 金	25,907,501	△ 1,378,235	24,529,266

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
森 林 環 境 整 備 基 金	計	126,579,991	24,989,480	151,569,471
	有 価 証 券	3,305,481	8,530,470	11,835,951
	現 金	123,274,510	16,459,010	139,733,520
県 有 林 基 金	計	611,126,587	△ 151,266,500	459,860,087
	有 価 証 券	23,833,715	12,076,429	35,910,144
	現 金	587,292,872	△ 163,342,929	423,949,943
仙台塩釜港仙台港区沿岸漁業経営安定化基金	計	641,622,910	6,891,966	648,514,876
	有 価 証 券	450,000,000	15,501,884	465,501,884
	現 金	191,622,910	△ 8,609,918	183,012,992
仙台塩釜港石巻港区沿岸漁業経営安定化基金	計	795,867,816	6,221,232	802,089,048
	有 価 証 券	449,800,000	27,509,999	477,309,999
	現 金	346,067,816	△ 21,288,767	324,779,049
東日本大震災みやぎこども育英基金	計	6,232,705,709	△ 677,531,046	5,555,174,663
	有 価 証 券	162,759,478	271,040,130	433,799,608
	現 金	6,069,946,231	△ 948,571,176	5,121,375,055
高等学校等育英奨学資金貸付基金	計	6,121,108,013	△ 250,656,109	5,870,451,904
	有 価 証 券	78,080,189	178,833,553	256,913,742
	現 金	2,924,462,825	124,744,621	3,049,207,446
	貸 付 金	3,118,564,999	△ 554,234,283	2,564,330,716
美 術 品 等 取 得 基 金	計	2,129,288,248	15,215	2,129,303,463
	現 金	609,886,968	25,939,115	635,826,083
	美 術 品 等	462点 (1,519,401,280)	△ 14点 (△ 25,923,900)	448点 (1,493,477,380)
公立学校情報機器整備基金	現 金	0	0	0
合 計	計	392,132,758,070	10,965,450,248	403,098,208,318
	有 価 証 券	47,927,862,650	14,491,913,950	62,419,776,600
	現 金	339,452,457,491	△ 2,934,501,719	336,517,955,772
	貸 付 金	3,233,036,649	△ 566,038,083	2,666,998,566
	土 地	0.00m ² (0)	0.00m ² (0)	0.00m ² (0)
	美 術 品 等	462点 (1,519,401,280)	△ 14点 (△ 25,923,900)	448点 (1,493,477,380)

(注) 各基金における () 書は取得金額を示した。

なお、出納整理期間中に積み立て(戻し入れ)た財政調整基金2,300,000,000円、地域整備推進基金5,732,508,526円、東日本大震災復興基金131,873,258円、県庁舎等整備基金36,154,544円、次世代育成・応援基金32,207,945円、企業版ふるさと納税基金10,327,724円、スポーツ振興基金74,906,132円、地域環境保全基金8,742,273円、環境創造基金387,536,581円、産業廃棄物税基金27,641,373円、文化振興基金54,034,707円、社会福祉基金13,773,730円、地域医療介護総合確保基金542,195,421円、国民健康保険財政安定化基金1,771,135,000円、富県宮城推進基金62,399,690円、緊急雇用創出事業臨時特例基金28,093,229円、中山間地域等農村活性化基金300,000円、農林水産業担い手対策基金7,978,906円、農地中間管理事業等推進基金15,618,000円、森林環境整備基金52,868,000円、県有林基金93,633,848円、東日本大震災みやぎこども育英基金271,887,903円、公立学校情報機器整備基金1,416,855,000円は上記の金額に含まれていない。

また、出納整理期間中に取り崩した地域整備推進基金3,789,197,000円、災害救助基金16,519,704円、企業版ふるさと納税基金299,938,280円、スポーツ振興基金400円、子育て支援対策臨時特例基金1,683,529円、森林環境整備基金96,840,484円も上記の金額に含まれていない。

△ 県 債

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	公 共 事 業 等 債	円 357,244,804,408	円 27,809,400,000	円 12,803,796,153	円 372,250,408,255
	一 般 単 独 事 業 債	320,288,136,115	15,734,200,000	25,362,643,655	310,659,692,460
	防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債	30,564,000,000	12,177,300,000	0	42,741,300,000
	公 営 住 宅 建 設 事 業 債	4,120,940,076	240,700,000	277,567,475	4,084,072,601
	義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	299,795,551	0	39,779,429	260,016,122
	災 害 復 旧 事 業 債	30,579,575,300	7,480,400,000	2,420,123,610	35,639,851,690
	(単 独 災 害 復 旧 事 業 債)	(6,475,581,296)	(1,468,900,000)	(400,702,301)	(7,543,778,995)
	(補 助 災 害 復 旧 事 業 債)	(24,103,994,004)	(6,011,500,000)	(2,019,421,309)	(28,096,072,695)
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	8,188,075,000	699,900,000	75,750,000	8,812,225,000
	新 産 業 都 市 等 建 設 事 業 債	7,747,723,082	0	955,500,000	6,792,223,082
	厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	42,219,064	0	0	42,219,064
	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	28,134,528,465	850,200,000	1,007,835,175	27,976,893,290
	社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	279,836,995	0	44,653,711	235,183,284
	減 収 補 填 債	50,224,755,656	0	3,793,433,168	46,431,322,488
	上 水 道 事 業 出 資 債	3,475,662,014	67,100,000	544,548,455	2,998,213,559
	工 業 用 水 道 事 業 出 資 債	46,987,485	0	46,987,485	0
	観 光 そ の 他 事 業 債	146,000,000	0	87,000,000	59,000,000
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 債	730,327,266	0	105,820,592	624,506,674
	病 院 事 業 債 (一 般 会 計 分)	13,889,672,373	1,470,400,000	1,810,380,338	13,549,692,035
都 市 高 速 鉄 道 事 業 債	105,600,096	0	0	105,600,096	
臨 時 財 政 特 例 債	2,635,064	0	2,635,064	0	

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	減 税 補 填 債	円 25,492,517,218	円 0	円 1,518,566,556	円 23,973,950,662
	臨 時 税 収 補 填 債	437,400,000	0	72,900,000	364,500,000
	臨 時 財 政 対 策 債	635,180,036,820	10,478,615,000	40,231,592,396	605,427,059,424
	調 整 債	0	0	0	0
	財 政 健 全 化 債	2,953,646,066	0	209,300,000	2,744,346,066
	地 域 再 生 事 業 債	5,625,575,000	0	406,750,000	5,218,825,000
	行 政 改 革 推 進 債	12,637,025,000	0	7,188,200,000	5,448,825,000
	行 政 改 革 等 推 進 債	4,329,000,000	0	0	4,329,000,000
	退 職 手 当 債	23,954,000,000	0	3,202,000,000	20,752,000,000
	財 源 対 策 債	2,228,372,771	0	375,540,156	1,852,832,615
	借 換 債	0	84,000,000,000	84,000,000,000	0
	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	10,145,182,210	0	1,347,436,563	8,797,745,647
	小 計	1,579,094,029,095	161,008,215,000	187,930,739,981	1,552,171,504,114
特 別 会 計	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 債	66,651,478	4,882,000	19,099,586	52,433,892
	中 小 企 業 高 度 化 資 金 債	84,208,547,264	729,039,000	2,172,542,581	82,765,043,683
	県 有 林 整 備 債	1,478,289,773	2,600,000	161,144,919	1,319,744,854
	港 湾 整 備 事 業 債	24,702,256,972	5,369,400,000	3,845,495,680	26,226,161,292
	小 計	110,455,745,487	6,105,921,000	6,198,282,766	110,363,383,721
合 計		1,689,549,774,582	167,114,136,000	194,129,022,747	1,662,534,887,835

宮城県基金運用状況審査意見書

宮城県基金運用状況審査意見書

1 審査の対象

令和6年7月16日審査に付された令和5年度の基金運用状況審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 土地基金
- (2) 企業立地資金貸付基金
- (3) 美術品等取得基金
- (4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

2 審査の方法

各基金の運用状況について、基金は設置の目的に沿い適正に管理及び運営がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に行われた例月出納検査及び定期監査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

3 運用の状況

(1) 土地基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (令 和 6 年 3 月 31 日 現 在)
		増	減	
有 価 証 券	円 274,508,047	円 546,531,069	円 0	円 821,039,116
現 金 (銀 行 預 金)	10,237,493,404	2,106,000	546,531,069	9,693,068,335
貸 付 金	0	0	0	0
土 地	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
	0	0	0	0
計	10,512,001,451	548,637,069	546,531,069	10,514,107,451

(2) 企業立地資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高 (令和6年3月31日現在)
		増	減	
現金(銀行預金)	円 143,443,963	円 11,807,500	円 0	円 155,251,463
貸付金	114,471,650	0	11,803,800	102,667,850
計	257,915,613	11,807,500	11,803,800	257,919,313

(貸付金増減の推移)

区 分	前年度末現在高		貸付(増)		償還(減)		決算年度末現在高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和元年度	11	円 251,419,350	0	円 0	2	円 39,683,300	9	円 211,736,050
令和2年度	9	211,736,050	2	50,000,000	2	112,205,300	9	149,530,750
令和3年度	9	149,530,750	0	0	0	17,550,800	9	131,979,950
令和4年度	9	131,979,950	0	0	1	17,508,300	8	114,471,650
令和5年度	8	114,471,650	0	0	0	11,803,800	8	102,667,850

(注)「貸付(増)」、「償還(減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

(3) 美術品等取得基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (令 和 6 年 3 月 31 日 現 在)
		増	減	
現 金 (銀 行 預 金)	円 609,886,968	円 30,009,115	円 4,070,000	円 635,826,083
美 術 品 等	1,519,401,280	4,070,000	29,993,900	1,493,477,380
計	2,129,288,248	34,079,115	34,063,900	2,129,303,463

(美術品等増減の内訳)

区 分	前 年 度 末 現 在 高		取 得 (増)		一 般 会 計 へ 売 払 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額
絵 画	点 41	円 450,107,500	点	円	点 7	円 13,287,000	点 34	円 436,820,500
版 画	220	119,207,950			1	309,000	219	118,898,950
彫 刻	20	298,337,330					20	298,337,330
写 真	41	4,920,600			2	144,200	39	4,776,400
素 描	71	318,120,900			3	803,700	68	317,317,200
日 本 画	39	272,791,000			2	15,450,000	37	257,341,000
工 芸	16	11,586,000					16	11,586,000
博 物 館 資 料	14	44,330,000	1	4,070,000			15	48,400,000
計	462	1,519,401,280	1	4,070,000	15	29,993,900	448	1,493,477,380

(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高 (令和6年3月31日現在)
		増	減	
有 価 証 券	78,080,189	178,833,553	0	256,913,742
現 金 (銀 行 預 金)	2,924,462,825	407,582,174	282,837,553	3,049,207,446
貸 付 金	3,118,564,999	104,004,000	658,238,283	2,564,330,716
計	6,121,108,013	690,419,727	941,075,836	5,870,451,904

※ 貸付金の減少額については、貸付金の償還のほか、償還免除した金額を含む。

(貸付金増減の内訳)

区 分	前年度末現在高		貸 付(増)		償 還 等(減)		決算年度末現在高	
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
令 和 5 年 度	7,799	3,118,564,999	125	104,004,000	1,735	658,238,283	6,189	2,564,330,716

【参 考】

区 分	前年度末現在高		貸 付(増)		償 還 等(減)		決算年度末現在高	
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	
平 成 30 年 度	6,662,780,490	1,365,914,000	1,544,914,991	6,483,779,499				
令 和 元 年 度	6,483,779,499	1,169,505,000	1,730,177,479	5,923,107,020				
令 和 2 年 度	5,923,107,020	1,050,766,000	1,599,076,300	5,374,796,720				
令 和 3 年 度	5,374,796,720	135,264,000	1,483,055,040	4,027,005,680				
令 和 4 年 度	4,027,005,680	115,133,000	1,023,573,681	3,118,564,999				

(収入未済の状況)

区 分	前年度末現在高		決算年度中増減				決算年度末現在高	
	人 数	金 額	増		減		人 数	金 額
			人 数	金 額	人 数	金 額		
奨 学 資 金	1,653	410,767,784	210	68,700,343	162	38,079,415	1,701	441,388,712

4 審査の結果及び意見

各基金の審査の結果、基金は設置の目的に沿い、適正に運用されており、また、計数は正確であると認められた。

なお、高等学校等育英奨学資金貸付基金の奨学資金貸付金償還金については、収入未済額が約4億4千百万円で、前年度に比べ約3千百万円増加しており、各種対策を講じてはいるものの、増加傾向に歯止めがかからず、今後の貸付に支障が生じることが危惧される。

引き続き、収納促進策を講じるほか、貸付時の本人及び連帯保証人への条件説明を徹底するなど収入未済の発生抑制に積極的に取り組むとともに、未納者の連帯保証人に対する催告等の速やかな実施や債権回収業務委託の活用など、今後の債権管理に万全を期されたい。

<参考>前年度意見に対する執行部の対応状況

前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況

① 健全な財政運営と適切な財務の執行

	<p>イ 決算状況</p> <p>本県の令和4年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆6,602億2,801万239円、歳出決算額は1兆6,205億6,259万7,339円で、歳入歳出差引額（形式収支額）は396億6,541万2,900円の黒字となった。形式収支額から翌年度へ繰り越すべき既収財源215億8,386万3,636円を控除した実質収支額は180億8,154万9,264円の黒字で、このうち一般会計の実質収支額は133億9,778万5,488円となった。</p> <p>基金は計40基金で、令和4年度末現在高の総額は3,921億3,275万8,070円であり、前年度と比べ155億1,736万2,670円の増加となっている。このうち、県債管理基金残高は1,957億8,426万7,391円で、前年度と比べ199億2,849万3,719円（+11.3%）増加し、また、財政調整基金残高は169億2,491万3,034円と、前年度と比べ8億2,396万4,941円（+5.1%）増加したものの、その規模は4年連続で200億円を下回った。一方で、県債残高は1兆6,895億4,977万4,582円で、前年度と比べ123億5,342万1,611円（△0.7%）の減少となっている。</p> <p>一般会計の実質収支額は黒字を計上しているものの、その中には、翌年度以降に精算する新型コロナウイルス感染症対応関連の国庫支出金等の過交付額などが含まれていること、また、財政調整機能を有する財政調整関係基金（財政調整基金と県債管理基金〔一般分〕の計）の残高の維持に努めているものの、地方一般財源総額の伸びが期待しにくい中、当初予算編成時には、増加する財政需要に対応するため、その取崩しを余儀なくされている状況が続いていることから、本格的な人口減少局面を迎え経済の不確実性が増し、自然災害が頻発する社会情勢を踏まえて、引き続き無駄のない堅実な財政運営に努められたい。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【総務部 財政課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度内における追加財政需要等に適切に対応するための財源確保の必要性を踏まえ、全ての事務事業について、適切な事業の執行管理に努める。（継続） ・令和6年度当初予算編成に向け、主要事業や懸案事項等の進捗状況の把握に努める。（継続） <p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度当初予算では、人口減少対策やDXによる県民サービスの向上など、必要性や優先度が高い事業を重点的に予算化した。 ・令和4年度末に予算執行基準を通知し令和5年度予算の適切な予算執行を促すとともに、補正予算編成時に予算の執行状況や今後所要の把握を行い、年間所要額の把握精度を高め、効果的・効率的な予算配分を行った。 ・令和6年度補正予算において、可能な限り財調基金取崩しを取り止め、その残高確保を図るとともに、令和6年度当初予算の取崩し額は、前年度比▲10億円と抑制的に編成することができた。 <p>今後の課題</p> <p>令和6年度当初予算においても、財政調整基金120億円の取崩しを余儀なくされているとともに、みやぎ財政運営戦略（第3期）に掲げる残高目標にも達していないことから、引き続き、効果的・効率的な財政運営と財政規律の維持を図る必要がある。</p> <p>令和6年度以降の取組</p> <p>引き続き、財政の健全さを維持しつつ、復興の完了に向けたきめ細かな支援の継続とともに、富県躍進による今後の県勢発展のための確固たる基盤を構築し、県民一人ひとりが安心して暮らせる地域の実現を目指していく。</p>

<p>ロ 健全化判断比率等の状況</p> <p>令和4年度の財政力指数は0.59081で、令和3年度と比べ0.00650ポイント低下した。これは、入れ替わりとなる令和元年度と比べ社会保障関係経費など、分母となる基準財政需要額が増加したことによるものである。</p> <p>財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.4%で7.4ポイント上昇した。これは令和3年度における経常一般財源の一時的増加による比率の低下に対するもので、令和2年度と同程度の比率となったものである。全体として財政の硬直化が常態化しているものの、令和4年度も実質赤字は発生していない。また、実質公債費比率は10.6%で前年から0.6ポイント減、将来負担比率は144.2%で2.7ポイント減と、それぞれ改善しており、健全化判断比率はいずれも「健全」の範囲内となっている。今後とも、不安定要素の多い県税収入の推計の精度を上げながら、「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に定める目標指標達成に向けた取組を着実に進められたい。</p> <p>なお、県債残高の約38%は、地方財源の不足に対処するため特例的に発行する臨時財政対策債であり、前年度から185億円程度減少している。後年度に理論値で基準財政需要額に算入される元利償還金相当額と、実際の償還額が累計で均衡するよう、引き続き適切な管理に努められたい。</p>	
対 応 状 況	<p>【総務部 財政課】</p> <p>取組内容</p> <p>○「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に掲げる取組の実施により、持続可能な財政運営の実現と同戦略の達成指標である実質公債費比率、将来負担比率の安定推移、県債残高（臨時財政対策債を除く）の適正管理に努める。（継続）</p> <p>○臨時財政対策債は、理論的に算定される交付税措置額と実償還額が累計で均衡が図られるよう、適正管理に努める。（継続）</p>
	<p>成果（取組結果）</p> <p>○「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に掲げる取組を着実に実施し、必要性や優先度の高い施策に予算を重点配分するとともに、特例的な県債の活用を抑制し将来負担を軽減することができた。また、令和4年度決算の実質公債費比率は10.6%（前年度比▲0.6ポイント）、将来負担比率は144.2%（前年度比▲2.7ポイント）と改善し、県債残高（臨時財政対策債を除く）も前年度から43億円減少するなど、安定して推移しており、取組は着実に進んでいる。</p> <p>○令和4年度の臨時財政対策債の元利償還額475億円に対し、交付税措置額は432億円で乖離額は約43億円であり、大幅な乖離が生じないよう適正に管理している。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>今後の課題</p> <p>○公債費が高止まりする中、社会保障関係経費や自然災害対策、公共施設の老朽化対策などへの財政需要の増加が見込まれており、これらの対応について計画的に財源を確保しながら取り組んでいく必要がある。</p> <p>○臨時財政対策債は、交付税措置額と実償還額に乖離が生じないよう、今後も適正に管理していく必要がある。</p>
	<p>令和6年度以降の取組</p> <p>○安定した財政運営に向け、「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に掲げる歳入・歳出両面にわたる対策の着実な実施と県債残高の適正な管理はもとより、予算執行段階における節減や更なる財源確保対策などの取組を進めていく。</p>
<p>ハ 歳入歳出外現金の適正管理</p> <p>令和4年5月の一般会計及び特別会計に係る例月出納検査において、歳入歳出外現金のうち保管金（所得税本庁分）に長期間に及ぶ約2,000万円の残額不足が認められたことから、令和4年度に歳入歳出外現金に係る行政監査を実施し、不明金に係る指摘事項1件と改善を求める10項目の意見を伝え、今年6月にはその措置状況が、また、8月には「歳入歳出外現金の管理に関する対応方針」が公表されたところである。</p> <p>しかしながら、令和5年度の定期監査においても、契約保証金の払出未了や住民税の支払遅延等が発生していることから、今年8月より会計年度任用職員を含む知事部局職員の給与事務等が総務事務センターに移管されたことも踏まえた上で、「対応方針」に定める再発防止策の実行と徹底を図られたい。</p>	
対 応 状	<p>【出納局 出納管理課】</p> <p>取組内容</p> <p>○令和5年8月に定めた再発防止策に基づき、「会計事務の手引き」の改訂や、歳入歳出外現金に係る運用の明文化を行った。（新規）</p> <p>○歳入歳出外現金の事務取扱について、丁寧な事務指導等を行い職員への浸透・定着を図るとともに、管理職に対してチェックポイントや内部統制上の留意点の研修を行った。（継続）</p> <p>○会計事務指導検査では、「歳入歳出外現金の適正執行」を重点項目とし、受検所属に検査の前月末時点の残高と内容、払出（予定日）を確認する「歳入歳出外現金残高確認票」の提出を求めるとともに、検査実施日には改めて注意喚起を行った。（拡充）</p>

況	<p>成果（取組結果） 令和5年度の会計事務指導検査における歳入歳出外現金に関する指導件数は、29件で、前年度と比較して11件の減となった。このうち10件が、総務事務センターに事務が移管された知事部局における減少であった。また、指導事項の内訳では、所得税の納付遅延に関するものが31件から21件に大きく減少しており、検査時に提出する「会計事務のセルフチェックシート」に歳入歳出外現金の項目を追加したことや、新たに「歳入歳出外現金残高確認票」を使用してのチェックを求めたことが、ミスの防止に寄与しているものと思われる。</p> <p>今後の課題 会計事務指導検査では、歳入歳出外現金の指導件数は減少し、「歳入歳出外現金残高確認票」によって適正な残高管理がなされていることが確認できたものの、依然として所得税の納付遅延等の誤りが発生していることから、引き続き職員への浸透・定着を図っていくことが必要である。</p> <p>令和6年度以降の取組 研修や指導検査等の機会を捉え、事務の取扱についての事務指導等を行い、全庁的な内部統制の強化に引き続き取り組んでいく。</p>
	<p>二 県民への説明責任 県民に対して、「中期的な財政見通し」等を通じて県財政の現状と見通しについて明示するとともに、毎年度の各事業の成果、効果等についても、行政評価指標等を適宜見直しながら分かりやすい情報提供に努められたい。また、特に延長されることとなった「みやぎ環境税」及び「みやぎ発展税」など、一定の政策目的のため、県民が負担している超過課税等に関しては、その目的等に照らして、実施事業の有効性について十分に検証の上、成果について客観的な指標を示しながら、更に具体的に説明されたい。 また、「新・宮城の将来ビジョンの成果と評価（令和4年9月）」の目標指標（KPI）において、令和6年度までの中間目標値の達成が困難と思われるものも散見されるため、その理由を分析して、県民への丁寧な説明に努めるとともに、例えば、総務事務センターのコストに対して経費削減効果がどの程度発生する見通しかなど、各事業及び施策の費用対効果についてもわかりやすい説明に努められたい。</p>
対 応 状 況	<p>【総務部 財政課】 取組内容 ○県の財政状況について、県政だよりやホームページ等を活用して県民への情報提供を行う。（継続）</p> <p>成果（取組結果） ○県政だよりや県ホームページ等を活用して県民への情報提供を行った。特に、多くの県民の目に留まる県政だよりについては、グラフや図、写真を多用するとともに表現を平易にするなど、財政運営の現状や今後の見通しについて、年代を問わず広く県民理解が促進されるよう工夫を行った。また、令和5年度当初予算から県ホームページに各課別歳出予算概要の掲載を開始し、9月補正予算からは予算議案と予算に関する説明書を加えるなど、更なる情報発信に努めた。</p> <p>今後の課題 ○多くの県民に財政状況等が伝わるよう、より分かりやすい情報発信の在り方を検討していく。</p> <p>令和6年度以降の取組 ○引き続き、県政だよりや県ホームページ等を活用して情報を発信するとともに、他県の事例も参考にしながら県民理解の促進に繋がるように努める。</p>
対 応 状	<p>【総務部 総務事務管理課】 取組内容 総務事務センターは、給与や旅費など、これまで主に各所属で処理されてきた事務を1か所に集約して処理する組織であり、生産性の向上を図ることで内部管理に充てられていた人材を県民ニーズの高い業務に充てることを目的として設置された。（新規）</p> <p>成果（取組結果） 各所属の事務負担が軽減されるとともに、集約対象とした業務量ベースでの推計として約70人程度のマンパワーを創出する効果があるものと想定している。</p>

況	<p>今後の課題 総務事務センター設置の効果を発揮するためには、集約所属との連携強化や制度所管課との事務改善に向けた調整が必要である。</p>
	<p>令和6年度以降の取組 総務事務センターが稼働してまだ1年を経過していないことから、引き続き安定稼働に向けた各所との連携強化や事務改善に取り組み、機会を捉えてその成果についての説明に努めていく。</p>
対 応	<p>【企画部 総合政策課】 取組内容 ○「新・宮城の将来ビジョン」（以下、「新ビジョン」という。）に基づく施策や事業の成果、効果等については、政策評価・施策評価において効率性、有効性等の観点から分析を行い、外部有識者で構成される行政評価委員会での審議により客観性を高めるとともに、県民意見の聴取や評価結果の公表により透明性を確保するなど、県民への説明責任の徹底に努めている。（継続） ○新ビジョンの目標指標については、政策評価・施策評価の際に目標値までの達成状況について分析を行っている。（継続）</p>
状	<p>成果（取組結果） ○県政の成果及び評価結果を県民に分かりやすい形で示すため、評価調書様式を一部見直した上で「成果と評価」として取りまとめ、公表した。また、社会経済情勢の変化等を踏まえ、各種目標指標の見直し等を行った上で新ビジョン実施計画を改定し、公表した。 ○目標指標がどのようにして評価結果に結び付いたのか等を県民にわかりやすく説明するため、政策評価・施策評価の調書に達成状況の分析結果を記載する項目を新たに設けた。</p>
況	<p>今後の課題 ○事業を推進していくにあたり適宜目標指標の見直しを図るとともに、各事業の成果、効果等について県民にわかりやすく情報提供し、政策評価・施策評価を行う必要がある。 ○目標指標については、関連する取組の状況や社会経済情勢の影響などから実績値が伸び悩んだ要因や対応方針などについて分析することとしており、引き続き、目標値の達成状況について県民に対してしっかりと説明をしていく必要がある。また、政策評価・施策評価の評価対象には、費用対効果を評価の基準とすることが馴染まないものも含まれ、政策評価の評価基準は政策を構成する各施策の成果等とし、施策評価の評価基準は目標指標の達成度、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等としていくところであるが、費用対効果は各事業や施策を推進していく上で重要な視点であることから、費用対効果分析が馴染む事業等については県民に対しわかりやすい説明を行っていく必要がある。</p> <p>令和6年度以降の取組 ○今後とも、各事業の成果、効果等について、県民に対してよりわかりやすく情報提供するなど透明性を確保するとともに、政策評価・施策評価の結果や県民意見等を踏まえた事務事業の執行に努める。 ○今後とも、目標指標の達成状況について丁寧な説明を行うとともに、事業や施策を推進していくに当たり、費用対効果についても説明をしていくよう関係部局に対して周知を図っていく。</p>
対 応 状 況	<p>【環境生活部 環境政策課】 取組内容 「みやぎ環境税」を財源とする事業の実施に当たっては、地球温暖化の主要因となっている二酸化炭素の吸収源確保や排出源対策のほか、野生鳥獣の適正保護・管理や次世代を見据えた環境教育・人材育成など、「みやぎ環境税」を活用する環境施策を取りまとめた「新みやぎグリーン戦略プラン」を策定し、実施の目的や事業の進捗状況、成果を県政だよりや河北新報へ掲載するとともに、県ホームページなどでも公表している。（継続）</p> <p>成果（取組結果） 令和5年度は、「みやぎ環境税」の活用事業の計画や実績などについて県政だよりで2回、実際に「みやぎ環境税」を活用して事業に取り組んだ県民や事業者の生の声として、海藻の再生による漁場環境づくりの取組、県産木材を活用した授乳室の普及による「環境保全」と「子育て」の一体的推進に関する取組、太陽光や地中熱を活用しエネルギー消費を実質ゼロにするZEBの取組について、河北新報に掲載した。</p>

今後の課題
 これまでも「みやぎ環境税」に関する理解醸成に向け、県政だより等により事業の進捗や成果に関する広報を実施しているが、環境教育や普及啓発などの事業は、その性格上、成果を定量的な指標で示すことが難しいため、事業実施の有効性をより分かりやすく示していく必要がある。

令和6年度以降の取組
 引き続き、県政だよりでの広報活動により、「みやぎ環境税」活用事業の進捗や成果について分かりやすく伝えるよう努めることに加え、事業実施に当たっては、市町村事業を含め、印刷物、ウェブコンテンツ、事業者への補助事業により導入された設備など掲示可能なものには「みやぎ環境税」の活用事業である旨を明記・周知することを徹底し、県民への説明責任を果たしてまいりたい。

【環境生活部 循環型社会推進課】
取組内容
 産業廃棄物税制度について、県民や事業者の理解が得られるよう県ホームページでの公表等により情報提供を行っている。
 (1) 県民向けの説明としては、県ホームページ上で以下の内容を公表している。(継続)
 ①産業廃棄物税の概要について(税務課ホームページ)
 ②産業廃棄物税を活用した事業の実施状況について(循環型社会推進課ホームページ)
 ③産業廃棄物税の課税期間の延長について(循環型社会推進課ホームページ)
 (2) 事業者向けの説明としては、(1)の他に、以下を実施している。(継続)
 ①県ホームページ上で公表している事業者向けの適正処理の手引きに概要を掲載
 ②平成17年度から産業廃棄物税制度を導入しているが、3回目の更新時期(平成31年度)に、聞き取り調査やパブリックコメント等による意見聴取を実施した上で、令和7年3月末まで延長した。

成果(取組結果)
 県は、廃棄物を減らし、持続可能な循環型社会をつくるための指針として、宮城県循環型社会形成推進計画(以下「循環計画」という。)を策定し、産業廃棄物税を循環計画の目標達成のために必要な施策に充当してきた。循環計画における目標値(令和12年度)と令和4年度実績は下記のとおり。

項目		目標値(令和12年度)	実績値(令和4年度)
一般廃棄物	1人1日当たり排出量	910g/人・日	972g/人・日
	リサイクル率	30%	22.8%
	最終処分率	10.5%	11.9%
項目		目標値(令和12年度)	実績値(令和4年度)
産業廃棄物	排出量	10,000千t	10,478千t
	リサイクル率	35%	37.9%
	最終処分率	1.0%	1.6%

今後の課題
 循環計画では、産業廃棄物の排出量、リサイクル率及び最終処分率について高い目標値を設定しており、県民の理解を得ながら産業廃棄物税を活用した施策の一層の推進が必要である。令和5年度に県内事業者を対象として実施した産業廃棄物税に関する意識調査では、産廃税制度が「おおいに役立っている」、「ある程度役立っている」を合わせた割合(32.1%)は、「あまり役立っていない」、「まったく役立っていない」を合わせた割合(15.8%)を2倍程度上回った。一方、最も割合が高いのは「どちらとも言えない(49.8%)」となっており、その回答理由を調査したところ、「産廃税の制度の情報が不足し、課税目的や使途・効果が分からないため」が最も多かったことから、産廃税制度や事業の成果について、積極的な周知が必要となる。

令和6年度以降の取組
 ・産業廃棄物税充当事業に係る事務処理を適切に行うとともに、県民や事業者への情報提供に努める。
 4月 前年度事業報告内容調査

	<p>7月 次年度事業要望提出〆切</p> <p>8月 次年度事業ヒアリング</p> <p>10月 次年度事業決定通知</p> <p>・令和7年3月で課税期間が終了することから、事業者への聞き取り調査やパブリックコメントの実施、環境審議会への諮問をとおして、今後の在り方についての検討を行う。</p>
対 応 状 況	<p>【経済商工観光部 富県宮城推進室】</p> <p>取組内容 「みやぎ発展税」の活用実績や成果等については、県議会経済商工観光委員会で報告するとともに、県のホームページに掲載し、県民等への周知を図っている。(継続) また、県内の主要な経済団体等で構成する「富県宮城推進会議」において、活用実績や成果等の説明を行うとともに、それらを踏まえた今後の活用施策について意見交換等を行っている。(継続) 加えて、経済団体等に対し調整や要請を行い、当該団体等のホームページや発行する刊行物等において、実績や成果等を掲載する機会をいただき、事業者への更なる周知に取り組んでいる。(継続)</p> <p>成果（取組結果） 前年度までの活用実績や成果等について、県議会への報告や県のホームページへの掲載を行った。 また、「富県宮城推進会議」の構成団体のホームページや発行する刊行物等に、実績や成果等を掲載いただく機会を調整し、これまでの実績や成果について広く周知するよう努めた。</p> <p>今後の課題 令和5年度からの新規事業を含め、その取組の実績や成果等をより分かりやすく伝えることができるよう工夫をしていく必要がある。</p> <p>令和6年度以降の取組 引き続き、経済団体等が発行する刊行物等において、主に事業者向けに実績や成果等を周知する機会をいただけるよう調整や要請を行う。 また、成果等について、少しでも分かりやすい内容となるよう、毎年度、改善に向けた検討を重ねる。</p>
<p>ホ 「3E」を重視した財政運営と事務執行</p> <p>各所属の主要事務事業については、定期監査資料において、経済性(Economy)・効率性(Efficiency)・有効性(Effectiveness)の、所謂「3E」の観点から評価を求め、PDCAサイクルによる自主的な改善を促しているところであるが、特に有効性の評価では、事務事業量等のアウトプット指標に加えて、そのことで当該事務事業の目的の実現にどのような効果をもたらされたか等、具体的なアウトカム指標も用いて行う工夫も必要である。</p> <p>また、「新・宮城の将来ビジョンの成果と評価」では、施策の分類上、目標指標達成率と評価結果が必ずしも連動していない場合もあり、例えば、少子化対策等、部局を横断して、本部会議体で取り組む主要課題に関しては、要因をデータに基づき分析し、より効果のある推進事業を構成の上、目標指標と連動した進行管理とその公表に取り組まれない。</p> <p>引き続き「みやぎの財政運営戦略(第3期)」の着実な推進により持続可能な財政運営と政策推進との両立に取り組み、更に経済性・効率性・有効性を重視し、費用対効果も踏まえた財政運営が県組織に根付くように努められたい。</p>	
対 応	<p>【総務部 財政課】</p> <p>取組内容 ○令和6年度は、「宮城の将来像」の実現に向け、富県躍進を志向する取組の推進、本格的な人口減少局面を見据え、次の世代を育成・応援する取組が必要。また、あらゆる分野でのデジタル技術のフル活用を進めるほか、頻発化・激甚化する自然災害に備えた防災・減災に向けた対策や復興完了に向け、被災者の心のケアなど実情に応じたきめ細かな対策が必要である。(継続)</p>

状況	<p>○前年度からの繰越予算を含め、当年度予算の執行状況や今後所要の適時把握のほか、令和6年度当初予算編成に向け、主要事業や懸案事項の進捗状況の把握に努める。 (継続)</p>
	<p>成果（取組結果） ○令和6年度当初予算では、「宮城の将来像」の実現に向け、あらゆる分野でのデジタル技術のフル活用に向けたDXへの投資に加え、結婚・出産・子育てを応援する環境整備や若者の県内定着、外国人の受入促進など、本格的な人口減少局面を見据えた施策のほか、半導体関連産業の振興に向けた取組に関し、積極的・重点的に予算化した。また、財源確保に向けては、通常事業の徹底した見直しや特別会計・基金の資金活用など、「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に基づく歳入歳出両面にわたる対策を計画的に実施した。 ○令和4年度末に予算執行基準を通知し、令和5年度予算の適切な予算執行を促すとともに、補正予算編成時に予算の執行状況や今後所要の把握を行い、年間所要額の把握精度を高め、効果的・効率的な予算配分を行った。</p>
	<p>今後の課題 ○経済・物価の動向や金融資本市場の変動等が県財政に及ぼす影響が不透明な中、「宮城の将来像」の実現に向けた必要な施策を着実に推進する一方、財務規則をはじめとした関係規程や「みやぎ財政運営戦略（第3期）」などに基づき、効果的・効率的な財政運営と財政規律の維持を図る。</p>
	<p>令和6年度以降の取組 ○高齢化の進行などにより、社会保障関係経費の増加が続くことが見込まれていることに加え、復興事業により整備した施設・設備の維持管理費、公共施設の老朽化対策費等の増加も見込まれている。こうした状況下においても、令和3年2月に策定した「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に基づき、財政の健全化に向けて、歳入歳出両面にわたる財源確保対策を着実に実施していくこととしている。一方で、財源確保対策を実施してもなお生じる財源不足に対応するため、財政調整基金を毎年度取り崩す必要があるなど、我が県の財政は厳しい状況が続くと見込まれている。こうした中でも、財政の健全さを維持しつつ、復興の完遂に向けたきめ細かな支援の継続とともに、富県躍進による今後の県勢発展のための確固たる基盤を構築し、県民一人ひとりが安心して暮らせる地域の実現を目指していく。</p>
対応状況	<p>【企画部 総合政策課】 取組内容 目標指標は施策評価における重要な基準の一つであり、あわせて目標指標だけでは表しきれない事業の成果等も取り入れながら、総合的に評価を行っている。その結果、進捗に遅れが見られる施策、例えば部局を横断して対応している少子化対策では結婚から出産、子育てまで幅広く応援する環境整備に取り組む必要があることから、「新・宮城の将来ビジョン実施計画」の中で施策の重点化を図り、翌年度事業の検討を行っている。(継続)</p>
	<p>成果（取組結果） 目標指標がどのようにして評価結果に結び付いたのか等を県民に分かりやすく説明するため、政策評価・施策評価の調書に目標指標における達成状況の分析結果を記載する項目を新たに設けた。また、政策評価・施策評価の結果、進捗に遅れが見られる施策は、翌年度の予算において重点化を図るなど、適切に予算編成（新規・組替）を行った。</p>
	<p>今後の課題 新たに設けた「目標指標達成状況の分析」の記載内容がデータに基づいてわかりやすいものとなるよう工夫していくとともに、取組の成果を適切に反映させるよう適宜目標指標を見直す必要がある。</p>
	<p>令和6年度以降の取組 今後とも、目標指標の達成に向けビジョン推進事業の進行管理に取り組むとともに、「新・みやぎの将来ビジョン実施計画」の策定の際に必要な応じ目標指標の見直しを図っていく。また、政策評価・施策評価に当たっては、目標指標を中心とした定量的成果を基準としつつ、定量的成果のみでは表しきれない定性的成果を取り入れながら、取組の成果が目標に対してどの程度充足しているのかを総合的に判定し、適切な評価及びその公表に努める。さらに、最終的な評価結果を翌年度事業の予算編成（新規・組替）へ適切に反映するように努める。</p>

<p>へ 精度の高い予算管理と事務執行管理</p> <p>国庫支出金の調定遺漏や、国庫補助金に係る市からの概算払請求を見落とし、当該市において収入未済が発生した事案、さらに所属内において予算の執行管理が不十分で、年度内の事業執行が困難となり、多額の不用額を生じた事案など、不適切な事務処理が依然として発生している。不適切事務の改善状況等を全庁的に周知し、内部統制上のリスクとして認識の上、再発防止に努められたい。</p>	
<p>対 応 状 況</p>	<p>【環境生活部 循環型社会推進課】</p> <p>取組内容 国庫補助金等進捗状況確認表を作成し、交付決定及び交付額確定時に当該確認表へ入力することにより調定状況を可視化し、調定遺漏がないよう複数の目でチェック体制の強化を図り、再発防止に努めた。(新規)</p>
	<p>成果（取組結果） 令和5年度においても国庫支出金の調定を要する事務処理があったが、進捗状況確認表により事業担当者と予算担当者等が情報を共有したことで、適切に処理を行うことができた。</p>
	<p>今後の課題 担当者同士の情報共有だけでは、人事異動の際に引継ぎ漏れがあった場合、事務処理漏れにつながる恐れがあるため、引継書等に記載し、班内で共有するとともに、班や所属として管理が行えるよう管理職を含めた複数人でのチェック体制に強化していく必要がある。</p>
	<p>令和6年度以降の取組 引き続き、進捗状況確認表により調定遺漏防止を行うほか、定期的に予算等の管理状況（歳出・歳入）について各事業班に確認し、事業担当者と予算担当者間で情報共有の漏れがないか確認することにより、適切な事務執行管理に努めていく。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【経済商工観光部 新産業振興課】</p> <p>取組内容 ○所管事業の事務処理スケジュール一覧表を組織全体で共有し、担当職員から管理・監督職員まで確実に進捗状況を複数の目で確認できるチェック体制を構築した。(新規) ○財務・庶務システムから配信される歳出整理表と執行額を突合することで、支出負担行為や支出命令の漏れを防止するとともに、多額の執行残となっている事業は、担当者に執行の有無や施行時期の確認など予算面からの執行管理を行った。(拡充) ○地方機関との連絡を密にし、スケジュールを共有することで、地方機関との認識の齟齬を防いだ。(拡充) ○担当者が課題などを抱えこまない風通しの良い職場環境整備を図るため、課内会議などにおいて、ボトムアップの発言機会を増やすなど、職員相互の円滑なコミュニケーションによる風通しの良い職場づくりに努めた。(拡充)</p>
	<p>成果（取組結果） ○管理・監督職員が随時、案件ごとの進捗を確認できることにより、組織全体での進捗管理への意識付けが進んだ。 ○配信帳票と突合により、予算面からの執行管理ができたとともに、執行時期や所要額の確認を行うことで、不適切な事務処理の未然防止が図られた。 ○地方機関と連絡を密にして進捗状況を共有することで、本庁発注案件について、適切な時期に執行できた。</p>
	<p>今後の課題 ○担当者や管理・監督者が異動となった場合でも適正な執行管理確保のため、後任者への取り組みの周知及び意識付けの必要がある。</p>
	<p>令和6年度以降の取組 ○課内会議などを利用して取組内容の周知と継続的な職員の意識付けを行うことで取り組みの定着を図る。</p>

対 応 状 況	<p>【出納局 出納総務課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年3月開催の令和5年度第2回内部統制システム推進会議幹事会において、「調定遅延」及び「国庫補助金に係る請求漏れ、請求額誤り」を部局リスクとして選定し、令和6年4月3日付け出管号外により各部局に周知するとともに対策を促した。(拡充) ○ 主管課総括課長補佐会議を通じて、各部局に対し不適切事務事案を周知することにより注意喚起を図った。(継続)
	<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部局リスクとして選定したことで、各所属が計画策定時に「調定遅延」及び「国庫補助金に係る請求漏れ、請求額誤り」を重点リスクとして認識しやすくなり、当該リスクに係る対策の強化が期待できるようになった。
	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算の執行管理については、内部統制行動計画（財務事務編）の中でリスクとして識別されていない。リスクとしての識別とそれに伴う標準対策の策定は、各所属が独自に対策を講じるに当たり参考資料となるため、行動計画の次回改定時に更新が必要となる。
	<p>令和6年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部統制行動計画（財務事務編）の改定時期（令和7年4月）に向け、行動計画の見直しを行う。前回改定以降、新たに判明したリスクの識別を併せて行い、各所属独自のリスク対策を支援する。

<p>ト 公社等外郭団体の経営改善と自立的運営</p> <p>県政推進のために県が関与している公社等外郭団体について、県では、令和4年度より「宮城県公社等外郭団体自立推進計画」（令和4年度～令和6年度）に基づき、公社等を取り巻く外的環境の変化や従前の公社等外郭団体改革の進捗を踏まえ、「経営改革」から「自立推進」に取組の軸を移し、これまでの経営改善に向けた指導を継続しつつ、公社等の一層の自立に向けた支援に注力することとしている。</p> <p>令和4年度の財政的援助団体等監査において長期滞留債権、長期未収金が認められた団体に対しては、当該自立推進計画に基づき、経営改善や長期未収金等の解消に向けた助言や指導に努められた。また、改めて各団体への県政の関与理由を整理し、その設立目的に沿って、より県政に貢献できるよう自立的な取組を促進されたい。</p> <p>なお、無償減資を実施して多額の累積欠損金の解消及び税負担の軽減を図り、改善支援団体から自立支援団体に移行した団体もあることから、同様の課題を有する団体に対し、抜本的な財務構造の改善及びコスト縮減の検討を促すなど、効果的な改善に努められた。</p>	
対 応 状 況	<p>【総務部 行政経営企画課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度指定の47団体に対し、経営状況等に関する団体の自己評価結果や経営上の課題などを踏まえ、所管部局が主体となって必要な助言や指導を行った。(継続) ・ 経営改善や組織等の在り方を検討する必要がある「改善支援団体」に対しては、これまでも外部有識者による「公社等外郭団体経営評価委員会」において調査審議を行い、無償減資の実施による累積欠損金の解消や中長期経営計画の策定等の意見を団体に行ってきたところであり、令和5年度においては、2団体について調査審議し、制度改善や減資実施を含む資金確保策、県の支援の在り方等について意見を行った。(継続)
	<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体による経営状況等に係る自己評価を次年度の経営改善に反映させる仕組みが定着され、自立に向けた取組が進められている。 ・ また、令和5年度においては、平成31年3月に策定した「経営健全化方針」の改定を検討する団体が、税負担軽減のための減資の必要性の意見を受け抜本的な財務構造の改善の道筋ができた。
	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「宮城県公社等外郭団体自立推進計画（令和4年度～令和6年度）」に基づき、引き続き「改善支援団体」の5団体に対し、重点的指導・助言を行い、経営改善に向けた取組を支援するほか、公社等の一層の自立に向けた支援のために、改めて県の関与理由の整理を行った上で、各団体への指導・助言を適切に行う必要がある。 ・ 県の出資等に見合った充実した事業活動が行われるよう、各団体への指導・助言を引き続き行う必要がある。

	<p>令和6年度以降の取組</p> <p>「宮城県公社等外郭団体自立推進計画（令和4年度～令和6年度）」及び「経営健全化方針」に基づき、「公社等外郭団体経営評価委員会」の調査審議による改善支援団体の経営改善や県による自立支援団体の自立的運営に向けた指導・助言を行うとともに、令和7年度以降の自立支援策について検討を進めていく。</p>
--	--

<p>チ 地方公会計制度の活用</p> <p>本県では、統一的な基準による地方公会計により、令和3年度財務書類等及びその前提となる会計年度末時点の固定資産台帳を作成し、令和5年3月に公表した。</p> <p>これらの財務書類等において可視化された資産・負債のストック状況や、現金の出入りを伴わない減価償却費等の情報を用いて、他県との比較や施設別あるいは事業別のセグメント分析などを行うことにより、資産管理や受益者負担の適正化及び業務の効率化など、限られた予算を効果的・効率的に配分するための新たなマネジメントツールとしての活用が期待されている。</p> <p>総務省の「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」（令和4年8月）において公表された活用事例のほか、今後一層の増加が見込まれる社会保障関係経費や公共施設等の老朽化対策経費、職員の退職手当等の将来負担を見通す際に、少子高齢社会における県民負担の世代間公平性に配慮した財政運営のシミュレーションツールとしての活用についても検討されたい。</p>	
対 応 状 況	<p>【総務部 財政課】</p> <p>取組内容</p> <p>○実務担当者向けの簿記研修（4回）及び管理監督者向けの研修（2回）を実施した。（継続）</p> <p>○令和5年度から開始した日々仕訳について、研修（12回）の実施及び業務マニュアルを整備した。（新規）</p> <p>成果（取組結果）</p> <p>○実務担当者を対象とした簿記研修は115名、新任の管理監督者を対象とした研修は99名の参加があり、幅広く公会計に必要な知識の普及に努めた。</p> <p>○日々仕訳についての研修は194名の参加があったほか、業務マニュアルを整備したことにより、円滑な日々仕訳の導入の一助とすることができた。</p> <p>今後の課題</p> <p>○これまでの研修により制度理解の浸透と実務能力の向上に努めるとともに、より良い研修の在り方について検討を進めていく。また、日々仕訳の業務マニュアルについて不断の見直しを進め、精度の高い財務書類等の作成を行う。</p> <p>令和6年度以降の取組</p> <p>○日々仕訳の実施に当たっては、日常業務において発生主義・複式簿記などの知識が必要となることから、引き続き、研修等を通じて必要な知識の普及啓発を進めていく。</p> <p>○活用方法については、国の研究会で公表されている活用事例や他団体の状況も参考としながら、「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に掲げる公会計制度の活用による受益者負担の適正化をはじめ、資産の管理、予算審議など、持続可能な財政運営に活用できるよう、更なる検討を進めていく。</p>

<p>リ 収入未済の縮減</p> <p>令和4年度の一般会計及び特別会計の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源を除く。）は、総額46億7,854万4,917円で、前年度に比べ1億6,178万3,895円減少している。このうち、県税の収入未済額は25億3,905万6,513円で、前年度と比べ1億2,710万1,007円減少し、引き続き取組の成果が表れてきている。また、県税以外の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源を除く。）も21億3,279万8,404円で、前年度と比べ3,468万2,888円とわずかながら減少した。</p> <p>収入未済額の縮減については、宮城県収入未済額縮減推進会議において取組方針を定め、県税以外では令和4年度から令和6年度までの3か年で、令和3年度末の収入未済額21.4億円から3億円を縮減する目標を定めているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の拡大や特別納付金（竹の内産業廃棄物処分場行政代執行関係等）の増加等により0.3億円の微減に留まっているため、令和5年度以降は、各種貸付金等について新たな収入未済の発生防止に努めるとともに、債権管理の一層の適正化やサービスの活用等取組方針に掲げる重点的取組の一層の推進により、収入未済の解消を図る必要がある。</p> <p>県税については、「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」（令和4年度～令和6年度）に基づき、個人県民税において、各県税事務所に市町村滞納整理連携・協働チームを設置し、市町村との共同催告や県税職員に市町村職員併任辞令を発令して滞納整理を強力に推進するなど、収入未済額の解消に向けて取り組んだことから、令和4年度は、前年</p>	
--	--

度より 1.27 億円減の 25.4 億円（対前年比△4.8%、このほか不納欠損額 1.95 億円）となった。「第 6 次県税滞納額縮減対策 3 年計画（令和 4 年度～令和 6 年度）」では収入未済額の目標を 23.5 億円以下と定めていることから、引き続き確実に目標を達成されるよう努められたい。

なお、やむを得ず不納欠損処理を行う場合は、負担の公平性や県の取組について、県民に対する説明責任を十分に果たされたい。

対 応 状 況	<p>【総務部 行政経営企画課】 取組内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県税以外の収入未済額については、収入未済縮減推進会議で定めた「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」に基づき、各債権において、収入未済額が前年度を下回ることを基本とし、令和 6 年度までの 3 年間で 3 億円を縮減する具体的目標を掲げているところであり、この達成に向けて、回収困難な事案への対応や、債権管理担当課室への業務支援等に努めている。（継続）・ 令和 5 年度においては、一元的な進行管理を行うため、収入未済縮減推進会議を 2 回開催し、収入未済の縮減状況の共有を図ったほか、回収が困難な債権については、債権管理担当課室への業務支援として、引き続き、一括契約による債権回収会社（サービサー）への委託により、効率的かつ効果的な債権回収に努めた。（継続）・ また、他所属間双方向検証（マルチアングルゼミナール）の場として、債権管理担当職員が一堂に会する機会を設け、優良な取組事例の共有や、債権管理の課題等について意見交換を行ったほか、債権回収に詳しい弁護士を招へいの上、実践的な対応手順や債権の特性等に係る研修会を開催し、収入未済額縮減に向けた担当職員のスキルアップを図った。（継続）・ なお、収入未済縮減の取組が進むにつれ、回収困難な案件の割合が相対的に増加し、債権管理担当者の知識・能力の向上や法的整理に関するノウハウの蓄積が一層必要となることから、各債権管理担当課におけるマニュアル又は行動計画を策定又は改訂することで、知識の継承をより一層進めた。（継続）
	<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県税以外の収入未済額については、新型コロナウイルス感染症の余波や物価高騰の影響を踏まえ、柔軟な視点で臨みつつ、粘り強い催告や、分納者に対する継続的な納付指導等を実施し、更なる縮減を図った。また、債務者本人による納付が困難な場合は、親族等による納付についても交渉を行った。・ 今後回収の見込みがない債権に対し、破産手続きや登記等の情報を確認し、不納欠損処分を行った。 <p>（取組例等）</p> <ul style="list-style-type: none">・ [中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る返還金] 法人の破産手続きが終結し、登記が閉鎖される等、これ以上の回収の見込みがない案件については、不納欠損処分を行い、134,066 千円縮減した。・ [竹の内産業廃棄物処分場の行政代執行に係る特別納付金] 財産調査により発見した預金に対して差押えを行ったことにより、56,216 千円縮減した。・ [中小企業高度化資金／小規模企業者等設備導入資金貸付金] 新たに分納交渉を行った債務者の親族による納付等により、13,754 千円縮減した。
	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none">・ これまでも各債権管理担当課室においては、滞納の未然防止策や債権管理・回収の強化等を図り、収入未済額の縮減に努めてきた。しかし、依然として東日本大震災による経済活動への余波がある中において、物価高騰等、経済情勢の変化により回収が困難になっている事案も存在しており、限られた人員でこれらの課題に対応しなければならないのが実情である。・ このため、収入未済縮減推進会議等を主軸として、部局横断的に一丸となって取り組む必要があり、併せて、サービサーへの一括契約の対象となる債権の拡充を検討するなど、不断の努力が必要である。
	<p>令和 6 年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none">・ 令和 6 年度が最終年度となる「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」について、債権の状況や担当課の意見を踏まえ、収入未済の回収及び新たな収入未済の発生防止に寄与する実効性の高い取組方針を策定する。・ 債権管理回収業務及び納付勧奨業務委託（サービサーへの債権回収業務一括委託）について、令和 6 年度は現契約の契約最終年度となるため、令和 7 年度以降の契約については、契約の内容や要件等を見直し、回収困難な案件の収納率向上に効果的な契約内容で締結する。

	<p>・引き続き、収入未済縮減推進会議にて、取組方針に基づき、目標に向けた進行管理を行うとともに、研修会受講者による実効性を踏まえた研修会の開催時期の前倒しや、デジタル技術を活用した担当者同士の相談の場の提供等、実効性のある取組を実施する。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【総務部 税務課】 取組内容</p> <p>県税収入未済額縮減対策については、令和4年3月に策定した「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和5年度県税事務運営」に基づき、県税収入未済額の縮減と新たな滞納の発生抑止に取り組んでいる。(継続)</p> <p>特に、収入未済額の大半を占め、重点税目と位置付けている個人県民税については、市町村職員併任を活用し、共同催告や共同徴収を実施するなど、積極的に市町村と連携・協働して徴収対策を行い、収入未済額の縮減対策を実施した。(継続)</p> <p>個人県民税以外の税目については、「県税滞納額縮減対策3か年計画」や「県税事務運営」に掲げる滞納処分を中心とする取組を徹底することで収入未済額の一層の縮減を進めるとともに、納付手段の拡大や自動車税種別割の納期内納付率向上を推進するための啓発活動を実施した。(継続)</p> <p>一方、納税折衝において、納期限内の一括納付が困難であると申し出があった場合は、収入や支出の状況を聞き取りした上で、納税緩和措置の適用の検討や分割納付の相談に応じるなどの取扱いをしている。(継続)</p>
	<p>成果（取組結果）</p> <p>個人県民税の令和6年3月末現在の収入率は、現年分85.83%（対前年比0.04ポイント減）、滞納繰越分28.64%（対前年比2.23ポイント減）、合計84.03%（対前年比0.06ポイント減）と前年度と比べて減少し、収入未済額は前年度同期比で約1.96億円の増となっている。</p> <p>個人県民税以外の税目の令和6年3月末現在の収入率は、現年分98.20%（対前年比0.22ポイント減）、滞納繰越分28.66%（対前年比1.48ポイント減）、合計98.05%（対前年比0.21ポイント減）と前年度と比べて減少し、収入未済額は、特に、国税における修正申告等により、結果、大口滞納事案等となり、前年度同期比で約5.23億円の増となっている。</p> <p>宮城県市町村合同インターネット公売を令和6年1月のKS I官公庁オークション時に設定し、市町等が出品した48件中40件が落札され、落札金額は2,389千円となった。</p> <p>令和5年度自動車税定期賦課の納期内納付率は83.21%と過去最高となった。</p> <p>個人県民税以外の税目の滞納処分については、令和6年3月末現在で差押件数2,058件、捜索件数17件となっており、不納欠損は763件54,163千円となっている。</p> <p>一方、納税緩和制度として、徴収猶予1件、換価の猶予38件、滞納処分の執行停止360件を適用している。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>依然として収入未済額の多い「個人県民税」については、市町村の実情に合わせた積極的な支援を継続することが必要であり、管轄県税事務所とのきめ細かな連携が必要である。</p> <p>個人県民税以外のその他の税目については、滞納者数の減少により困難な滞納整理案件が中心となることが予想され、差押徴収の強化・徹底と滞納整理の効率化が必要である。</p>
	<p>令和6年度以降の取組</p> <p>令和6年度末における収入未済額を23億5千万円以下とする目標を設定した「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」（令和4年3月策定）に基づき、令和6年度については、収入未済額の縮減目標を令和5年度決算対比で個人県民税は7%、その他の税目は5%縮減することを基準として各事務所で目標を設定し、関係機関と連携を図りながら、更なる収入未済額の縮減と発生抑制に取り組む。</p> <p>なお、令和6年度は3か年計画の最終年となることから、現状の課題を整理して次期計画の策定に取り掛かり、収入未済額の縮減を図る。また、やむを得ず不納欠損処理を行う場合は、公平公正な徴収を念頭に、法律に基づき徹底した財産調査を実施し、適正に処理する。</p> <p>今後も引き続き滞納整理研修のリモート開催による市町村職員を含めた徴税職員の技能向上やオンライン預貯金照会システムの活用による早期の財産調査などデジタル化を推進しながら、県内市町村と一丸となった効率的な滞納整理を進める。</p>

又 補助金の適正執行	
補助金交付手続については、「補助金交付手続の改善方針」で示されているが、交付条件が守られていない事案や交付決定前に支出処理を行った事案のほか、実績報告書の提出期限が守られていない事案が複数発生している。引き続き「補助金交付事務に係る確認用チェックリスト」を有効に活用すること等により、事務の適正な執行に努めるとともに、申請時や現地調査及び実績確認時におけるヒアリングや、写真確認、証書書類の検証の徹底など、確実な履行確認に努められたい。	
対 応 状 況	【総務部 行政経営推進課】 取組内容 ・国の経済対策に係る補助金業務の増加による職員の事務負担の増加の影響により、「補助金交付手続の改善方針」に規定する補助金交付手続の確認が疎かになる懸念があったことから、職員以外の者でも従事可能な業務を労働者派遣としてアウトソーシングすることで、マンパワー不足を補い、確実な履行確認がなされるよう担当課を支援した。(新規) ・国のアナログ規制の点検・見直しの動向を踏まえ、補助金交付手続も含め、令和8年度までに、デジタル技術への代替を妨げるような、アナログ的な手法によることを定めている条例・規則等を点検・見直しする方針を組織決定し、人的ミスによる不適切な補助金の交付の防止に向けた体制づくりを進めた。(新規)
	成果（取組結果） ・補助金担当課においては、マンパワー不足による事務負担が解消され、補助金の履行確認等、内部統制の観点での本来業務への傾注が可能になった。
	今後の課題 ・適正な補助金交付事務が確保されるよう、内部統制の観点から、「補助金交付手続の改善方針」について担当課の実情を踏まえ、継続的に周知徹底を図る必要がある。 ・また、令和5年度に組織決定したアナログ規制の方針に沿うよう、交付手続等のデジタル化に向けて、支障となる条例・規則等の点検・見直しを進める必要がある。
	令和6年度以降の取組 「補助金交付手続の改善方針」について引き続き周知を図り、適正手続の徹底を確保していく。併せて、内部統制の視点からもデジタル活用による効率的かつ確実な事務手続に向けた見直しを検討していく。

ル 検査のあり方	
工事請負契約に係る出来高検査等において、請負者が申告した出来高に虚偽があり、実際の出来高以上の金額が支払われた事案が認められた。当該工事の執行管理が不十分であったほか、履行確認検査において看破できなかったことは、検査制度及び体制等にも問題があったものと考えられる。検査・検収業務を所掌する出納局をはじめ関係部局においては、当該事案について調査・検証を行い、課題を整理の上、再発防止に向けて対策を講じられたい。	
対 応 状 況	【農政部 農村防災対策室】 取組内容 農政部の工事執行を担う各地方振興事務所等に対し、令和5年1月20付け農整号外で「農業農村整備事業等の適時・適切な事業執行の徹底」を、さらに令和5年7月14日付け農整号外で「工事における出来高確認の適切な執行について」を発出し、再発防止に向けた通知を行うとともに、各種講習会等においても、出来高検査の適切な執行の再認識を促した。 また、今回の通知では以下の4つの取り組みを実施することを明示し、同様の案件が二度と発生しないよう、徹底して取り組んでいる。 ①「工事履行確認表」による履行確認の実施（新規） ③ 現場における進捗（出来高）確認（新規） ②履行報告書への進捗状況写真の添付（新規） ④ 出来高検査前等の確認（新規）
	成果（取組結果） 工事執行を担う各地方振興事務所では、令和6年2月末時点で履行確認が必要な工事は115件、引き続き工事進捗の確認が必要な工事が91件存在することから、その全ての工事について出来高の適切な執行状況について確認を行った。 その結果、工事の進捗が10%以上遅延している14件については、進捗確認を踏まえ適切な工程を検討し、工期延期や繰り越し手続を行ったことに加え、他に進捗に遅れのある工事については、現場毎の施工体系等を確認した上で、現場の施工条件に応じた指示を行った。

	<p>今後の課題 工事における出来高確認の適切な執行を徹底するためには、若年監督職員も含め、工事監督に従事する職員に対する継続した普及啓発活動が必要である。</p>
	<p>令和6年度以降の取組 引き続き「工事における出来高確認の適切な執行について」の徹底を図るため、各地方振興事務所等で実施する講習会等で周知するとともに、技術担当の総括次長等で構成される技術連絡会等において、その効果と妥当性等について検証し、継続した工事の進捗管理（出来高管理）の精度向上に努めていく。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【出納局 検査課】 取組内容 ○ 出来高検査は、工事請負者からの請求に速やかに対応するため、事務委任規則に基づき各発注公所の責任において実施することとなっている。 ○ 当事案は、工事監督における履行状況の確認不足と、出来高検査時に現場と書類の出来高率の乖離を見落とす不注意が重なって発生したものであり、検査制度の運用上の問題と認識している。 ○ 農政部では、再発防止策として毎月の工事履行報告の確認強化と出来高検査前の複数人での確認を実施することとしているが、当課としてもその対策と連携し、専門検査員検査の際に出来高検査の履歴を確認するとともに、履歴がある場合は検査時点の出来高率との整合を確認するなど、出来高検査の実施状況の把握に努め、出来高検査が適切に行われるよう支援していく。（新規） また、当課で主催している地方検査員や監督職員を対象とした講習会において、当事案を例示しながら出来高検査の適正な実施について指導したところであり、今後も継続的に注意喚起していく。（継続）</p> <p>成果（取組結果） ○ 専門検査員検査の際は、出来高検査の履歴や出来高率との整合等を確認することにより、出来高検査の適正な実施状況を把握した。 ○ 当課で主催している地方検査員等講習会や工事検査業務に関する講習会において、地方検査員及び監督職員に対し出来高検査の適正な実施に係る指導及び注意喚起を行った。</p> <p>今後の課題 ○ 専門検査員検査における出来高検査の実施状況等の確認は、継続して実施する必要がある。 ○ 出来高検査は各発注公所の責任において実施されていることから、地方検査員や監督職員に対し出来高検査の適正な実施について、当課で主催している講習会で継続的に指導及び注意喚起する必要がある。</p> <p>令和6年度以降の取組 ○ 専門検査員検査の際は出来高検査の履歴を確認し、履歴がある場合は検査時点における出来高率の整合を確認するなど、出来高検査の適正な実施状況を把握する。 ○ 当課で主催している地方検査員や監督職員を対象とした講習会において、当事案を例示しながら出来高検査の適正な実施について指導及び注意喚起を行う。</p>

<p>ラ 財産の適正管理</p>	<p>公有財産のうち、備品については、令和3年度行政監査を実施し、備品の管理体系の再確認、備品照合の確実な実施、正しい備品管理台帳の整備等について意見を述べたところであるが、未だ十分に実施されていない状況も認められ、また、建物の引継についても、公有財産台帳において、例年異動報告の遅延が発生していることから、ともに改善に取り組まれない。</p> <p>令和5年度は基幹業務システムの運用開始に伴い、新たな「財務・庶務システム」において、地方公会計における固定資産台帳に影響する項目となる「仕訳」項目が新設されており、当該システムの運用に備えて、各所属においては、令和4年度の取得財産に係るデータの作成及び令和5年度の取得財産に係る同システムへ手入力作業が予定されていることから、膨大なデータを正確にシステム入力するための体制構築に努めるとともに、人的なミスなどを想定し、現状との整合を図った上で、入力データの正確性等のチェック機能の強化を図る必要がある。</p> <p>なお、定期監査では、普通財産において、過去に境界立会を行い、相手方が固有財産と認識したにもかかわらず、境界確認書等の書面を取り交わしていなかったことから、長期間不法占有状態が続き、取得時効を援用された事案が認められた。震災対応に追われ引継が疎かになったことが要因の一つであるが、同様の事案が他にないか、点検を徹底し、再発防止に努められたい。</p>
-------------------------	---

対応状況	<p>【総務部 管財課】 取組内容 ○各所属に対して、公有財産の取得等の異動があった場合は期限厳守で異動報告書を管財課に提出するよう、令和5年4月4日付けで通知するなど周知徹底を図った（継続）。また、令和5年度からは、公有財産の異動があった都度、各所属において新財務システムで財産登録を行うことになったことから、適切に事務処理がなされるよう、令和5年10月4日及び令和5年12月22日付けでシステム運用等について通知し、周知を図った（新規）。</p> <p>○財産管理システムへの入力を担当する職員を対象とした操作研修を令和5年7月3日から7月14日まで実施するとともに、質疑応答フォームを設置して、随時、財産管理システムの操作に関する照会に対応するなどのフォローを行った（新規）。</p> <p>入力データの正確性を確保するため、令和4年度分の公有財産及び固定資産の異動情報については、管財課において、公有財産側のデータと固定資産側のデータを相互に確認した上でデータ入力作業を行った。また、令和5年度分の入力作業は各所属が行うことから、データ入力が正確に行われるよう、サポートデスクや質疑応答フォームを設置して疑義等に対応するとともに、ノウハウを蓄積した管財課で登録されたデータの正確性等を審査している（新規）。</p> <p>○県有地の長期不法占有等の防止のため、所管している普通財産の過去の記録等を確認し、不法占有されている可能性がある財産について点検を行った。点検の結果、売却交渉等が中断されていた財産を発見したため、当該財産について現状確認のための資料収集や、交渉のための売却価格の算定、売却交渉等を実施した（新規）。</p>
	<p>成果（取組結果） ○異動報告書の提出に関する通知により、早期の報告を促すことができた。 ○システム操作研修の実施により、計14回・223人に対して基本的な操作方法等を周知できた。また、令和4年度分の公有財産及び固定資産異動情報の登録とチェックを管財課で実施したことで、入力データの正確性を保つことができた。 ○隣接土地所有者等との交渉により、不法に放置された物の撤去や県有地の売却に向けた検討を進めることができた。</p>
	<p>今後の課題 ○各所属における、公有財産の異動情報の報告漏れや登録漏れを防止するための方策、また、建物の引継ぎに際して遅延が生じないための方策の検討が必要である。 ○各所属がデータ入力等をする際のサポート体制の整備が必要である。 ○不整形地等の隣接土地所有者以外に活用が見込めない未利用県有地については、当該所有者に早期売却することが望ましいことから、不法占有の有無にかかわらず、当該所有者の意向を確認しながら、積極的に売却交渉を行っていく必要がある。また、長期不法占有を防ぐため、定期的な現地確認を行う必要がある。</p>
	<p>令和6年度以降の取組 ○引き続き、各所属に対して、公有財産の異動報告に関する注意喚起の通知を発出する。また、工事担当所属から各所属へ提出される財産引継目録書の早期提供に向けた方策を検討する。 ○令和6年4月、各所属の担当者を対象としたシステム操作研修を実施する。また、各所属において、データ入力等が正確かつ円滑に行えるような資料を整備して周知する。 ○隣接土地所有者以外に活用が見込めない未利用県有地について、早期売却のため積極的に売却交渉を実施していく。また、所管している普通財産の現地確認を実施する（5年に1回程度の周期で確認を想定）。</p>
対応状況	<p>【出納局 契約課】 取組内容 ・「物品管理・調達事務マニュアル」の備品管理に関する記載内容の充実、及び別冊で「売払い・廃棄事務の手引き」を作成。（R5.4.1）（拡充、新規） ・会計指導検査室（現出納管理課）が全公所を対象に行う会計指導検査時に、あらかじめ所属ごとに抽出した備品の照合検査を行っている。（R4年度から）（拡充） ・新任会計職員等の研修時に物品管理の項目を講義内容に追加したほか、物品管理に係るパワーポイント動画を作成の上、動画と資料を庁内イントラに掲示し、いつでも視聴、確認可能な状態にしている。（R4年度から）（拡充、新規） ・監査で指摘を受けた所属の中で備品点数が多く管理が行き届いていない所属を抽出し、物品管理をテーマとしたマルチアングルゼミナールを（R4年度4回、R5年度1回）開催したほか、マルゼミで出てきた好事例の内容（備品整理票の貼付が難しい物品の場合にラベル等で代替等の工夫事例や、事務職員以外にも定期的に所内会議等で情報共有し物品管理を所属全体で行っている事例等）をニュースレターへ掲載（R5.1）している。（拡充）</p>

<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修時や各所属から問い合わせがあった際に「売払い・廃棄事務の手引き」を紹介しているが、起事例等が分かりやすいと好評である。 ・会計指導検査時の備品照合検査では、不備が見受けられた所属にはその場で適切な管理方法を指導し、その後の改善状況について報告させるなど、フォローしている。
<p>今後の課題</p> <p>毎年、人事異動により新規に担当する職員がいるので、研修等で継続的に制度等の周知を行い、各所属が主体的に物品の適正管理に取り組めるよう促していく必要がある。</p>
<p>令和6年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任会計職員研修等に物品管理の項目を設定し、物品管理の意義や物品の取得から処分までの流れを周知していく。（継続） ・会計指導検査時に抽出備品の照合検査を行い、備品管理の適正化を意識づけていく。（継続） ・監査等で指摘を受けた所属を対象に備品管理をテーマとしたマルチアングルゼミナールの開催し、他の所属の管理方法等からの気づきを促すとともに、その中で得た好事例等をニュースレターで紹介するなどして、横展開を図っていく。（継続）

② 内部統制の定着と組織体制の強化

<p>イ 内部統制の取組状況と課題</p> <p>地方公共団体における内部統制とは、自らが組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで事務の適正な執行を確保する、全ての職員によって遂行されるべき取組であり、令和4年度内部統制評価報告書に係る審査を行い、評価手続及び評価結果は概ね相当である旨の別途意見を述べたところである。</p> <p>引き続き、ミスを目視化するための「業務フロー図、チェックシート、進行管理表」の3点セットを整備し、発生したミスやリスクとともに組織内で引き継ぎ、継続的にPDCAを回すことによって、内部統制の浸透・定着を図る体制を更に確立されたい。</p> <p>また、定期監査において、必要経費の補正予算要求の時機を失し、事業に着手することができずに多額の不用額を発生させた事案や、事務処理の仕方がわからず、公費で支払うべき経費を自費で支払った事案が認められたが、これらの再発防止のためには、ミスをしてしまったり、仕事のやり方がわからない職員が、問題や悩みを臆することなく相談できる心理的安全性が確保された風通しの良い組織風土の醸成が更に求められる。</p> <p>なお、本県の内部統制は、自主自律的に行う点が特長で、これは事務改善にも通ずるものであり、実効性のある優れたアイデアを積極的に評価し、広く展開することが浸透・定着へのポイントともなる。このため、表彰制度の活用を検討する等、職員がさらに自主自律的に取り組める環境の整備にも努められたい。</p>
<p>【出納局 出納管理課】</p> <p>対 取組内容</p> <p>応</p> <p>状</p> <p>況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出納局広報誌「ニュースレター」において内部統制のコーナーを設置し、優良事例や不備事例の紹介を行うとともに、主管課総括課長補佐会議において、整備上の不備と運用上の不備の考え方や評価に当たった留意点を周知した。また、モニタリングについては、日常的モニタリングとして「みやぎファインプレーポイント」を実施し、令和4年度の投稿実績のうち最も優れた投稿3件を「年間MF P」として選定して全庁に優良事例として横展開を図った。さらに、独立的評価として「マルチアングルゼミナール」を実施し、各業務の潜在リスクや先進的事例のほか、本県や他自治体で発生したリスクについて横断的な情報共有を図った。（継続） ○ 各所属が行う計画策定や内部統制実施結果報告書の取りまとめに向け、各所属の作業を支援するため記入要領やチェックリストを改善した。（拡充） ○ 各所属における業務フロー図の整備を促進するため、「ニュースレター」や庁内掲示板に業務フロー図の標準形等を掲載するとともに、マルチアングルゼミナール等の機会を捉えて周知を図った。（継続） ○ 主管課総括課長補佐会議において、本県や他自治体で発生した不備及び不正について注意喚起を行った。（継続） ○ 階層別研修や会計職員研修を通じて、内部統制が全職員参加の取組であることを周知した。また、階層別研修の内部統制講義は主事・技師研修及び班長研修でも開設し、内部統制の更なる浸透を図った。（拡充） ○ 令和6年度組織再編により会計事務に係る相談窓口を一元化するとともに、内部統制推進チームを会計事務指導検査担当班と統合することで、会計事務指導検査の結果を内部統制に活用し、内部統制の不備を分析した結果を会計事務指導検査に活用する体制を整えた。（新規） ○ 内部統制に関する日頃の意識や取組などが人事評価に反映する仕組みの構築について、関係部局と調整する。（新規）

<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年6回発行する「ニュースレター」に記事を掲載し、内部統制の浸透や不備の予防を図った。 ○ 「みやぎファインプレーポイント」は全庁で2,403件投稿され、「マルチアングルゼミナール」は計12回延べ88所属を対象に実施した。また、これらを通じて得られた優良事例等を庁内に横展開し、あわせて取組内容を周知することにより内部統制の向上を図った。 ○ 記入要領等の改善により、各部局が実施する計画策定や年間評価等の適正化を図った。 ○ 本県や他自治体で発生した不備及び不正を例示した注意喚起等により、不備の発生抑止につなげた。 ○ 階層別研修や会計職員研修において、職員の職位や役割に応じた内部統制研修を実施し、職員の内部統制に係る理解を深めた。
<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度においても、内部統制上の重大な不備が複数件判明しているため、内部統制は職員全体で主体的に取り組むべき課題であるという認識を改めて職員に浸透させるとともに、日常業務での内部統制の実践定着を更に推進していく必要がある。
<p>令和6年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種取組を通じて内部統制について庁内に広く周知・浸透を図るとともに、モニタリングにより収集した優良事例や不備事例を分析することで、より効果的な取組を実施できるよう検討する。あわせて、各職員が主体的に内部統制に取り組めるよう一層の啓発に努める。 ○ 既存の研修について、軸足を制度周知からより実践的な内容に移すことで、内部統制の向上を図る。また、職位や役割に応じた適切な研修内容とし、内部統制の更なる浸透を図る。 ○ 他自治体で発生した不備・不正事例について情報収集し、本県で発生した事例と併せて引き続き各部局等に対する情報提供や注意喚起等を行うことで、不備事例の再発防止を図る。 ○ 令和7年度の内部統制行動計画改定に向け、ワーキンググループを設置し、内部統制に係る取組等の効率化を図る。

<p>ロ 県職員としての基礎力と人財の育成</p> <p>本県では震災以降、多くの応援職員の力を借りながら、通常ではない量と質の業務に取り組み、得がたい経験を積んできたが、その後も自然災害や感染症、家畜伝染病など全庁的対応が絶え間なく発生し、組織的に人材育成に落ち着いて取り組みにくい状況が続いてきた。震災では、特例的な判断や手続きにより迅速な事務処理に努めてきた中で、12年を経て、かつて積み上げられてきたノウハウの継承が不十分となってきた側面もある。</p> <p>それらを整理した上で、改めて、幹部、中堅、若手を問わず一人ひとりの職員が、OJTや職場内研修、相互研鑽、外部研修、関連資格の取得など、あらゆる機会を通じて、今後の県政に対応できる力を身につけることが枢要となる。</p> <p>このため、従来の地方自治制度や法制執務の知識、コミュニケーション力やコンプライアンス、健康管理等を含む自己管理能力等に加え、地方公会計も含む財務や内部統制、経営管理も含むICTやDX、危機対応、各種統計を読み解き政策判断に活用する力等、職員が身につけるべき基礎力を明示し、キャリアアップ支援の仕組みと併せ、職員自らが取り組みやすい環境の整備に努められたい。</p>
<p>【総務部 人事課】</p> <p>対 取組内容</p> <p>度重なる自然災害等への対応など、行政機関においては迅速かつ確かな判断や即座の対応が求められており、そのためには日頃から職員の育成に力を注ぎ、職員一人ひとりの危機管理能力や県全体としての組織力を高めていく必要がある。</p> <p>その中で、職員には、宮城の将来を意欲的に切り拓こうとする「創造」と、自分がなすべきことを自分で考え、県民や組織の期待に応えようとする「自律」が特に必要となり、みやぎ人財育成基本方針に掲げた「創造性豊かで自律的に行動する宮城県職員」の実践が求められており、職場内における日常的なOJTなどの「職場研修」と、研修所研修や部局研修をはじめとする「職場外研修」の充実を図っている。</p> <p>職場研修については、業務遂行に必要な実務・専門的知識の習得等を目的に、職員の課題解決能力等の向上を図るため、各所属が行う職場研修に係る経費を公務研修所が支援する「職場研修支援事業」の実施や、職場研修に活用可能なWeb上のビデオアーカイブサービス、視聴覚教材の貸出を実施したほか、自己啓発支援として、若手職員をはじめとした職員の基礎的知識の習得と自己啓発意欲の向上を図ることを目的にeラーニング研修等を提供した。(継続)</p>

職場外研修のうち、階層別研修では、主任主査級研修において、震災を経験した職員等を講師に震災当時の状況を伝えるほか、当時の対応状況や困難な状況下での様々な意思決定の事例について理解を深め、グループワークにより充実した議論ができるよう内容を見直すなど、今後の災害発生に備え、東日本大震災の記憶と教訓の伝承と、それを踏まえた災害対応能力の向上を図った。(拡充)

選択制研修では、従来からの法制執務系や政策形成系の研修のほか、説明力やタイムマネジメントなどのビジネススキル系、意思決定プロセスやOJTなどのマネジメント系の研修を実施した。(継続)

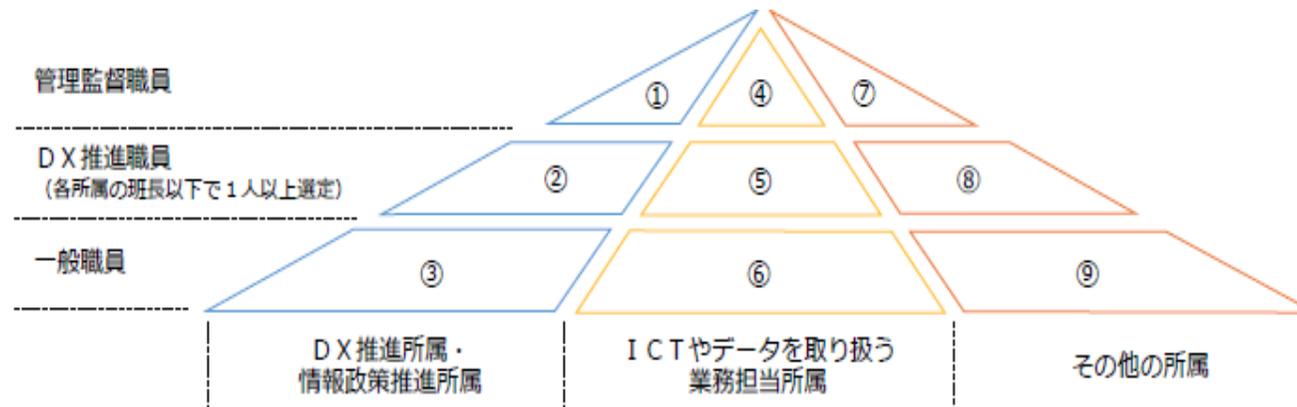
加えて、これまで以上にマネジメントスキルの修得と発揮が求められている副班長の発令を受けた職員に対して、実践的なマネジメントスキルの習得を支援する研修を実施した。(新規)

今後、人口減少社会の中でありながらも、県民サービスを維持、向上していくためには、デジタル技術やデータを活用し、業務や組織・文化を変革していくDXの推進が必要不可欠である。

そのため、令和4年11月に「宮城県職員DX人材育成プラン(以下、「プラン」という。)」を策定し、階層別研修において、DXの共通理解や推進意欲の醸成を図ることを目的とした講義を実施したほか、DX人材育成に向けて、実践的な知識やスキルの習得を目的とした、BPR・業務改善研修、データ利活用研修、デザイン思考研修を新たに実施した。(新規・拡充)

プランでは、組織体制として、庁内のDX推進、情報政策を牽引するDX推進所属・情報政策推進所属、ICTやデータを取り扱う業務担当所属、その他の所属に分類し、また、人材として、各所属のDX推進をマネジメントする管理監督職員、所属内のDX推進を牽引するDX推進職員、業務を担当する一般職員に分類し、それに応じた人材育成を図ることとしている。

(組織体制及び人材配置イメージ)



DX推進職員向けには、実践的な講義やデジタルツールの利活用といった内容の研修を実施したほか、主に一般職員向けには、デジタルリテラシーの向上を目的として、事業者の協力を得てeラーニングを提供した。(拡充)

成果（取組結果）

公務研修所研修、派遣研修及び自主研修の修了人数は計2,679人（前年度比+204人）となった。加えて、公務研修所による職場研修支援及び研修教材の貸出による職場研修の修了人数303人（前年度比△499人）を合わせると、2,982人（前年度比△295人）であった。また、DX推進職員研修の受講人数は271人（前年度比+152人）であった。

(1) 公務研修所研修 修了人数 計2,044人（前年度比△121人）

	研修種別		実績		
			回数	人数	
階層別研修	新任職員研修	前期	3	158	
		前期：特別	廃止		
		特別	1	11	
		後期	3	160	
	主事・技師研修		4	205	
	主査級研修		4	114	
	主任主査級研修		3	101	
	班長研修		3	147	
	総括課長補佐級研修		2	114	
	課長級研修		2	77	
	再任用職員研修		2	73	
	技能労務職員研修		1	18	
	任期付職員研修	新規採用者	廃止		
		再採用者			
フォローアップ					
計			28	1,178	
特別	みやぎ人財育成管理者セミナー		1	282	
	子育て・キャリア応援セミナー（旧女性職員キャリアデザインセミナー）		1	21	
	30歳代職員のためのキャリアデザインセミナー		休止		
	キャリアビジョン面談		-	10	
	計			2	313
選択制研修	政策形成系	政策形成講座	休止		
		情報収集分析講座	1	30	
		情報発信力向上講座（交流）	休止		
		官民協働ワークショップ	1	10	
		ゼロベース思考で学ぶ業務改善講座	休止		
	ビジネススキル系	説明力・プレゼンテーション講座	1	29	
		タイムマネジメント講座（連携）	1	24	
		レジリエンス講座（連携）	休止		
		【Excel実務研修】基礎コース	実施方法変更		
		【Excel実務研修】関数コース	実施方法変更		
	マネジメント系	【Excel実務研修】マクロ/VBAコース	2	40	
		コーチングスキル向上講座（交流）	休止		
		意思決定プロセス講座	休止		
		ケースで学ぶOJT講座	1	24	
		人が育つ現場のマネジメント講座	1	11	
	コミュニケーション系	サブリーダーのマネジメント講座	3	26	
		ファシリテーション講座（連携：教）	1	16	
		折衝力・交渉力講座（連携）	1	23	
		クレーム対応力講座（連携）	1	24	
		対面コミュニケーション基礎講座（連携：教）	休止		
	法制執務系	コーチングスキル基礎講座（交流）	休止		
		後輩がぐんぐん伸びるティーチング・サポーティング・コーチング	1	17	
		チームビルディング講座（連携：教）	1	18	
		地方公務員法講座（交流）	1	19	
		民法研修（交流：市町村）	1	25	
	DX人材育成コース	会計学基礎研修（交流：市町村）	1	7	
		BPR・業務改善研修	3	71	
		データ活用研修	2	55	
		デザイン思考研修	3	84	
計			27	553	

(2) 派遣研修 修了人数 計 62 人 (+ 8 人)

	研修種別		実績		
			回数	人数	
自治大	第1部課程	前期	1	1	
		後期	1	1	
	第1部・第2部特別課程		1	1	
	DX推進リーダー育成特別研修(旧ICT人材育成特別研修)		1	1	
	計		4	4	
東北自治研修所研修	主任級職員研修		1	3	
	中堅職員研修	前期	1	1	
		後期	1	1	
	管理・監督者研修	説明力・表現力向上コース		1	0
		女性職員のためのマネジメントコース		1	4
		公務員のための人材マネジメントコース(旧働き方改革マネジメントコース)		1	1
		危機管理コース		1	2
		マスメディア対応コース		1	1
	指導者養成研修	研修企画者養成研修		1	3
		研修講師養成研修		1	3
		JKET(公務員倫理)指導者養成研修		1	0
		接遇研修指導者養成研修		1	0
		ハラスメント防止指導者養成研修		1	1
	改正民法(相続関係)研修		1	8	
	行政法研修		1	11	
	自治体職員のための予防・訴訟法務研修		1	4	
	根拠に基づく政策立案研修(旧事例に学ぶ人口減少・少子高齢社会の自治体政策コース)		1	3	
	政策形成のためのデータ分析研修		1	2	
		風水害を想定した災害対応コース		1	4
		ポストコロナの観光戦略研修		1	5
		人口減少化の地域経営(旧事例に学ぶ地域経済活性化コース)		1	1
計		21	58		

(3) 自主研修 修了人数 計 573 人 (+317 人)

	研修種別		実績	
			回数	人数
自主研修	通信制講座受講支援		-	6
	eラーニング研修	民間	-	567
		自治大・学校	-	0
	計		0	573

(4) 職場研修 修了人数 計 303 人 (△499 人)

	研修種別	実績	
		回数	人数
職場	職場研修支援事業(回数は所属数を記載)	11	234
研修	研修教材貸出事業	3	69

今後の課題

東日本大震災後に採用された職員が4割を超え、記憶の風化が懸念されることから、今後の災害発生に備え、記憶と教訓の伝承や災害対応能力の向上が必要である。また、知識不足、連携不足、進行管理不足等による事務処理の誤りを防止するため、内部統制に関する一定の知識やノウハウを習得する必要がある。さらに、DXを推進していくため、職員全体のデジタルリテラシーの底上げを図るとともに、より高いレベルの知識やスキルを有するDX人材を育成していく必要がある。

令和6年度以降の取組

職場内における日常的なOJTなどの「職場研修」と、研修所研修や部局研修をはじめとする「職場外研修」の充実を図る。

職場研修では、「職場研修支援事業」に加え、引き続き公務研修所からの提案型として「チーム力向上研修」を提供し、民間講師による講義や所属における課題解決をテーマにしたグループワークを通して、心理的安全性の高いチームの形成を目指すこととしている。また、視聴覚教材やビデオアーカイブサービスの提供や、新任職員への指導・助言を行うメンターに対するメンターメルマガの発行を引き続き実施する。

職場外研修では、階層別研修の新任職員研修、主査級研修、主任主査級研修、班長研修、総括課長補佐級研修及び課長級研修において、東日本大震災の記憶と教訓の伝承及び災害対応能力の向上を図る研修を実施し、特に災害時のマネジメントにより重点をおいた内容に拡充する。

また、本格的な人口減少社会の到来や行政課題の複雑化等に対応するため、定年引上げに伴う高齢期職員など、様々なバックグラウンドを持つ人材がその能力を最大限発揮し、組織力向上に繋げてもらうため、高齢期職員向けの研修やキャリアデザインセミナーなどを実施する。

さらに、「宮城県職員DX人材育成プラン」に基づき、階層別研修やeラーニングにおいて更なる内容の充実を図るほか、選択制研修では、階層別研修等で学んだDXに関する基本的な知識の確認に加え、実践的な知識やスキルの習得を目的に、プロセスの視点で、職務・業務フロー・情報システム等を抜本的に見直す手法を学ぶ「BPR・業務改善研修」、データに基づいて課題を解決するためにデータを収集・加工・分析して活用する手法を学ぶ「データ利活用研修」、前例のない課題や未知の問題に対して最適な解決を図るための手法を学ぶ「デザイン思考研修」を引き続き実施する。

引き続き、みやぎ人材育成基本方針に掲げた「創造性豊かで自律的に行動する宮城県職員」の育成に向けて取り組んでいきたい。

ハ 職員の健康管理と働き方改革の推進

引き続き新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰対策等新たな業務への対応等で、令和4年度の職員一人当たりの月平均時間外勤務時間数は19.1時間と、震災前の一人月平均10時間未満の水準には戻っていない。

令和4年度のストレスチェックの実施状況は、対象職員6,139人中、受検したのが5,625人(受検率91.6%)で、このうち高ストレスと判定された職員が619人(11.0%)で、前年度(11.9%)から0.9ポイント低下したものの、知事部局の精神疾患による7日間以上の病休取得者では、平成22年度67人に対して令和4年度121人と1.8倍となり、昨年度の95人から26人増加している。

業務量の増加に対しては、本来、人員増で対応するべきところ、容易に増員できない状況もあり、より精度の高い職員定数の配分や欠員が生じない職員採用・配置に努めるとともに、ストレスチェックの活用や衛生委員会の活発化など各種労働安全衛生の取組を引き続き推進・充実されたい。

「宮城県行財政運営・改革方針」では、ICT活用と働き方改革を推進することとされ、「業務の生産性の向上」「柔軟な働き方の推進」に取り組んでいる。令和4年度にお

いて、生産性の向上では、ペーパーレス会議を令和3年度から179回増となる354回実施し、紙を約42万枚節減したほか、柔軟な働き方の推進では、スマートオフィス推進員設置による各所属保管文書約28万6千枚の電子ファイル化を実現し、在宅勤務制度の利用者も令和3年度の2,037人日から170人日増加し、2,207人日となるなど、取組の成果が見られたとしている。今後とも、幹部職員がリーダーシップを発揮し、先進事例の研究を行いながら、目標値を明確にして全庁で共有した上で、組織が一丸となって業務の生産性の向上と柔軟な働き方の推進に努められたい。

対	<p>【総務部 人事課】 取組内容</p>
応 状 況	<p>職員採用については、技術職を中心に応募者が減少し、職種によっては採用予定人員を確保できない状況が続いていることから、令和3年度に「職員採用応募者確保対策ロードマップ」を作成し、「効果的な広報等への改善や新たな広報等による強化」、「採用試験制度の見直し、新たな採用試験の実施」、「働きやすい環境整備等による魅力の向上」の3つを柱に取組を強化していくこととした。</p> <p>「効果的な広報等への改善や新たな広報等による強化」としては、従来から実施している大学・高校訪問やインターンシップの受入等を拡充したほか、新たに、冬期インターンシップも実施した。また、動画配信によるPR、技術職を会計年度任用職員として一定期間採用するインターンシップの対象職種を拡充、学生からの個別質問に対応するナビゲーターの設置、最終合格者交流会の開催等を行った。(新規・拡充)</p> <p>「試採用試験制度の見直し、新たな採用試験の実施」としては、民間企業等職務経験者採用試験として、土木職、農業土木職、林業職、建築職、電気職、機械職、保健師及び獣医師において実施したほか、事務職の即戦力採用として、行政実務経験者採用選考考査を実施した。また、更なる人員確保策として、任期付職員(事務職・技術職)の選考考査を実施した。(拡充)</p> <p>「働きやすい環境整備等による魅力の向上」としては、オフィス改革の実証実験のほか、公務員型フレックスタイム制度の導入を行った。(継続)</p> <p>職員定数の配分や職員の配置については、各部局人事担当課との細かな情報共有に基づき必要業務量を算定し定数配分に努めたほか、年度中途に生じた業務量の増加に対しては、兼務発令や全庁的な業務支援を実施するなど、刻々と変化する課題の対応に向けて、適時・適正な人員配置を行った。(継続)</p>
	<p>成果(取組結果)</p> <p>職員採用について、「効果的な広報等への改善や新たな広報等による強化」としては、県内外の大学や高校への訪問や出前講座等を実施したほか、従来からのインターンシップとして事務職86人(令和4年度44人)、技術職106人(令和4年度75人)を受け入れるとともに、1dayインターンシップとして事務職91人(令和4年度48人)を受け入れ、技術職を会計年度任用職員インターンシップとして10人(令和4年度3人)採用し実習を行った。また、新たに実施した冬期インターンシップでは、事務職80人を受け入れた。</p> <p>さらに、大学卒業程度等の採用試験(選考考査)と、短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度の採用試験の最終合格者を対象に、交流会を2回開催し、計121人(大卒等82人、短・高卒39人)が参加した。</p> <p>「試採用試験制度の見直し、新たな採用試験の実施」としては、民間企業等職務経験者採用試験では、土木職3人のほか、建築職1人、電気職2人、機械職1人、保健師1人の計8人を採用したほか、行政実務経験者採用選考考査では、事務職2人を採用した。また、任期付職員(事務職・技術職)を49人採用した。</p> <p>「働きやすい環境整備等による魅力の向上」としては、環境生活部と人事課において、オフィス改革の実証実験を行った。</p> <p>職員定数の配分や職員の配置については、内部的な管理事務を集約したことにより創出したマンパワーをより行政ニーズの高い業務に職員定数を配分することができたことに加え、半導体関連産業の立地・集積の推進など、年度中途において本格化した課題について、迅速な組織体制の整備及び柔軟な人事配置により対応することができた。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>職員採用では、実施した取組が応募者確保につながっているかを検証し、随時内容を見直しながら取組を拡充するとともに、新たな確保対策を検討していく必要がある。</p> <p>職員定数の配分や職員の配置については、各所属における業務量及び組織体制における課題の把握に加え、新たな業務に職員定数を配分するためのマンパワーの創出と適時・適正な人事配置が必要である。</p>

	<p>令和6年度以降の取組</p> <p>職員採用については、令和5年度に引き続き、「職員採用応募者確保対策ロードマップ」に基づき、採用候補者名簿の有効期間延長（1年→3年、総合土木職・林業職）や、障害のある会計年度任用職員を対象とした正職員へのステップアップ採用を実施するなど、「広報等の改善・強化等」、「試験制度の見直し等」、「働きやすい環境整備等」に取り組むとともに、新たな取組を検討していくこととしている。</p> <p>職員定数の配分や職員の配置については、引き続き、各部局人事担当課との綿密な情報共有や意見交換を行い、精度の高い職員定数配分や職員配置に努める。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【総務部 行政経営企画課】</p> <p>取組内容</p> <p>令和5年度の主な取組としては、 「業務生産性の向上」として、議事録作成支援システムの運用（拡充）を継続したほか、生成AIについて活用5原則を策定（新規）し、DX推進職員を対象に試行利用を実施し、活用事例集をまとめセミナー開催を通じて有効性を共有した。また、ノーコードツールを導入（新規）し、会計年度職員の管理アプリを開発したほか、セミナーや研修を通じて職員の自発的な利用を促した。 「柔軟な働き方の推進」として、働く場所を選ばないテレワーク環境の充実のため、「宮城県在宅勤務実施要領」を制定（拡充）し、コロナ等特段の制約なくとも全職員が対象となる制度に改めたほか、紙資料のスキャンによる電子化支援（継続）やリモートデスクトップサービスやクラウドPBXを活用したBYOD（新規）を導入し、自宅でも職場と変わらず業務できる環境を整備した。</p>
	<p>成果（取組結果）</p> <p>○ 業務生産性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録作成支援システムの利用実績は4,566時間（R4：3,029時間）で、議事録作成に係る約12,328時間を削減できた。 ・先行して試行した職員による生成AIの取組事例について、セミナーの場で庁内職員にその有効性について共有することができ、令和6年度の全所属・全職員が利用できる本格導入につながった。 ・また、当該セミナーに出席した伊藤副知事から、幹部会の場で各部局長に生成AIを活用した業務生産性向上を推進するよう伝達してもらうなど幹部職員の理解も深めることができた。 <p>○ 柔軟な働き方の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク制度については、令和5年度は延べ1,520人日（R4：2,207人日）の利用実績があった。 ・紙資料のスキャンについては、約15万枚の紙資料をPDF化し、テレワーク時の利便性が向上したほか、キャビネットの削減によるWEB打合せスペースの創出などオフィス環境の改善にも貢献した。
	<p>今後の課題</p> <p>○ 業務生産性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生成AIの本格導入に当たっては、セキュリティ関係への留意を改めて周知徹底する必要がある。 ・年々、庶務業務に明るい担当が各所属に少なくなっていることから生成AIを活用した内部統制の強化策を検討する必要がある。 ・ノーコードツールについては、カテゴリ分けなど利用環境を整理する必要がある。 <p>○ 柔軟な働き方の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の年齢構成上、育児や介護に時間を要する年代の職員が多くなっているほか、近年は、男性の育児休暇取得100%の目標達成に向け、男性の取得割合が高くなっていることから、それらに対応した新しい働き方を支援する制度やツールを拡充する必要がある。
	<p>令和6年度以降の取組</p> <p>○ 業務生産性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生成AIは、セキュリティ等の留意事項についてガイダンスを実施した上で、全職員を利用対象とした本格運用を開始する。 ・デジタルカイゼン隊を活用して「会計事務の手引き」などのマニュアルを生成AIに読み込ませ、職員からの疑問に答えるシステムのプロトタイプを開発し実証する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーコードツールは、ラベル分類や削除などのルールを策定し、より一層の利用促進を図る。 ○ 柔軟な働き方の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・リモートデスクトップサービスやクラウドP B Xを引き続き運用し、育児短時間勤務者のテレワークによるフルタイム勤務化や、夏休み等の子供の預入れ困難時に職員が気苦労なく安心してテレワークで業務ができる環境を構築する。 ・紙資料のスキャンを行う会計年度任用職員を増員して2名体制とし、所属の文書簿冊の電子化支援を強化する。
対 応 状 況	<p>【総務部 職員厚生課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度のストレスチェックにおける高ストレス者と判断された職員全員に電子メールにより面談勧奨を行い、希望する方へ医師との面談指導や職員健康相談室での健康相談を実施した。また、ストレスに関する知識や対処法を学ぶ機会として、管理監督者向け及び一般職員向けのメンタルヘルスセミナーを適宜開催するとともに、所属単位のセルフケアセミナーを実施した。(継続) ・職場巡視を実施し、執務環境の確認を行い、安全面での対策が必要な事項について改善を求めた。(継続) ・関係する規程や参考様式などをイントラに掲示し、地方機関において安全衛生に関する取組が自主的に行えるよう支援した。(継続) <p>成果(取組結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック面談 25人 ・メンタルヘルスセミナー 管理監督者向け 6回、一般職員向け 4回、所属向け 13回 ・職場巡視 本庁 実施個所数 60課室(うち指摘あり 20課室・24箇所) 地方機関 実施個所数 20公所(うち指摘あり 1公所) <p>今後の課題</p> <p>地方機関における安全衛生委員会の開催等について、引き続き啓発する必要がある。</p> <p>令和6年度以降の取組</p> <p>各所属において、安全衛生に対し実効性のある取組となるよう、安全衛生委員会の運営方法の周知やサポート等を行っていく。</p>

<p>二 DXの推進</p> <p>DXの推進は急激な少子高齢社会を迎えている今後の県民生活・県政に欠かせず、今、最優先で取り組むべき課題の一つである。</p> <p>令和4年度は、県内中小企業等のデジタル化支援やデジタル人材育成等を強力に推進するため、組織改編を行った。「みやぎ情報化推進ポリシー」では、前述した「働き方改革の推進」に係る取組のほか、「最適化による県民サービスの向上」「地域の課題解決と活力の創出」を重点目標に、令和4年度は個別施策を令和3年度の113から156に拡大して取り組んだところである。引き続き宮城県情報化政策推進本部を中心として、横断的に実質的な議論を深め、将来に向けた県政の基盤づくりに取り組まれない。</p>	
対 応 状 況	<p>【企画部 デジタルみやぎ推進課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年9月に行った「デジタルファースト宣言」を踏まえ、令和3年4月には、情報化施策の基本方針となる「みやぎ情報化推進ポリシー」を策定し、組織体制の強化も図りながら、デジタル化の推進に取り組んでいる。(継続) ・令和5年度、情報化施策の基本方針等を所掌する宮城県情報化政策推進本部の活動として、下部組織であるデジタル化推進調整部会内に、「自治体行政手続オンライン化・電子納付推進」(継続)、「デジタル身分証アプリ普及検討」(新規)の2つの検討チームを設置し、関連する業務所管課と部局横断的ワーキングを通じ、外部人材を活用しながら議論を深め、計画の策定や今後の方向性等の整理を行った。(拡充)

況	<ul style="list-style-type: none"> ・各検討チームの活動として、参集者を班長以下の職位とすることで実務ベースでの議論を行い、また、複数所属との活動のため開催方法を集合型のほか、Web会議システムやグループチャットを活用することにより、適時の意見交換の機会創出に努めた。(継続) ・「デジタル身分証アプリ」について、令和5年4月に同アプリの提供事業者と締結した連携協定に基づき、アプリに搭載するミニアプリの実証事業を実施するとともに、庁内関係各課、市町村等と連携し、アプリの利用機会拡大や新規アプリの検討等を行った。また、宮城県電子自治体推進協議会内に、「デジタル身分証アプリ活用検討専門部会」を設置し、市町村とも同様の検討等を行った。(新規)
成果(取組結果)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討チームの取組結果として、手続オンライン化・電子納付では、キャッシュレス推進に向けた取組方針を策定した。デジタル身分証アプリ普及では、「地域ポイント」「インフラ異常箇所通報」「アンケート」等のミニアプリの実証事業を実施し、翌年度の本格運用に向けた検証を行った。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・DXの取組は、多くの業務に関係する処理を短期間で行おうとするものであるため、全庁的・横断的な推進体制により機動的・効率的に検討を行いながら、柔軟かつ迅速に対応する必要がある。 ・デジタル身分証アプリについて、災害時・平常時を問わず県民に広く活用いただくことが重要であることから、当該アプリの普及拡大を推進する必要がある。
令和6年度以降の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「みやぎ情報化推進ポリシー」の着実な実施に向け、引き続き外部人材の活用や検討チームの活動を実施する。事業を進めるにあたっては、デジタル化の急速な展開により、既存の事務分掌や組織体制では対応しきれない取組も求められるため、アジャイル型的手法を取り入れながら、検討チーム構成メンバーの入れ替え等、従来の手法に縛られない柔軟な体制で事業を推進する。 ・デジタル身分証アプリの運用を本格的に開始するとともに、庁内関係各課室や市町村、事業者等と連携し、各種ミニアプリの実証事業を実施して翌年度以降の実装に繋げる。また、県民に当該アプリを広く普及拡大させるため、コールセンターの開設や普及キャンペーンの実施、積極的な広報活動等を行う。

③ 特に配慮すべき事項

イ 共生社会の形成と推進	<p>本県では、「宮城県男女共同参画基本計画(第4次)」「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」及び「手話言語条例」の施行など、共生社会の形成に向けて、これまでに県民に広く普及啓発し、目指すべき目標を掲げて様々な施策を総合的かつ計画的に実施してきており、さらに、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標(SDGs)を「新・宮城の将来ビジョン」の横断的な視点に掲げ、県施策を総合的に推進しているところである。あらゆる人々が活躍するジェンダー平等社会の実現に向け県施策を通じて貢献されたい。</p> <p>特に男女共同参画に関しては、徐々に進んでいるものの、県組織自らの取組も必ずしも十分とまでは言えない。県庁内の女性職員の割合(令和5年度:1,479人(30.8%)、令和4年度:1,490人(30.3%))は年々増加しているものの、管理職の割合(令和5年度:61人(10.1%)、令和4年度:67人(10.8%))はわずかに減少しており、既に20%以上の県もあることから、なお一層推進されたい。</p> <p>また、男性職員の育児休暇取得率(令和4年度:53人(65.4%)、令和3年度:46人(52.3%))は年々増え進展が見られるが、審議会等の女性委員の登用割合(令和5年4月:571人(34.0%)、令和4年4月:574人(33.4%))は横ばいの状況にあり、宮城県防災会議の女性委員の割合も、令和4年度末で11.7%と、全都道府県平均に至っていない。40%を超過している県もあることから、一層の女性委員の登用を図られたい。</p> <p>さらに、公募型企画提案(プロポーザル)方式における選定委員に女性の選任を増やす等、意思形成過程へ女性の参画を更に進めるとともに、「女性のチカラを活かす企業」認証制度が、建設工事及び建設関連業務における総合評価落札方式に反映されているように、県の全ての事業において男女共同参画の視点を入れるよう更に努められたい。</p> <p>加えて、市町村をはじめとした関係機関等とも連携・協力し、女性の地域防災リーダーなど防災分野においても、女性が活躍しやすい環境整備を行うとともに、男女共同参画に関する計画が未策定である市町村もあることから、策定を促し、全県で男女共同参画社会の一層の充実が図られるよう取り組まれたい。</p>
--------------	--

<p>対 応 状</p>	<p>【総務部 人事課】 取組内容 女性職員の個性と能力が十分発揮される組織を目指して、女性が活躍推進の必要性を認識するとともに、子育てと仕事の両立を目指す職員にとってよりよいワーク・ライフ・バランスの実現を目指すことを目的として「子育て・キャリア応援セミナー」を開催した。(新規) また、女性活躍を推進し、多様な人材が活躍できるよう、引き続き働き方改革を進め、職員一人ひとりの状況や適性等を踏まえた人事配置に努めるとともに、昇任管理においても育児休業取得者に不利にならないような昇任管理に積極的に取り組んだ。(継続)</p>
<p>況</p>	<p>成果（取組結果） 知事部局における令和6年4月1日現在の女性職員の割合は31.8%（1,521人）となり、過去最高となった。また、管理職員に占める割合は9.5%（58人）となり、昨年度から若干減少した一方で、課長補佐級の職員は28.5%（371人）と過去最高となっており、幹部職員への女性職員の登用が進んでいる。</p>
	<p>今後の課題 女性に限らず、子育て等、勤務時間などに配慮が必要な職員にとって働きやすい職場環境の整備。</p>
	<p>令和6年度以降の取組 引き続き、研修を通じた人材育成や、適時・適正な人事異動・配置、昇任管理を行いながら幹部職員への女性職員の登用を推進していく。</p>
<p>対 応 状</p>	<p>【復興・危機管理部 防災推進課】 取組内容 ○「女性の視点を取り入れた地域防災推進事業（令和4年度事業名：女性に優しい防災推進事業）」により、自主防災組織における女性の参画機会の拡大や男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の構築を図る。(継続) ○地域防災の担い手となる宮城県防災指導員の養成講習等を開催して、女性の地域防災リーダーを養成する。(継続) ○女性の防災指導員が地域防災の現場で活動するための情報交換や防災指導員相互の交流を深めるため、防災指導員意見交換会を開催する。(継続)</p>
<p>況</p>	<p>成果（取組結果） ○「女性の視点を取り入れた地域防災推進事業」では、事業実施市町村として選定した石巻市と大衡村内のモデル地区に対してアドバイザーを派遣し、地域の防災活動に女性の視点を取り入れることを目的としたワークショップや防災訓練の優良事例の視察などの取組を行った。 ○地域防災リーダーの育成については、市町村との共催により宮城県防災指導員養成講習を合計14回開催するなどし、新たに200人の女性防災指導員を養成した。これにより、新みやぎの将来ビジョンの目標指標である「女性防災リーダー養成者数（宮城県防災指導員（登録辞退者等を除く）」は累計で1,543人となった。 ○女性防災指導員を対象に県主催で開催した女性防災指導員等交流セミナーには、40人の女性防災指導員が参加した。また、その際行われた女性防災リーダーの活動事例発表の様子を撮影し、県広報課YouTubeへ掲載することで、女性の地域防災参画事例の普及啓発を図った。</p>
	<p>今後の課題 ・災害から受ける影響やニーズは男女によって異なるため、防災分野への女性参画はなお必要であるが、宮城県防災指導員の構成割合では約8割が男性である。地域防災活動への女性参画が推進するよう引き続き取り組む必要がある。</p>
	<p>令和6年度以降の取組 ・「女性の視点を取り入れた地域防災推進事業」では、女性視点防災パンフレットの作成やデジタルコンテンツを活用した広報により、過年度の取組を横展開し、県民全体への普及啓発を行う（令和6年度）。 ・また、女性防災指導員の養成講習等の開催により、女性の地域防災リーダーを養成するとともに、防災指導員意見交換会等の開催により、女性が防災分野へ参画しやすい環境整備に引き続き取り組む。</p>

<p>対 応 状 況</p>	<p>【環境生活部 共同参画社会推進課】 取組内容 ・「みやぎ男女共同参画相談室」において、男女共同参画に関する諸問題やLGBT（性的マイノリティ）についての相談対応を実施したほか、県や市町村、各種相談窓口の職員を対象としたLGBT講座を開催し、正しい理解・配慮について啓発活動に努めた。（継続） ・男女共同参画推進のため普及啓発事業においては、NPO等地域団体のネットワークの強化を図り、市町村との共催により普及啓発を図った。（継続） ・宮城県男女共同参画施策推進本部会議を令和5年8月に開催し、本部長（知事）から、更なる女性委員の登用と男女共同参画の視点に配慮した事業の推進について、これまで以上に重要性を認識して、各部局長がリーダーシップを発揮し取り組むよう指示があった。（継続） ・男女共同参画施策推進本部幹事会及び各部局主管課長会議を令和4年7月に開催し、審議会等への女性委員の登用状況の進捗状況等を議題とした。環境生活部長から各部局に対し、目標達成に向け、計画的な女性委員の登用について各部へ依頼し、連携した取組を行った。（継続） ・庁内における審議会等への女性委員の登用状況について、登用推進が着実に図られるよう、各部局主管課へ情報提供し、情報共有を行っているほか、審議会等の委員候補の選任の際には、事前協議により進捗管理を実施した。（継続） ・様々な分野で活躍している女性人材のリスト（「宮城県女性人材リスト」）を整備し、県や市町村の審議会等委員の選定の際に情報提供を行い、女性委員の登用を促進した。（継続） ・「男女共同参画社会基本法に基づく計画」の未策定町村に対し、積極的な情報提供と計画の策定を促進した。（継続）</p>
	<p>成果（取組結果） ・「男女共同参画社会基本法に基づく計画」の未策定町村に対し、積極的な情報提供と策定を依頼し、令和5年度に1町が新たに計画を策定した。また、令和6年度にも1町が策定を行うこととなるなど、未策定町の縮減が図られた。（継続） ・「女性のチカラを活かす企業」認証制度では、令和2年4月1日以降の入札公告から「宮城県建設関連業務総合落札方式」の評価項目（価格以外）として認証制度が追加され、認証制度の認知度が更に向上し、令和5年度末の認証企業数は580社となった。</p>
	<p>今後の課題 ・県内における男女共同参画社会づくりの取組は、全体的として着実に広がりを見せているが、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等には根強いものがあり、県内全域に浸透しているとは言えない状況にある。 ・「宮城県男女共同参画基本計画」に基づき、目標値の達成に向け、各種施策を展開する必要がある。 ・特に「女性委員の割合45%」を達成するため、委員の推薦を依頼している団体の一層の理解促進や委員候補となる女性人材の発掘を図る必要がある。 ・市町村における「男女共同参画社会基本法に基づく計画」の策定について、未策定の町もあることから、「女性活躍推進法に基づく推進計画」とともに、その策定をより一層促し、市町村における男女共同参画の取組を促進する必要がある。</p>
	<p>令和6年度以降の取組 ・本県における、男女共同参画社会を実現するため、県内の経済団体等で構成する「みやぎの女性活躍促進連携会議」や市町村、事業者、NPOなどと連携しながら施策を展開するとともに、職員の意識啓発にも努め、着実に施策を推進していく。（継続） ・県内全域における男女共同参画社会づくりの取組を積極的に進めていくための「女性活躍ネットワーク事業」を推進し、県内の女性支援NPO等6団体のネットワーク形成の強化と県の連携・協働によるセミナー等を市町村の協力のもと県内各地で開催することとしている。（継続） ・みやぎの将来ビジョンの達成に向け、県内の女性活躍の推進を図るため、女子学生等の就業・生活意識や企業における女性活躍、就業環境の調査結果に基づき、多様な働き方、ワーク・ライフ・バランス等の更なる普及・促進に取り組む【みやぎの女性応援プロジェクト】。（継続） ・「第4次男女共同参画基本計画」の達成を目指して施策を推進する。（継続） ・具体の取組としては、「県の審議会等における女性委員の登用率の向上」、「女性のチカラを活かす企業認証制度」や「みやぎの女性活躍促進連携会議」との連携事業などに引き続き積極的に取り組み、政策・方針決定過程への女性の参画を促進していく。（継続）</p>

<p>対 応 状 況</p>	<p>【保健福祉部 障害福祉課】 取組内容 ○障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発（継続） ○障害者差別に関する相談体制の整備（継続） ○障害者アート作品を通じた相互理解の促進（新規）</p>
	<p>成果（取組結果） ○障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発 ・普及啓発用リーフレットの作成 小学校において総合学習等で使用することも想定した県民向けリーフレット及び手話に関する普及啓発リーフレットを各 25,000 部作成し、県内全小学校に配付したほか、合理的な配慮のための環境整備に関する事例集を 5,000 部作成し、関係団体等に配付した。 ・合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金 県内事業者の障害者に配慮した環境整備に対する補助制度（補助率4分の3：補助上限額1,000千円）により、スロープの設置や筆談、音声・文字変換のためのタブレット購入などへの助成を実施（9件）した。 ・スマートフォン用アプリを活用した助け合い実証事業 学生など若い世代と障害者との交流機会の拡大や相互理解を促すため、スマホアプリ「Mayii（メイアイ）」の手助けを必要とする人と手助けしたい人とを繋ぐマッチング機能を活用した交流イベント（計3回、計80名参加）を実施したほか、スポーツ会場等でのチラシやうちの配布（計12,800枚）などを行った。</p> <p>○障害者差別に関する相談体制の整備 ・障害者差別相談センターの設置・運営 障害者差別相談センターを設置し、障害者やその家族からの相談に加え、学校や市町村等からの相談対応（相談件数：35件）を行った。 ・調整委員会の設置 事業者による障害を理由とした不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する事案について、相談では解決しない場合に当事者からの求めに応じあっせんを行う調整委員会を設置した。（開催件数：0件）</p> <p>○障害者アート作品を通じた相互理解の促進 ・展示会の開催 イベント会場や商店街、Webサイトへの障害者アート作品の展示を行い、作品に触れる機会を通じた理解促進を行った。 （観覧者数：8,566名、閲覧回数：3,097回） ・交流イベントの開催 障害者アーティスト、学生、企業等が参加するセミナーを開催したほか、障害者アート作品展示会のためのキャッチコピー作りやタンブラー作り体験を行い、障害者と交流する機会を創出した。（計279名、22社参加）</p>
	<p>今後の課題 ○障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発について、継続的に取り組んでいく必要がある。</p>
	<p>令和6年度以降の取組 ○普及啓発用リーフレットの作成や差別相談センターの運営、障害者アート作品を切り口とした県民向け啓発・交流イベントの開催を引き続き実施する。また、新たに、障害者アーティスト、障害者アート制作支援団体、企業等のネットワークを構築した上で、障害者アート作品の商品パッケージやノベルティ等への2次利用を進め、県民の更なる理解促進、認知度向上を図り、障害を理由とする差別の解消等に向けて取り組む。</p>

対 応 状 況	<p>【経済商工観光部 国際政策課】</p> <p>取組内容</p> <p>在住外国人が地域で生活していく中で立ちはだかる3つの壁（「意識の壁」・「言葉の壁」・「生活の壁」）を取り除くため、シンポジウムの開催による意識啓発（継続）や、みやぎ外国人相談センターの設置・運営（継続）、地域における日本語教育体制構築を目的とした日本語講座未開設地域の解消や日本語教育支援者の人材育成（新規）等の各種事業を実施したほか、感染症対応として、受診情報センター及び副反応相談センターの多言語対応や感染症関連情報の情報発信を継続し、外国人が安心して生活ができる環境整備を進めた。</p>
	<p>成果（取組結果）</p> <p>みやぎ外国人相談センター及び新型コロナウイルス感染症関連の相談センターの多言語対応においては、合計で311件の相談が寄せられ、内容に応じた的確な対応に努めたほか、日本語講座の立ち上げ支援及び日本語教育支援者の育成、防災研修や地域との交流を行うなど、多文化共生社会の形成の実現に向けた取組を進めた。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>これまでの取組により、多文化共生社会の形成に向け一定の成果をあげていると認識しているが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後から県内在住外国人数は再び増加し続け過去最高を記録しており、今後も3つの壁を取り除いていくための継続的な取組のほか、災害発生時の情報発信など、在住外国人が地域でより安心して生活を送ることができるよう、きめ細かい対応が必要となっている。また、東北大学が国際卓越研究大学の認定候補となったことや、台湾の半導体工場の立地決定などにより、これまでとは次元の異なる高度人材の流入が見込まれている。</p>
	<p>令和6年度以降の取組</p> <p>R5年度末に策定した「第4期宮城県多文化共生社会推進計画」に基づき、多様性を織り込んだ新たな地域文化の醸成と、誰もが暮らしやすい環境整備を進めるため、各種事業を着実に実施し、在住外国人等が地域で安心して生活できる多文化共生社会の実現に取り組んでいく。</p>

<p>ロ 感染症及び大規模災害等危機対応</p> <p>令和4年度末の県内の新型コロナウイルス感染者数は50万人を超えたものの、ワクチン大規模接種会場の設置運営や、県内の医療提供体制の構築・強化の支援に努めるなど、感染拡大防止に向けた取組を進め、5類感染症への移行を目前に控えた令和5年度当初までに一応の沈静を見せた。</p> <p>東日本大震災からの復興については、国の第二期復興創生期間の二年目に当たる令和4年度は一部を除いてハード整備は完了となった。今後は、「みやぎ心のケアセンター」を中心とした被災者の心のケアの主体となる市町の支援にシフトしていくこととしているが、被災市町によって課題が異なる中、引き続き被災者及びそのケアに当たる被災市町に寄り添った適切な対応に努められたい。</p> <p>一方、令和4年度はエネルギーや食料・資材価格の高騰に対応するため、数次にわたる補正予算編成作業などに取り組んだ中で、7月の豪雨被害の発生や2度にわたる鳥インフルエンザの発生にも対応してきた。</p> <p>これら危機事案への対応については、引き続き訓練や個別事案ごとに生じた課題をデータに基づき具体的に分析・解決しながら、県民の安全安心のために、関連する施策の確実な実施により県の危機対応力の強化に鋭意努められたい。</p>	
対 応 状 況	<p>【復興・危機管理部 防災推進課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な自然災害や危機事案に対応するため、必要な体制整備を図るとともに、「みやぎ県民防災の日総合防災訓練」や国民保護訓練等各種訓練を実施し、災害時の実践的機能の向上及び関係機関相互の連携強化に取り組んでいる（継続）。 ・毎年度4月から5月にかけて、復興・危機管理部の配備担当職員や各出局防災主管課、地方振興事務所及び地域事務所、被災市町村初動派遣職員等を対象とした研修を実施し、危機対応力の向上及び防災体制の強化に取り組んでいる（継続）。 ・訓練や研修の実施にあたっては、Web会議や総合防災システム（MIDORI）等を活用し、様々な状況下においても防災体制を維持し、危機対応を行うことができるよう取り組んでいる（継続）。
	<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練については、令和5年6月には「みやぎ県民防災の日総合防災訓練」、令和5年9月には「宮城県9.1総合防災訓練」を実施し、関係機関や市町村との連携強化を図ったほか、蔵王山火山防災協議会による通信訓練、図上訓練等各種訓練を実施した。

	<p>・職員研修については、令和5年4月に復興・危機管理部転入者研修、配備研修（復興・危機管理部配備担当者向け）、防災業務研修会（各部署防災主管課、地方振興事務所及び地域事務所向け）、令和5年5月には総合防災システム操作研修会（市町村、消防、被災市町村初動派遣職員等向け）、圏域防災研修会（市町村、被災市町村初動派遣職員等）を実施し、危機対応における基礎知識の習得や危機対応手順の確認等に努めた。</p> <p>今後の課題</p> <p>・これまでの災害対応や訓練、組織改編等を踏まえ、事務局内の情報共有や災害対応が円滑に行われるよう手順の明確化を図る必要がある。また、令和6年能登半島地震を踏まえ、県情報連絡員等の拠点確保のための、資機材の見直し等を図る必要がある。</p> <p>令和6年度以降の取組</p> <p>・引き続き各種訓練及び研修を継続し、災害対策本部事務局内における情報共有等の手順明確化に努めていく。</p> <p>・令和6年能登半島地震における本県派遣職員等の意見を踏まえ、資機材等の確保、整備に努めていく。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【保健福祉部 精神保健推進室】</p> <p>取組内容</p> <p>○みやぎ心のケアセンターの運営（継続）</p> <p>○市町村が行う被災者の心のケアに対する補助（継続）</p> <p>○トラウマ・インフォームド・ケア（TIC）研修・サイコロジカル・ファーストエイド（PFA）研修の実施（継続）</p> <p>○精神保健福祉センターにおける依存症・自死・ひきこもりに関する相談支援（継続）</p> <p>○保健所における精神保健福祉相談・アルコール関連問題等の専門相談（継続）</p> <p>○保健所に対するトレーナー保健師の派遣（新規）</p> <p>成果（取組結果）</p> <p>○みやぎ心のケアセンターにおいては、専門職による住民支援（対面相談：1,812件、電話相談：904件）、メンタルヘルス講演会による普及啓発、自治体職員等の支援者を対象とした研修等を実施し、市町村、保健所等との定期打ち合わせ等、関係機関が連携してきめ細やかな被災者支援を行った。</p> <p>○市町村が行う被災者の心のケアの取組について、仙台市における訪問活動の強化や「こころの相談」に係る経費を補助した。</p> <p>○令和2年度までみやぎ心のケアセンターが実施していたトラウマ・インフォームド・ケア（TIC）研修・サイコロジカル・ファーストエイド（PFA）研修について、精神保健福祉センターが取組を引き継ぎ、県内市町村や保健所職員に対する人材育成を実施した（TIC（令和4年度から）：年1回開催（受講者数101人）、PFA（令和3年度から）：年1回開催（受講者数21人））。</p> <p>○精神保健福祉センター及び保健所においては、依存症・自死・ひきこもりに関する相談支援や各種専門相談により住民に対するきめ細やかな支援を継続するとともに、トレーナー保健師を活用し震災対応経験がない新任期保健師を主に、支援スキル向上のための人材育成を行った（トレーナー派遣回数：14回）。</p> <p>今後の課題</p> <p>○被災者の心の健康については、生活環境の変化や家族機能の低下など個人ごとに背景が多様化している。うつ病・アルコール関連問題・ひきこもりなど複数の問題が絡み合い、深刻化・複雑化するケースもあり、子どもから大人まで切れ目のない心のケア対策の継続が必要である。</p> <p>○沿岸市町では、当初から心のケアを担う専門職が不足していたことに加え、震災後に採用された保健師等が増加していることから、市町の活動を支える県機関の支援体制の強化と人材確保・育成が必要である。</p> <p>令和6年度以降の取組</p> <p>○震災による心の問題は長期に及ぶことから、市町村、保健所、関係機関等との連携を一層強化し、子どもから大人まで切れ目のない支援を継続する。</p> <p>○これまで取り組んできた被災地の心のケア対策について、「令和3年度以降の宮城県の心のケア取組方針」に基づき、関係機関と連携しながら円滑に地域精神保健福祉に移行する。</p> <p>○沿岸市町の活動を支える県機関の支援体制の強化と人材確保・育成について、長期的かつ安定的に取り組んでいく必要があり、引き続き確実な財源措置を国に要望していく。</p>

対 応 状 況	【農政部 家畜防疫対策室】 取組内容 <ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病に備え、資機材の備蓄、発生を想定した防疫演習や研修会を開催する。(継続) ・防疫措置を更にスムーズに行うための関係機関との連携強化を行う。(継続)
	成果（取組結果） <ul style="list-style-type: none"> ・家畜防疫対策室や各地方振興事務所単位で、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病に備えた防疫演習や研修会を実施するとともに、特定家畜伝染病の発生時の対応が未経験である民間産業廃棄物処理施設（1社）での焼却試験を行うことなどにより、危機管理意識が向上した。(令和5年度12回開催) ・備蓄倉庫（仙台市内）に鶏約10万羽規模相当の特定家畜伝染病の発生に備えた資機材の備蓄を維持した。 ・関係団体2社と特定家畜伝染病対応に関する新たな協定を締結した。
	今後の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模農場における発生時に備えた防疫措置の体制整備の継続及び関係機関との連携強化。 ・現在の備蓄倉庫の老朽化対策。
	令和6年度以降の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・発生時に備えた防疫演習や研修会等の継続開催。 ・現在の備蓄倉庫の老朽化に対応した、新たな「防疫資材倉庫」の建設による防疫資機材の備蓄体制維持。

ハ 包括外部監査への対応 「宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況について」実施された令和2年度の包括外部監査では、長沼ボート場におけるガソリン貯蔵庫の設置の必要性をはじめとする指摘事項15件及び41件の意見が示されたが、令和5年度の定期監査においても、長沼ボート場のガソリンの備蓄状況が改善されず、未だ関係法令に準拠していないと指摘したところである。 包括外部監査は、法に基づき外部の専門人材による監査により、県の監査機能の専門性、独立性の強化を図り、県民の信頼を高め得るものであり、これまでの包括外部監査において指摘や意見を受けた事案については、県政の改善のために措置状況を改めて点検されたい。	
対 応 状 況	【総務部 行政経営企画課】 取組内容 <ul style="list-style-type: none"> ・監査結果報告書に記載された指摘等の対応状況については、随時、庁内の対応状況を確認し、進行管理に努めている。(継続) ・令和5年度においても、改めて対応状況を確認するとともに、措置を講じるとの意思決定をただけで対応を完了させることがないよう、庁内ルールを改定した。(新規) ・また、これら対応状況について、県民が確認し易いよう、県のホームページを更新した。(新規)
	成果（取組結果） <ul style="list-style-type: none"> ・過年度の監査結果報告書に記載された指摘等に対する庁内の意識付けを図ることができた。
	今後の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・指摘等への対応に当たっては、調整段階にある不安定な状態が長引かないよう、早期の対応方針決定について、引き続き庁内の意識付けを図る必要がある。
	令和6年度以降の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員事務局にも情報共有し、必要に応じて事後検証による確認を行うなど、包括外部監査機能の強化を図る。

<p>二 私費会計の適正な管理・運用</p> <p>特に県立学校及び特別支援学校（以下「県立学校等」という。）では、児童生徒及びその保護者から預かる教育活動に係る負担金等、いわゆる「学校徴収金」を経理するために令和元年度行政監査時点で、88校1,792会計（1校当たり平均20会計）を公費に準じて管理しているが、過去において私的流用事案が繰り返し発生した状況があった。</p> <p>教育庁では、平成31年4月に「学校徴収金取扱マニュアル（以下「マニュアル」という。）」を作成し、令和元年7月より巡回指導を開始するなどして処理の適正化に努めており、また、監査委員としても、令和元年度には「学校徴収金」のうち、「教育振興会」「同窓会」「PTA（父母教師会）」及び「部活動後援会」の4会計を対象とした行政監査を実施し、本来公費で負担すべき経費を学校徴収金から支出していないか、学校徴収金の事務処理について内部統制が機能しているか等を検証して、20項目の意見とともに適正な管理・運用を求め、定期監査においても確認をしてきたところである。</p> <p>しかし、これらの取組にもかかわらず、令和4年度において、再度私費会計の私的流用と、これに伴う虚偽の会計書類の作成、金融機関届出印の不正使用など管理が極めて不適切な事案が県立高校において発生したことは誠に遺憾である。不祥事を起こした職員の責任は言うまでもないが、マニュアルに則って、他の職員が通帳に記帳された金額と収入・支出に係る帳簿を照合していれば不正流用の事実を把握・防止できたことから、過去の事案から学ばず、内部統制が機能していなかったものと断ぜざるを得ない。</p> <p>繰り返される私費会計の私的流用は、県政に対する信頼を大きく失墜させる行為であるため、県立学校等のみならず、これを私費会計を扱う組織全体の固有のリスクとして捉えたとともに、過去に起きた他の不正事案も参考に、不正発生の3要素（「動機」「機会」「正当化」）に対応した取組を改めて徹底されたい。（3）特に県立学校等においては、研修を開催するなどして整備したマニュアルの再周知を図っているが、巡回指導の際などにマニュアルの遵守状況の確認を徹底するほか、学校間相互での確認等新たな管理手法も検討の上、その根絶に向けて強力に取り組まされたい。</p>	
対 応 状 況	<p>【総務部 行政管理室】</p> <p>取組内容</p> <p>「動機」や「正当化」は内面的なものであり、職員に対し、服務規律の確保及び倫理の保持を働きかけることが肝要である。このため、日頃から、階層別研修における公務員倫理の講義、「心のみだしなみ」チェックシステムによる自己チェック、総務部長通達「職員の職務に係る倫理の保持について」の発出など、あらゆる機会を捉えて全職員に周知徹底を図り注意喚起しているほか、所属において職員の服務指導を担当する管理職員を対象として、不祥事の防止等をテーマに講義及び情報共有・意見交換を行う管理者支援を実施することにより、指導水準の向上を図っている（継続）。</p>
	<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修における公務員倫理の講義： 新任職員、主事・技師、主査級、主任主査級、班長、総括課長補佐級、技能労務職員 ・「心のみだしなみ」チェックシステムによる自己チェック： 令和5年8月～9月に約5,000名が実施 ・総務部長通達「職員の職務に係る倫理の保持について」： 令和5年4月17日及び令和5年11月27日発出 ・管理者支援（会議方式）： 令和5年10月～11月に6回実施、約110名が参加
	<p>今後の課題</p> <p>これまでの不祥事案の発生状況を踏まえ、職場における服務指導水準の向上や、研修や通達等あらゆる機会を捉えた倫理保持の周知・啓発を継続していく必要がある。</p>
	<p>令和6年度以降の取組</p> <p>引き続き、あらゆる機会を捉えて全職員に周知徹底を図り注意喚起するとともに、管理者への支援を行っていく。</p>
対 応 状 況	<p>【出納局 出納総務課】</p> <p>取組内容</p> <p>○令和6年3月開催の内部統制システム推進会議幹事会において、「私費会計に係る不適切支出」を部局リスクとして選定し、各部局に周知するとともに対策を促した。（新規）</p> <p>○不正発生の「機会」が発生しないよう、通帳と金融機関届出印の別管理や定期的な残高確認の実施など、私費会計における内部統制の強化について指導を行っていく。（継続）</p>
	<p>成果（取組結果）</p> <p>○部局リスクとして選定したことにより、各所属の計画策定時に「私費会計に係る不適切支出」を重点リスクとして認識する独自取組の整備例を作成など、当該リスクに係る対策の促進が期待できるようになった。</p> <p>○主管課総括課長補佐会議を通じて、各部局に対し私費会計の不適切事務事案を周知することにより注意喚起を図った。</p>

	<p>今後の課題 ○私費会計について、公会計と同様の内部統制が機能するよう、所属の意識向上を図る必要がある。</p>
	<p>令和6年度以降の取組 ○私費会計に係る内部統制の意識向上に向けて、関係課と調整を行っていく。</p>
対 応 状 況	<p>【教育庁 高校財務・就学支援室】 取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に判明した私的流用を受け、全県立学校等を対象に実態調査を行ったところ、マニュアルの共有と理解が不十分な状況が確認されたため、令和5年3月、マニュアルを見直し、内部統制の重要性やマニュアルの意義、チェックポイントを明確化したところであり、校長会議をはじめとする各種会議や様々な研修等を通じ、マニュアル遵守の重要性やポイント等について周知し、マニュアルの浸透・定着を図った。(拡充) ・令和5年度から、全県立学校等が自らマニュアルの遵守状況について定期的に総点検を行うこととしたほか、巡回指導を強化し、実地での状況確認と改善指導を行った。(拡充) ・学校間相互確認を一部地域で試行するなど、新たな管理手法も取り入れながら、根絶に向けて取り組んだ。(拡充)
	<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校等において、内部統制及びマニュアル遵守の重要性、管理のポイント等について共通理解が進み、校内でのマニュアルや私費会計一覧の共有、研修体制や金融機関届出印の管理体制の強化等に取り組む動きが確認された。 ・巡回指導（45校）等で把握した、管理上注意を要する事項や好事例等を学校へ情報提供し、改善取組へと繋げた。 ・学校間相互確認（14校で試行）では、外部の目が入ることで内部統制の意識の向上や、各校の実務の進め方を具体的に学ぶことで業務改善の意欲の向上が認められた。
	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度にも県立高校において私的流用が判明したことから、効果的な管理手法等について抜本的に見直しを行っていく必要がある。
	<p>令和6年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校等への事前予告なしの実地指導など新たな手法も取り入れながら、私的流用の根絶を重点課題として取り組む。 ・教育庁関係課室で構成する検討体制を組織し、学校現場と一体となって、持続可能で効果的な管理手法を検討するとともに、キャッシュレス化や働き方改革、DXなどの動きにも対応した新たな会計の在り方について検討を進めていく。

前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況

事項	<p>高等学校等育英奨学資金貸付基金について</p>
	<p>(基金運用状況審査意見書 P66)</p> <p>高等学校等育英奨学資金貸付基金の奨学資金貸付金償還金については、収入未済額が約4億1千万円で、前年度に比べ約3千万円増加しており、各種対策を講じてはいるものの、増加傾向に歯止めがかからず、今後の貸付に支障が生じることが危惧される。</p> <p>引き続き、収納促進策を講じるほか、貸付時の本人及び連帯保証人への条件説明を徹底するなど収入未済の発生抑制に積極的に取り組むとともに、未納者の連帯保証人に対する催告等の速やかな実施や債権回収業務委託の活用など、今後の債権管理に万全を期されたい。</p>
対応状況	<p>【教育庁 高校財務・就学支援室】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還方法については、原則口座振替としているが、残高不足や口座を解約した場合など、償還期日に口座振替できない場合に、振込用紙同封の督促状を送付し納付を促した。(継続) ・未納状態が継続している者には、年2回、未納額総額を明記した納付催告書を送付し納付を促すとともに、2か月以上の滞納者に対しては、年2回、その保証人宛に催告文書を送付し納付を促した。(継続) ・平日昼間に電話が繋がらない者に対しては、朝夕に電話による督促を行った。特に、返済初期で未収金がある者に対して重点的に電話を行い、償還猶予等に関する情報提供を行うとともに、滞納額について納付を促した。(継続) ・口座振替期限を迎え、滞納額が少額な奨学生(保証人)に対し、納付催告書を送付するとともに、重点的に電話による督促を行った。(新規) ・滞納者が現金納付を希望したときにタイミングを逃さず受領できるよう、就学支援班の職員全員を現金取扱員に指定した。(継続) ・償還口座について、奨学生口座と保証人口座のいずれかを選択できることとした。(継続) ・住所の異動を届けずに転居した者など、所在不明な滞納者に対しては、住民基本台帳ネットワークシステムや公用請求等による居住地調査に取組み、速やかに督促を行った。(継続) ・償還方法について、奨学生が償還しやすいよう、月賦償還、半年賦償還、年賦償還、月賦と半年賦償還の併用償還の4種類の方法を選択可能とした。なお、納付相談等により、一時的に償還困難な状況が判明した滞納者に対しては、その滞納額をさらに分割して納付することを可能とした。(継続) ・生活保護、失業中、育児休業等の無給・減額など、経済的困窮等により償還が困難な奨学生に対しては、償還の猶予申請を案内し、新たな収入未済の発生抑制に努めた。(継続) ・校長会議等において、収入未済が増加している状況を説明し、申請時の面談、決定時の交付式や卒業を迎えるタイミング等において奨学生に対し、償還金が新たな奨学資金の貸付原資になっており、償還が滞ることにより制度の運用に支障を来すことから、就労後は滞りなく償還することを、奨学生に対して丁寧に説明するよう依頼した。(継続) ・債権回収会社(サービサー)へ業務委託を行い、対象者を見直すなど回収困難案件の回収に取り組んだ。(拡充) ・収入未済縮減に向けた取組を確実に推進するため、「高等学校等育英奨学資金 収入未済縮減に向けた取組方針」(以下「取組方針」という。)を策定した。(継続) ・貸付実績の多い学校を訪問し、貸付決定時や卒業時に、奨学生に対して償還金が奨学資金の原資に充てられる制度の仕組みと償還の重要性等について指導するよう依頼した。(新規)
	<p>成果(取組結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度の収入未済 410,767,784 円のうち、38,079,415 円(9.3%)を回収し、収入未済の縮減に努めた。

今後の課題

- ・当該貸付金は、国の特殊法人等整理合理化計画により旧日本育英会から移管され、平成17年度から県事業として貸付を開始した事業であり、最初の大学卒業生が発生した平成24年度から償還対象者が年々増加し、令和2年度が償還額のピークを迎え、収入未済額も増加している。
 - ・貸付金の償還は、10年程度の長期間に行われているが、償還対象者のうち、例年3割前後の方が未納になっているのが現状である。
- この割合を減少させるため、貸付時においては、「貸付を受ける（返済を要する）」という自覚を強く持つこと、償還が新たな貸付金の原資になることなど、制度の趣旨を丁寧に説明していく必要がある。
- ・また、貸付後においては、債権管理を徹底するとともに、滞納案件に対しては取組方針に基づき、初期段階で速やかに督促状や電話等で納付を促し、滞納を長期化させない対応を確実に行う必要がある。
 - ・さらに、近年、償還対象者及び保証人が自己破産する案件が増加していることから、将来にわたり回収を見込むことができない案件等の対応について検討が必要である。

令和6年度以降の取組

- ・取組方針に基づき、滞納者や保証人に対して、督促状の送付、電話等による督促、納付催告書の送付などの対応を行うとともに、訪問督促については、滞納者のほか保証人に対しても積極的に行っていく。(継続)
- ・2か月以上の滞納者の保証人に対する催告文書の送付を年2回以上実施する。(継続)
- ・債権回収会社（サービサー）への業務委託による回収を継続して行う。(継続)
- ・貸付決定時の交付式など機会を捉えて、保証人に対しても償還の必要性などの説明を行うなどして、「連帯して債務を負う」ことの意識付けを依頼する。(新規)
- ・償還対象者及び保証人が自己破産した場合の債権放棄についての事務処理方法の検討・実施を進める。(新規)